

平成25年第1回(3月)川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月5日)	
○開 会	6
○開 議	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○行政報告	6
○会議録署名議員の指名	1 2
○会期の決定	1 2
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9
○議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託	2 0
○議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託	2 1
○議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託	2 2
○議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託	2 3
○議案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託	2 4
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2
○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3
○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4
○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5
○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 6
○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 1
○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 1
○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4
○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5

○議案第23号～議案第29号の上程、説明、質疑、委員会付託	66
○散 会	80

第 2 号 (3月22日)

○開 議	83
○諸般の報告	83
○一般質問	83
森 照 信 君	83
中 澤 莊 也 君	87
長 塚 誠 君	99
鈴 木 多津枝 君	108
芹 澤 廣 行 君	123
中 田 隆 幸 君	130
○議案第5号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	137
○議案第6号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	139
○議案第7号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	140
○議案第8号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	142
○議案第9号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	143
○発言の訂正	145
○資料の訂正	145
○議案第23号～議案第29号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	146
○川根本町議会議員派遣の件	166
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	167
○第一常任委員会及び第二常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	167
○閉 会	168

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	長	塚		誠	君
2番	中	澤	莊	也	君
3番	芹	澤	廣	行	君
4番	中	村		優	君
5番	中	野		暉	君
6番	高	畑	雅	一	君
7番	森		照	信	君
8番	中	澤	智	義	君
9番	久	野	孝	史	君
10番	鈴	木	多	津枝	君
11番	中	田	隆	幸	君
12番	板	谷		信	君

不応招議員（なし）

平成25年第1回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成25年3月5日(火) 午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 2号 川根本町集落センター等負担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 3号 川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 4号 川根本町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 5号 川根本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6号 川根本町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第 7号 川根本町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第 8号 川根本町が管理する準用河川の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第 9号 川根本町水道布設工事監督者配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第10号 川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第11号 川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 川根本町障害福祉サービスセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第14号 駿遠学園管理組合規約の変更について
- 日程第17 議案第15号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第18 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について(創造と生きがいの湯)
- 日程第19 議案第17号 平成24年度川根本町一般会計補正予算(第7号)

- 日程第20 議案第18号 平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第19号 平成24年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第20号 平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第21号 平成24年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第22号 平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第23号 平成25年度川根本町一般会計予算
- 日程第26 議案第24号 平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第27 議案第25号 平成25年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第28 議案第26号 平成25年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 日程第29 議案第27号 平成25年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第28号 平成25年度川根本町温泉事業特別会計予算
- 日程第31 議案第29号 平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

出席議員（12名）

1番	長塚誠君	2番	中澤莊也君
3番	芹澤廣行君	4番	中村優君
5番	中野暉君	6番	高畑雅一君
7番	森照信君	8番	中澤智義君
9番	久野孝史君	10番	鈴木多津枝君
11番	中田隆幸君	12番	板谷信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤公敏君	副町長	小坂泰夫君
教育長	杉山広充君	総務課長	西村一君
企画課長	羽倉範行君	税務課長	澤本勝美君
福祉課長	栗原卓君	生活健康課長	山下安男君
産業課長	長嶋一幸君	建設課長	大石守廣君
商工観光課長	筒井佳仙君	教育総務課長	大村敏正君
生涯学習課長	藤森敦君	会計管理者兼 出納室長	渡邊清君
監査委員	柳原義六君		

事務局職員出席者

議会事務局長 前田修児

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（板谷 信君） ただいまから、平成25年第1回川根本町議会定例会を開会いたします。

◎開 議

○議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として、町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承ください。

◎諸般の報告

○議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

2月20日、町長から第1回定例会の招集告示をした旨通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案29件が町長から提出されております。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（板谷 信君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君） どうもおはようございます。

本日は、平成25年第1回定例会の開催をお願いいたしましたところ、御多用の折にもかかわらず、議員全員の御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

去る2月21日には、議会基本条例の素案がまとまり、行政との意見交換会が行われました。地方分権時代を迎え、地方議会の重要性が高まる中、議員の皆様自らが議会の責任を自覚され、議会運営のあり方を真剣に議論し、素案の段階とはいえ、これまでにまとめられたものの説明を行うとともに、行政に対して率直な意見を求められたことに、心より敬意を表するとともに、改めて町長として自らの責任の重大さを痛感している次第であります。

昨年暮れの衆議院総選挙において自民党が圧勝し、政権への返り咲きを果たしました。安部首相は2月28日の衆議院本会議において、就任後初の施政方針演説に臨みました。

初めに、「力強い日本をつくるのはほかの誰でもない。私たち自身だ。私たち自身が誰かに寄りかかる心を捨て、それぞれの持ち場で自ら運命を切り開いていこうという意志を持たない限り、私たちの未来は開けない。日本は今、幾つもの難しい課題を抱えている。しかし、くじけてはいけない。共助や公助の精神は、懸命に生きる人同士が苦楽をともにする仲間だからこそ、何かあれば助け合う」と自立の精神を強調しました。

経済政策については、「若者たちが未来は明るいと思えることができる力強い日本経済を立て直すことが私たち世代の責任だ」と述べ、「大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢を力強く射込む」としました。

農業政策については、「健康的な四季の移ろいの中で、きめ細やかに育てられた日本の農産物は、世界で豊かな人が増えれば増えるほど人気が高まるに違いない。そのためには、攻めの農業政策が必要だ。日本は瑞穂の国、息をのむほど美しい棚田の風景、伝統ある文化、若者たちが美しいふるさとを守り、未来に希望を持てる強い農業をつくる」としております。

また、「我が国が持つ医療技術や環境技術の積極的な活用を図るとともに、日本のコンテンツやファッション、文化・伝統を生かし、世界の人を引きつける観光立国を推進することに加え、クール・ジャパンを世界に誇るビジネスにしよう」と述べました。

環太平洋経済連携協定、いわゆるTPPについては、「聖域なき関税撤廃は前提でないことをオバマ大統領との会談の中で確認した。今後、政府の責任で交渉参加について判断する」としました。

原発については、「福島原発事故の反省に立ち、原子力規制委員会のもとで、妥協することなく新たな安全文化をつくり上げる。安全が確認された原発は再稼働する」と述べ、「省エネルギーと再生可能エネルギーの最大限の導入を進め、できる限り原発依存度を低減させる」としました。

さらに、防災・減災対策など安全・安心の国づくり、いじめや体罰、子育てなど暮らしの不安への対応、北朝鮮の核実験、尖閣諸島、竹島、北方領土など領土をめぐる課題など緊迫した事態も懸念される中で、日米安保体制の強化を図りながら、外交、安全保障政策には腰を据えて取り組むことを訴えました。

我が国経済の現状を概観してみますと、まだ具体的な施策が施されたわけではありませんが、安部首相が訴える経済政策、いわゆるアベノミクスが好感を持って迎え入れられ、それ

が株式市場や為替市場に反映し、何となく明るい兆しが見えております。

2月の経済月例報告によると、基調判断については「景気は一部に弱さが残るものの下げどまっている。輸出はこのところ緩やかに減少している。生産は下げどまっている。企業収益は大企業を中心に下げどまりの兆しが見られる。設備投資は弱い動きとなっている。企業の業況判断は改善の動きが見られる。雇用情勢は依然として厳しさが残る中で、このところ改善の動きに足踏みが見られる。個人消費は底がたく推移している。物価の動向を総合的に見ると、緩やかなデフレ状況にある」としており、アベノミクスがまだ具体的に動いていないことから、生産や経済活動の現場にまで浸透していないことがわかりますが、「先行きについては、当面一部に弱さが残るものの、輸出環境の改善や経済対策の効果などを背景にマインドの改善にも支えられ、次第に景気回復へ向かうことが期待される。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また雇用・所得環境の先行き等にも注意が必要である」と、先行きに期待を寄せながらも、海外の動向や雇用環境、国民の所得がそれに伴っていくかという点に注意が必要だとしております。

川根本町においては、人口減少、少子化、高齢化が進み、地域社会そのものの力が急速に弱まっております。このようなことから、茶業を中心とした農業や林業、そして商工業や建設業、観光業など地域全体に厳しさが漂っております。これに何とか歯どめをかけ、活路を見出していかなければなりません。

そのために、川根本町再生元年の年としなければなりません。幸いアベノミクスによって、まだムード先行とはいえ、景況には改善の兆しが見えかかっております。景気が人々のマインドによって、周囲のムードによって左右されることは実証済みであります。

また、国も県も現下の経済状況、産業界の現状を捉えて景気を支え、後押しするための様々な経済対策を打ってくると思われまますので、それらの動向を見きわめながら、それらの対策とあわせて、有効かつ時宜を得た施策を展開していかなければなりません。

そのためには、安部首相が施政方針演説で言われたように、地域の産業を担う皆様に自らが強い体質に切り替えていこうという、自主・自立・自助の精神を持っていただかなければなりません。確かに地域の産業界の現状を見ると、高齢化、後継者不足など体質が弱まっていることは事実でありますので、自主・自立・自助を促すような施策展開を行っていく必要があると考えます。

今まで再三申し上げてきましたが、地域の活性化の基本は人口、「ヒト」の動きにあります。「ヒト」が大勢いる、「ヒト」が大勢集まる、この「ヒト」に伴って、「モノ」と「カネ」と情報も動くということでもありますので、定住人口を増やす施策、交流人口を増やす施策の両面展開が必要となります。

平成25年度の予算編成方針としては、昨年12月定例会でも詳しく申し上げましたが、第1次総合計画後期基本計画に沿って、水と森の番人が創る癒しの郷・川根本町、豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、誰もが安心して暮らせるふるさとの実現に向けて、安全と安心のま

ちづくり、元気で活力に満ちたまちづくり、住民が夢を持って明るく前向きに取り組めるまちづくりの3つを柱としました。

安全と安心のまちづくりは、住民の皆様の命と財産を守るという最も重要な施策であります。我が国は、地震列島、災害列島と言われるように、阪神淡路の大地震以来、大きな震災や豪雨災害が起こっております。静岡県でも40年もの間、東海地震の発生が心配され続け、今、新たに南海トラフを震源域とする巨大地震発生の可能性が極めて高いと言われております。背後に山林を控える本町においては、地震ばかりでなく豪雨による土砂災害、そして長島ダムがあるとはいえ、近年の降雨の状況を見ると、大井川や支流など河川の氾濫も考えなければなりません。これらの自然災害に対する防災、減災対策を怠ってはなりません。

また、高齢化が進む中で、火災による痛ましい事故や交通事故、労務災害なども発生しております。交通基盤の整備、安全対策も進めなければなりませんし、日常生活の中で相互に注意を促すための啓発活動なども行っていかなければなりません。

平成25年度における安全・安心のまちづくりのための施策としては、デジタル防災行政無線システム共同整備事業が最も大きな事業となりますが、自主防強化事業としての自主防配備用非常食の購入、消火設備など避難所における資機材整備などの防災対策のほか、高齢者や子育て世帯世代を抱える世帯に皆様の負担を軽減するための施策として、従来南部地域と北部地域でサービスに違いが見られた在宅高齢者への配食サービス事業を統一し、そのほか外出支援サービス、子育て支援サービス、子ども医療費の助成など、きめ細かなサービスを進めてまいります。

また、安全・安心の面からは、地域医療の充実も重要でありますので、各診療所の医療機器の整備の充実を図るとともに、医師会や歯科医師会など関係機関の皆様方との緊密な連携関係を築きながら、地域医療の充実に努めていきたいと考えております。

ふじのくに・ネットワークの遠隔診療システムについては、山間地医療のモデルとして注目されつつありますし、住民の安全と安心を担保する上で極めて有効なシステムであると考えておりますので、県立総合病院、島田市民病院等とのさらなる連携強化を図り、推進していききたいと考えております。

元気で活力に満ちたまちづくりという点からは、1次産業である農林業、2次産業の製造業や建設業など、そして3次産業としての商業、サービス業などが一体となつての農商工観光の連携、6次産業化を推進していかなければなりません。

農林業については、従来どおり、基盤整備をはじめ農林業の作業の効率化、省力化を図るための機械設備の導入など補助制度の充実を図るとともに、流通に結びつけるための施策を進めていきたいと考えます。

茶の市場開発を目指して、ここ3年間ほど新たな試みを続けてきました。これらは一朝一夕には効果があらわれるものではありませんが、事業を継続する中で、業界の皆様意識の変化も感じられるようになりました。地域の皆様の目の色が変わってこそ、本当の意味での変革

につながっていくわけでありますので、現在、お茶とお菓子のコラボレーションのためのスイーツコンテストや、海外市場へのチャレンジ等試みておりますが、茶農家、茶商の皆様など茶業にかかわる皆様と連携しながら、さらに取り組んでいく必要があるのではないかと考えます。

林業については、先ほど申し上げた林業機械の導入などのほか、作業道の整備や間伐事業などの推進を図るほか、木材の利活用の推進を図る事業を進めていきます。

農林業については、安定的な供給体制を整備するとともに、グリーンツーリズムやエコツーリズムなどニューツーリズムへの対応も、新たな事業展開として考えていく必要があると思っております。このような活動を継続する中で、川根本町の農林業に取り組む姿を見ていただき、理解を深めていただくことが消費拡大に必ずつながると考えるからであります。

元気で活力に満ちたまちづくりという点では、アベノミクスの効果なのか、景況改善への期待が膨らみ、個人消費も若干ながら動き始めているということでもありますので、これを後押しするという意味も含め、さらに地域商工業の振興という観点から、ささやかではありますが、21年度から23年度まで3年間実施して好評を得た20%のプレミアムつき商品券発行事業への補助を引き続き行います。

また、24年度で3年を経過しましたが、施主からも建築業者からも評判のいい住宅リフォーム推進事業費補助制度を継続させます。

また、24年度にスタートさせながら、PR不足や設備投資意欲がもう一つ盛り上がらなかったことなどによって取り組む人がなかった、おもてなしの店づくり整備事業費補助制度などについては、商工会や金融機関とも密接に連携をとりながら推進したいと考えます。

これらは、いずれも住宅リフォーム、あるいは店舗や営業施設改善の意欲を喚起しながら、地域の中に資金を循環させることによって、町内に流通する通貨の量を少しでも拡大させようというものであります。

また、交流人口を増やすために、町内のキャンプ場を利用する人に対して、指定管理による入浴施設の割引チケットを配布することによって、町営観光施設等の誘客拡大を図る事業や、誘客増加のためのツアー企画の立案など、観光協会とも連携しながら進めていきたいと考えます。

観光交流人口の増加を図るという視点とともに、公共交通機関、つまり地域住民の足の確保という点からも、大井川鉄道の存在を忘れてはなりません。通常、地方鉄道は沿線住民が支えることによって成り立っておりますが、大井川鉄道は事情が違います。観光利用者によって支えられています。

現在、大井川鉄道はSLを運行することにより何とか維持されておりますが、格安旅行など旅行形態が変化する中で、SLの乗車区間を短縮する傾向が強まってきました。観光入り込み客の減少する中で、旅行形態の変化が大井川鉄道の経営を圧迫するようになりました。観光交流人口を招き入れることによって活性化を図ろうという面からはもちろん、さらに進むであろう高齢社会における高齢者の足の確保という面からも、大井川鉄道の存在は今後さ

らに重要になると考えます。線路基盤や客車の老朽化も進んでおり、様々な面からの支援を念頭に置かなければならない、そのような状況になっているのではないかと考えております。

S Lを毎日運行する大井川鉄道とアプト式鉄道、湖上駅、関の沢鉄橋など名所を有する井川線は、テレビなどマスコミによって報道される機会も非常に多く、発信力も大きいことから、沿線一帯をレールパークと位置づけ、大井川沿いのお茶街道、風景街道とともに様々な展開を図っていきたいと考えます。

ことにS Lの終点であり、井川線の起点ともなる千頭駅には、S Lの汽笛が音風景百選の一つに選定されたことを機に完成した音戯の郷があり、これの再生を図るためにも、レールパークのセンター的な機能を持たせていくことが、より本町の観光振興につながるのではないかと考えるものであります。まずは、レールパーク構想を様々な角度から研究・検討するための場を設けたいと考えます。

元気で活力に満ちたまちづくりのくくりの中では、特に交流に重点を置いたことから、予算説明資料では、人が行き交い、にぎわいのあるまちづくりと別建てとしております。

これは単なる観光交流ではなく、都市と山村、上流と下流、県外の町との交流、海外との交流など、地域や文化の違いを超えて継続的な交流を図る中で、相互に見聞を広め、理解を深めることによって、地域住民の民度や意識を高めることができるような交流につなげていこうという意味合いを込めたものであり、このような交流活動を続けることによって、住民の皆様もまちづくりに夢を持って、明るく前向きに参画できるようになるのではないかと考えるからであります。

千年の学校や川根茶塾など、都市の皆様も含めて地域産業や地域文化を学び、相互理解を深めようとする講座や縁結び事業、あるいは緑のふるさと協力隊の交流活動なども積極的に進めていきたいと考えます。

定住対策としての空き家バンク事業など、定住促進策も積極的に進めていかなければなりません。地域内での学びと交流を推進するための地域コミュニティなどの活動については、川根本町では地域の皆様に何かと御負担もかけましたが、23年度から24年度にかけて地域自治振興事業を行いました。各地域で地域活動の拠点となる集会所の耐震化や修繕を図っていただいたり、その他の様々な地域課題に取り組んでいただきました。

また、地域で取り組む生涯学習にも取り組んでいただいております。これからは隣近所、コミュニティの活動が大変重要になってきます。東日本大震災においても人々の絆の大切さが強調されました。日ごろの密度の高いおつきあいが、いざというときの大きな力になるのです。デジタル社会が進展する中で、ますます心の結びつきが大事になってくるのです。いやしの里づくり事業などのほか、人材育成事業も進めていきます。

川根本町は、少子化も急速に進み、児童生徒の数が大幅に減少しております。一部の小学校では複式学級が導入され、中学校においては十分な部活動もできないという状況があらわれており、父兄の皆様からも大切なお子様の将来への影響を懸念される声が上がっていると

聞いております。これらの問題に対処するため、学校教育のあり方を検討協議する場を設けていきたいと考えております。

また、教育の面では、静岡県立川根高等学校の生徒数が減少していることに大きな不安を感じておられることと思います。母校を思う同窓会の皆様やPTAの皆様など、川根地域の大勢の皆様が川根高校のことを心配されております。町としても川根高校に大きな関心を持ち続けていきたいと考えております。

また、少子化が進み、高齢化が進む中で、老後への不安も大きく、地域の皆様にとっては最も関心の高い問題として、福祉施策への期待も大きいのではないかと考えます。憂いのない老後をいかにして過ごすのか。この地域をついの住みかとして、安心感と誇りを持ち続けながら過ごすことできるようなにするには何をしたらいいのか。福祉を担う施設や人の問題、財源の問題、心配は尽きませんが、皆さんの不安に丁寧に答えながら、安心していただけるような方向を、自主・自立・自助の精神を、まずしっかり持っていただくことを前提としながら、相互に助け合える、弱者に優しい社会の実現を目指したいと考えております。

また、これらを進める上で、道路交通網の整備は非常に重要であります。国道362号線と473号線、そして県道の改良整備については、引き続き要望活動を強めていきたいと考えております。また、町道や農林道については、交付金や補助金、有利な起債等により積極的に整備を図っていきたいと考えております。皆様方の深い御理解と力強い御協力を切にお願いするものであります。

本定例会では、条例制定5件、条例改正8件、規約変更2件、指定管理者の指定1件、補正予算6件、予算7件の計29件について御審議をいただきます。よろしく御審議の上、御採択いただきますようお願い申し上げます。行政報告にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（板谷 信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、中野暉君、6番高畑雅一君を指名します。

◇

◎会期の決定

○議長（板谷 信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの18日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月22日までの18日間に決定しました。



◎日程第3 議案第1号 川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(板谷 信君) 日程第3、議案第1号、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第1号、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を説明します。

議案1ページ、新旧対照表1ページをごらんください。

今回の改正議案は、スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)、これがスポーツ基本法(平成23年法律第78号)に全部が改正され、これに伴い、体育指導員がスポーツ推進委員と名称が変更されました。

この名称変更に関し、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第1、報酬額表の職名欄中、「体育指導員」を「スポーツ推進委員」に改正するものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第1号、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第2号 川根本町集落センター等負担金徴収条例の一部を改正する条例について

○議長(板谷 信君) 日程第4、議案第2号、川根本町集落センター等負担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第2号、川根本町集落センター等負担金徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案2、3ページ、新旧対照表2、3ページをごらんください。

集会所の管理及び修繕に係る経費につきましては、旧中川根町では町有施設、旧本川根町では自治会と、対象となる集会所の所有が異なることから、その負担割合については、本条例及び川根本町地区コミュニティ施設維持修繕事業費補助金交付要綱において、均衡を図っているところであります。

修繕のうち消防用設備については、小規模な修繕として集会所を管理する自治会の負担となっています。これら消防用設備に関連して火災等の事故が発生した場合、未然に事故を防止する目的で消防法等関係法令が改正され、その対応のため自治会の負担が生じることになります。そのため集会所の防火体制に万全を期するとともに、それに要する経費の負担を軽減することを目的に、補助の対象に消防用設備を加える改正を行うものです。

今回の改正では消防用設備の交換・修繕に対する自治会の負担は3分の1としています。また、自治会が所有する集会所の負担も同様とするため、川根本町地区コミュニティ施設維持修繕事業費補助金交付要綱もあわせて改正を行うものです。

以上、川根本町集落センター等負担金徴収条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告をしたんですけれども、事前にいろいろ聞き取りをしまして、わかったこともありますので。

3点を通告してあります。消防法改正の内容については大体わかりますし、皆さんもわかると思いますので、ここでは取り下げます。

2番目の集会所ごとに更新の対象となる消火器の数を把握していますかという点では、お答えをお願いします。

それから、3点目の、今回更新しないものも今後の更新の際には対象となるのかということで、この条例は時限立法ではないので、対象となるということも明らかになりましたので、これは取り下げます。

そして、新たに、今まで全額地区の負担になっていたということですが、消火器そのものを更新するということは余りなかったんじゃないかと思うんです。中の薬剤の取り替えについては、防災訓練などのときに無料で、その訓練に使うということで、期限が来たものから順に使っていたから、地区の負担にならずに取り替えることができていたんですけれども、今回ここで3分の1を地区の負担にするということにした理由ですね。

こういう防災というのは非常に大事なことで、しかも旧中川根側は町の所有の集会所であり、町の財産であり、それを守るということは、一番大もとには行政の責任があると思うんです。地区の皆さんが一生懸命守ってくださっている、そのことに報いるためにも、私は3分の1の負担ではなくて、こういうものは、せめて中の消火液と同じように、地区に負担がかからないようなやり方ができなかったのかなど、補助体制にできなかったのかなと思うんですけれども、ここで3分の1の負担を残したという理由をお伺いします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） まず3点のうちの2点目については、消火器の質問ということだったものですから、集会所ごとに更新の対象となる消火器数を把握しているかということですが、おおむね把握しております。

それと、加えられまして、新しく、3分の1の補助というのは、全額補助ができなかったというお話ですが、今までにつきましては、消火器につきましては、特に消火器自体は基準がありませんでした。設置されていれば、永久というんですか、そのまま使えたわけでございます。しかし、今度の改正によりまして、10年を限度とするということになりました。それは薬剤ではなくて消火器そのものでして、その消火器のそのものの腐食等があった場合に危険ですので、交換するよという法改正によるものでございます。

それによりまして、今までは、今までの条件でいきますと、全額各地区にお願いするということになっておりましたものですから、旧本川根地区におきましては、所有者も使用者も

両方、権限が、管理する義務が、そちらの方は全額あるわけですが、所有者と使用者が一緒なものですから。それによりまして全額地区にお願いしていたということで、それで旧中川根の方におきまして、それに合わせまして同じように地区にお願いしていた次第でありますので、それを今回は全額、義務的には地域にお願いしていたものを、3分の1のお願いですることによってさせていただきたいということで、上程させていただいております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 3分の1にしたという理由は、今お答えがなかったわけですが、旧本川根側で全額負担になっていたということで、その前に課長は、こういう器具そのものの交換というのは今までなくて、中身の交換はあったけれども、というふうな話だったわけですね。だから今回、新たに器具を交換しなければならないという、その期限があるよという法律改正がされたことによって新たに負担が生じるもので、今までそのところを全くうたっていなかったというのは、そういう負担がなかったから、うたっていなかったんではないでしょうか。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） それまでにつきましても、消火器につきましても、安全性を考えれば、交換を各地区で行っていただいたと思っております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ということは、消火器本体も交換をこれまでもしてきて、それは全額地区の負担でやっていたものを、今回地区の負担を3分の1に軽減して、交換とか新設も、新規に置く場合も、本数がもし変わって、例えば本数を増やしなさいとかになったときも、この補助でやっていけるということですね。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 議員の言われるとおりでございます。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 今、回答したとおりなんですけれども、今回は省令の改正に伴って、今までの消火器が破裂事故とかそういう中で、耐圧的に問題があるのではないかとこの中において省令改正が行われ、3年ごとの点検というんですかね、それが義務づけられたということ。

それで、現在設置されているものについては、23年1月1日に改正されたわけなんですけれども、猶予期間というか1年間あって、その間に設置されたものについては、これから今後11年間の設置が継続されると。いわゆる前規定の中に適用が継続されるというものであります。

ただ、その中であって、26年3月31日までに耐用年数10年を迎えるもの、それから構造上腐食等があって、これを換えなければならないというものにあっては、それらを交換しなさいという規定がなされてあるわけであって、この間において、26年4月1日以降は、詰め替えということではできなくなります。26年3月31日までは、詰め替えというものも可能である

ということですがけれども、今までは、小規模集会所等の小規模な修繕の中にあつて、御負担をいただいていたんですけれども、今後においては、通常、消火器の設備と同様に、3分の2のこちらの助成をして、御負担を3分の1という形でお願いしていきたいというふうに整備強化をするというものでありますので、そのように御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号、川根本町集落センター等負担金徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがつて、議案第2号、川根本町集落センター等負担金徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第3号 川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第5、議案第3号、川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第3号、川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

議案の4ページ、新旧対照表の4ページをごらんください。

本議案は、現在、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づいて、川根本町シルバー人材センターが施設の管理を行っております。施設利用料金につきましては、従来、年間利用料を事前に見込んで、必要経費から先に差し引いた額を指定管理者側に委託料として支払っています。

しかし、利用者数の減少等の理由から、年間施設利用料が事前に見込んで差し引いた額に満たなかった場合には、指定管理者側の実質の負担となってしまうという課題があります。また、施設利用料を事前に見込んで必要経費から先に差し引くことで、予算書上には施設年間利用料が数字としてあらわれてこなかった形となっています。

そのあたりの明朗化、明確化を図る必要があることから、年間利用料金全額を指定管理者側から町に雑入として納付していただき、町は、その1割相当額を指定管理者側に利用料金取り扱い手数料として支払うという形で、改善を図りたいと考えます。

こうすることで、事前に差し引いた分の年間利用料金に満たなかった場合、指定管理者の負担は改善でき、利用者数が伸びれば、その1割相当額として受け取る手数料も伸びていくこととなります。また、年間利用料金も明確化できるものと考えます。

このような改善を図るために、川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正したいものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 2点通告したんですけれども、2点目の方だけ質問をいたします。

指定管理者となるシルバーの努力が、こうすることで反映されるというふうな説明もあったわけなんですけれども、私は収入をシルバーに入れる方が、シルバーの収入とする方が、その努力の反映はできるのではないかと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（栗原 卓君） ただいまの御質問ですが、大体年間4,000人ぐらいで利用者数が推移しております。それで、今まで、今現在ですけれども、超過した人数分だけ指定管理者側の利益になっておりましたが、4,000人に満たない結果となった年度につきましては、指定管理者側の負担になっていました。

22年4月から23年7月まで1年4カ月の間、温泉の供給が停止された経緯があります。それで、21年度が66万円、それから23年8月から24年7月までの利用料が63万7,800円でありました。従来の方でいきますと、66万円の利用料収入の場合は、6万円が実質の指定管理者側の利益となり、63万7,800円では3万7,800円の利益となる計算であります。年間利用料を全額納付いただいて、1割相当額を指定管理者側に取り扱い手数料として支払う形にした場合は、66万円ですと6万6,000円の収入になります。それから、63万7,800円ですと6万3,780円という利益になります。そうすることによりまして、指定管理者側には、従来の方より利益となる額が多くなるということです。

それから、また4,000人に満たなかった場合、管理者側の損失となってきましたが、このような形にすれば、指定管理者側の損失ということも避けることができると考えております。以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号、川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第3号、川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第4号 川根本町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第6、議案第4号、川根本町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第4号、川根本町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案5ページ、新旧対照表5ページをごらんください。

今回の改正は、向井飲料水供給施設の管理を受託している向井水道組合より、組合員が高齢のため地元管理ができなくなったため、町管理に変更したい旨の申し出がありましたので、平成25年度から管理運営を町管理に変更するため、条例の改正を行うものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号、川根本町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第4号、川根本町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第5号 川根本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（板谷 信君） 日程第7、議案第5号、川根本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第5号、川根本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について御説明いたします。

議案の6ページをごらんください。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び第105号）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）の施行に伴い、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた指定地域密着型サービスの人員基準及び設備・運営に関する基準は、サービスの指定権者である市町村の条例で定めることとされました。

町では今回の法改正を受けて、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定し、あわせて基準の詳細を定める規則を制定します。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、川根本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第8 議案第6号 川根本町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（板谷 信君） 日程第8、議案第6号、川根本町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第6号、川根本町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について御説明いたします。

議案の7ページをごらんください。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び第105号）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）の施行に伴い、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた指定地域密着型介護予防サービスの人員基準及び設備・運営に関する基準は、サービスの指定権者である市町村の条例で定めることとされました。

町では今回の法改正を受けて、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定し、あわせて基準の詳細を定める規則を制定します。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、川根本町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第9 議案第7号 川根本町が管理する町道の構造の技術的基準
等を定める条例の制定について

○議長（板谷 信君） 日程第9、議案第7号、川根本町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第7号、川根本町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案8ページから10ページをごらんください。

今回の条例制定は、平成23年5月2日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、道路法（昭和27年法律第180号）が改正され、これまで法令で規定されていた町道の構造の技術的基準等については、各自治体において条例で定めることとされたため、本町においても、今回町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定を行うものであります。

なお、技術的基準等は規則で定めるよう委任し、政令で定める基準を参酌して規則を制定するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第7号は、第2常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、川根本町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定については、第2常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第10 議案第8号 川根本町が管理する準用河川の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

○議長(板谷 信君) 日程第10、議案第8号、川根本町が管理する準用河川の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第8号、川根本町が管理する準用河川の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案11ページから12ページをごらんください。

今回の条例制定は、平成23年5月2日に公布された国の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、河川法(昭和39年法律第167号)が改正され、これまで準用河川の構造は政令で定められていた基準を準用してきたが、改正により各自治体において条例で定めることが必要となったため、本町においても、今回準用河川の構造の技術的基準等の条例制定を行うものであります

なお、技術的基準等は規則で定めるよう委任し、政令で定める基準を参酌して規則を制定するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第8号は、第2常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、川根本町が管理する準用河川の構造の技術的基準等を定める条例の制定については、第2常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第11 議案第9号 川根本町水道布設工事監督者配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

○議長（板谷 信君） 日程第11、議案第9号、川根本町水道布設工事監督者配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第9号、川根本町水道布設工事監督者配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。
議案13ページから16ページをごらんください。

今回の条例制定は、平成23年5月2日に公布された国の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、水道法（昭和32年法律第177号）が改正され、これまで法令で規定されていた基準の一部について、各自治体において条例で定めることが必要となったことから、本町においても水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定を行うものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第9号は、第2常任委員会に付託したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、川根本町水道布設工事監督者配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定については、第2常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第12 議案第10号 川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長(板谷 信君) 日程第12、議案第10号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第10号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案17ページから19ページ、新旧対照表6ページから9ページをごらんください。

今回の改正は、平成23年5月2日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、公営住宅法(昭和26年法律第193号)の一部が改正され、これまで公営住宅法で定められていた入居収入基準と裁量階層の範囲、また公営住宅の整備基準について、各自治体において条例で規定することとなったことにより、本町においても、今回町営住宅管理条例の一部を改正するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ありませんか。10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) 鈴木です。

今まで委員会に付託となった条例制定と同じようなものだと思うんですけども、町営住宅管理条例があるということで、これにくっつけて一部改正というか、これは新規の条例制定にできなかったということのようだと思うんですけども、そのために、題名に整備が入るので、今まで管理条例としていたのを「管理」もとって、町営住宅条例というものに変えるということだと思うんですけども、普通は、管理条例に新たに整備という項目が入るのだったら、管理及び整備に関する条例とか、そういうふうにするのではないかなと思うんですけども、それはどう

でしょうか。

それと、公営住宅法の改正では、地方公共団体が地域の実情に応じて整備基準条例を定めるというふうにしているわけですので、本来だったら新規条例制定にするべきだと思うんですけども、そうしない理由は何なのか。しなくてよかったのかどうか、その点を確認します。

それから、3点目ですけれども、第3条の2と続くのに、間に、第3条の2の後ですけれども、入れるのは、第3条の2というのは第3条とつながっているものですが、第1章の2というふうを書くのは何か不自然な感じがするんですけども、こういうもの、一つの関係する規定の中に章を入れるということがあり得るのかどうか、この点もお聞きいたします。

それから、4点目の第6条の入居者の資格で、第2号イを削除しているわけですが、これは全協でも聞いたんですけども、公営住宅法に定めてあるから要らないというふうな説明だったと思うんですけども、全く同じ内容なんですか。金額は幾らとしてあるのか、お聞きいたします。

それから、5点目です。第6条のアとイ中ということで、新旧対照表を見ていただくとわかるんですけども。

第6条の第2号のところですが（2）ですね。同条のアとイというところに、その後「第1号イの条例で定める金額は」というふうに条文がなっているんですけども、これは法第23条第1号イの条例ではないですよ。イの部分について、条例で定める金額という意味だと思いますので、ここに「条例で定める」という言葉を入れると非常に、「第1号イの条例で定める金額は」と、何か理解にすごく私は時間がかかったんですけども、こういうふうに「の条例」というふうに入れなければいけないのでしょうか。「第1号で定める金額は」で、これは当然条例なわけですから、条例とわざわざ言う必要はないんじゃないかと思うんですけども。

6ですけれども、アとイに掲げる金額なんですけれども、アとイ、2万4,000円と15万8,000円という金額が出ているんですけども、これは今までと同じ金額なのでしょうか。この点を、6点お聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） それでは、ただいまの御質問につきまして説明させていただきます。

まず、1点目でございますけれども、整備も入るので、管理をとるとのことですが、普通は整備を追加するのではないかという御質問でございますけれども、今回の一部改正に当たりましては、地域主権改革一括法の解説という解説書と、静岡県県営住宅条例を参考として進めてまいりました。

その解説書によりますと、条例の名称は住民にとってわかりやすい名称として、一般的な

町営住宅条例の名称とすることが、こういった場合考えられるという解説がございました。そういったこともありまして、今回、当町もそれに倣ったものでございます。また、県営住宅につきましても、静岡県県営住宅条例という名称に改正をされております。

それから、新規条例制定でなくていいのかという御質問でございますが、自治体が様々な事務についての技術的な事柄を定める場合には、条例ではなく、規則で定めることが通例となっております。今回の一括法による公営住宅の関係につきましても、技術的なものが多いため、現行の町営住宅施行規則がございましたので、その規則の中に整備基準を盛り込むように条例で規則に委任するというようにしたために、新規条例の制定ではなく、一部改正としたものでございます。

次に、第3条の2と続くのに、その間に第1章の2と入れるのは不自然ではないのかという御質問ですが、今回、第1章の2と入れましたのは、第1章の総則から内容が切り替わるために追加をいたしました。

町営住宅条例は、全6章65条で構成をされておりますが、2章を3章、また4条を5条として繰り下げる手法もございましたけれども、1章あるいは1条ずつ繰り下げるという手法を使いますと、1条、2条という条の番号、それから章の番号も動くものが多くなりまして、事務が非常に煩雑になるということが予想されましたので、今回は第1章の2、第3条の2を追加するというようにいたしました。また、県営住宅の条例につきましても同様の手法で改正がなされております。

それから、第6条の入居者の資格で、第2号イを削除した理由は何か、また公営住宅法に定められているから要らないとの説明でありましたが、同じ内容か、また金額は幾らとしてあるのかという御質問ですが、今回の地域主権一括法の改正によりまして、町営住宅条例の上位法であります公営住宅法の第24条、入居者資格の特例というものが改正をされまして、この中に激甚災害に関する特例が明記をされることになりました。このことによりまして、町営住宅条例で明記する必要がなくなったものでございます。金額につきましては、改正前と同様21万4,000円でございます。

次に、第6条ア、イの中の「の条例」というものは要らないのではないのかという御質問でございますが、この「の条例」というものを削除いたしますと、法第23条第1号イで定める金額という内容の表現に変わってしまいまして、そうしますと、公営住宅法で定める金額ということになってしまいます。そういたしますと、町の裁量の余地がなくなってしまうということになりますので、この「の条例」という文言は必要と考えております。

それから最後になりますけれども、アとイに掲げる金額は今までと同じかという御質問ですが、これにつきましては、今までと同じ金額でございます。アにかかわりますものが21万4,000円、イにかかわるものが15万8,000円という金額でございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 質問の中に、第1章、それから第1章の2、それから条文の第3条、第3条の2というところの中での御理解の点があったかと思しますので、ちょっと補足をさせていただきますと、条文は一応、題目、それから中のところにおいては、章、節、款、それから、もう一つの分類としては、条、項、号という分類に分かれるんですけども、それぞれがグループが違うというふうな解釈で、章については、条文のところとは同じ系列ではないものですから、飛ぶということは当然あり得ます。

その中の「の2」という部分ですけども、法律的に解釈しますと、「の2」というのは、前の3条と3条の2のというのは、全く同格の条文であって、3条を補足する条文ではないということで御理解いただきたい。1章についても同じように、1章の2というのは、1章を補足するものではないということで、独立したということで考えていただきたい。

もう一つ、条例というのは、それぞれ制定をする場合と、それと一部改正というような形で、溶け込むというような形、いわゆる溶け込み条例ですね、こういうのがあんですけども、溶け込む条例の場合は、いわゆる条文のところは、先ほどの説明の中にもありましたように、溶け込む方が、理解というんですか、解釈しやすいというような場合は、そのような条文改正を行う、どちらも選ぶことができる段階に中において、そういうに選ぶということもあると、いわゆるテクニックの問題だというふうに御理解をいただきたいと思います。

もう一つ、あくまでもこれは国の法律、県の法律に準ずる法律という形で、この地域に限定する条例であるということにおいて、あくまでも条文に従って行うということでありまして、先ほどの23条の関連についても、そこで定めてあるところでの事業主体が条例で定めなさいという規定がありますので、そこは「の条例」と、まあ、「の定める」ということはそういうことを規定するということになります。

あとは以下解説したとおりでありますので、以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第10号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第11号 川根本町障害程度区分認定審査会の委員
の定数等を定める条例の一部を改正する
条例について

○議長（板谷 信君） 日程第13、議案第11号、川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第11号、川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案20ページ、新旧対照表10ページをごらんください。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）は平成24年6月27日に公布され、その一部が平成25年4月1日から施行されることになっております。そのため、本条例において関連する障害者自立支援法を引用している箇所の改正を行うものです。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 法律改正による文言が変わったことで、それを変えるというものなんですけれども、その法律がここに、第1条に書かれていますけれども、障害者自立支援法を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるということで、この法律のそのものの中身の違いが、どのようなものが具体的にあるのかなのか、その点をお聞きいたします。

それから、2点目に、当町における障害者支援の課題を、今回求められているものとは、この条例改正の中身とはちょっと離れますけれども、この条例のもととなる一番大きな意義ですので、この課題について認識が何かありましたら、お聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（栗原 卓君） 第1番目の質問ですが、本人負担やサービスの中身にどんな違いがあるのかということですが、本人負担につきましては変更ありません。それから、障害者の範囲の中で、難病患者というのが加わりまして、難病患者等で症状の変動などによ

りまして身体障害者手帳の取得ができないが、一定の障害にある方々に対しまして、障害福祉サービスを提供するように、できるようになります。

それから、2番目の当町における障害者支援の課題は何かという御質問ですが、当町はサービスの提供できる事業所が少ないこと、現在、社協の2カ所のみです。それから、また実施していないサービスがあるため、受けられないこともあるということです。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 本人負担に変更がないということですがけれども、障害者自立支援法というのは、全国で大変な反対の運動が起きて、民主党さんは、さきに政権交代するときに、この障害者自立支援法は廃止しますという約束をして政権交代されて、その後ずっと委員会みたいなのを開いて、障害者を入れて検討していたんですけども、それを自公、民主党3党合意で、この長い総合支援法というんですかね、簡単に言うと、それを成立させたということで、中身の変更がないというのは、本人負担に変更がないというお答えだったんですけども、応益負担が、障害者にとってサービスを受けるということが益だという考え方は、もう本当に人権侵害だということで批判が上がったものですがけれども、それはそのまま応益負担が残るということですか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（栗原 卓君） 1割負担は残るということです。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 1割負担というのが、とても重度の障害者、たくさんサービスを受けなければいけない人ほど、その1割が金額にすると大きくなるということで、障害が重い人が1割の応益負担を払いなさいということに対して、大きな批判の声が上がったわけですよね。それがそのまま残るという認識でいらっしゃるのか、あるいは、その後、このことについて改善がされまして、低額所得者に対しては、住民税非課税世帯の人とかは1割負担ではなくて、軽減が図られたと思うんですけども、そのところは御存じでしょうか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 障害者自立支援法の制定当時、いろんな課題というものがあった、それらについては逐次改正をされてきたということで、今、お話しのとおりでありますけれども、ただ、いまだにやはり課題というものがあるということは、地域サービス、地域にお返しするというんですか、地域に返っていただくと。以前の制度は、入所中心ということで、やはりこれは基本的な人権という意味においても、障害を持たれた方々についても、地域に自立、自主的というんですか、権利の中で生活していただくと、そういう法律趣旨のもとに改正というか、制定をされたわけなんですけれども、やはりそういう中には多くの課題を持っていたということ。

ただ、今、御指摘いただいたことも、まさしくそういうところにあるところなんですけれ

ども、ただその解決というんですか、そういう方法の中に、やはり障害認定区分というところがかかなり大きなものになるだろうと。こういう中において、今回その中に一部改正という形で、特に知的とか精神障害の方について、非常に見えにくいものの、じゃ認定をどうするのかとか、そういう部分とか、それから、今後においては、一応通常の相談事務が、これが計画等をつくる意味での相談事務を加えていくとか、いろんな意味合いで移行していくと、そういう途中過程にもあるというふうに思うんですけれども。特に今、障害を持たれている方々が地域の中のグループホーム等に加わっていく中においても、高齢になってきたという中において、こういう介護とか、そういう部分と、その境が難しくなっているということもあって、今回、駿遠学園等の中にもありますように、これを一体化して、そういう中でより手厚いものにしていきたいというものが、今回改正の主なところではないかなというふうに思っております。

ただ、これから市町村の役割等も定められていると、本法ですよ、そういうのもありますけれども、これからは意思決定というような、御本人の意思決定とか、そういうものの明確化も含めて、今後の中で取り組みをしていかなければならないというふうに、課題と思っております。これも、法律の方もそういう改正方向に進んでいくであろうと思われま

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号、川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第11号、川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第14 議案第12号 川根本町障害福祉サービスセンター条例
の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第14、議案第12号、川根本町障害福祉サービスセンター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第12号、川根本町障害福祉サービスセンター条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案21ページ、新旧対照表11ページから12ページをごらんください。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）は、平成24年6月27日に公布され、その一部が平成25年4月1日から施行されることとなっております。そのため、本条例において関連する障害者自立支援法を引用している箇所の改正を行うものです。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 先ほど副町長の詳しい説明の中に、少しあったからやめようかなと思ったんですけども、通告しているので、再度、認識を新たにするためにもう一度聞きます。

1点ですけども、共同生活介護を共同生活支援に改めるということで、第4条第2項ですかね、あるんですけども、その違い、共同生活介護と共同生活支援、今までの、言葉だけの違いではないと思いますので、説明をお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 今回、改正は大きく2つあるというところで、先ほど担当課長も申しましたように、重度障害、この方々が制度の谷間にあったというところがあって、これを障害者の定義として治療法を確立すると、そういうところにも一つありましたけれども、もう一点は、御質問の中にあつたように、共同生活の、障害を持たれている方々の生活ということで、現実の実態としては、グループホームとケアホームは包括、一緒に行っている施設が50%を超えているという段階もあります。それから、先ほど申しあげましたように、これから高齢化してきているという中において、障害を持たれる方々に対して柔軟に対応していくという、こういうサービス体系を持つということを、これに基づいて統合しているというふうに理解してよろしいのではないかと思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号、川根本町障害福祉サービスセンター条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第12号、川根本町障害福祉サービスセンター条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は10時40分からとします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時41分

○議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇

◎日程第15 議案第13号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第15、議案第13号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第13号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案22ページ、新旧対照表13ページをごらんください。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布され、その一部が平成25年4月1日から施行さ

れることになっております。

また、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が公布され、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正部分についても、平成25年4月1日から施行されることとなりました。このため、本条例において関連する障害者自立支援法が改正され、同法を引用している箇所の改正を行うものです。

以上、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第13号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第16 議案第14号 駿遠学園管理組合規約の変更について

○議長（板谷 信君） 日程第16、議案第14号、駿遠学園管理組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第14号、駿遠学園管理組合規約を変更する規約につきまして御説

明いたします。

議案の23ページ、新旧対照表の14ページをごらんください。

本議案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保険福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律により、障害者自立支援法が改正され、規約中同法を引用している条文等を改めるものです。

本議案は、地方自治法第286条第1項の規定による構成団体協議、知事許可申請のため、地方自治法第290条に規定される議会の議決を要する協議であり、議決を求めるものであります。よろしく申し上げます。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号、駿遠学園管理組合規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第14号、駿遠学園管理組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第17 議案第15号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地公共団体の数の減少及び規約の変更について

○議長（板谷 信君） 日程第17、議案第15号、静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第15号、静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

議案24ページ、新旧対照表15ページから17ページをごらんください。

本案は、議員及び職員の公務災害や退職手当等に係る事務の共同処理をお願いしております静岡県市町総合事務組合の構成団体の変更による規約の変更が生じたため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

今回の構成団体の変更は、西伊豆広域消防組合が解散することとなったため、本組合から脱退するものであります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号、静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第15号、静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については原案のとおり可決されました。



◎日程第18 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について

（創造と生きがいの湯）

○議長（板谷 信君） 日程第18、議案第16号、公の施設の指定管理者の指定について（創造と生きがいの湯）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第16号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案の25ページをごらんください。

川根本町創造と生きがいの湯につきましては、平成25年3月31日に指定の期間が満了するに当たり、川根本町シルバー人材センター理事長、土屋鉄郎氏より指定管理者指定申請書の提出があり、1月28日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請者の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を川根本町シルバー人材センター理事長、土屋鉄郎氏に選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議案を上程いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告に基づいて、3点通告しましたけれども、1番目の質疑ですけれども、シルバー人材センターに継続で指定管理を契約更新する議案なんですけれども、今後の運営や施設の問題点などをどのように考えているか伺います。

それから、2点目ですけれども、全協で配付された資料なんですけれども、利用状況が直近と言いながら、直近の1年間としながら、8月から7月までということで、昨年7月までの資料でした。これは直近とは言えないんじゃないかと思うんですけれども、なぜこのようなことをされたのか伺います。

それから、3点目ですけれども、資料に利用客の推移、年度ごとあるいは月比較ですね、そういうもの、何かその比較ができる推移もないし、指定管理料の収支状況表というのもありますけれども、これにも備考の欄に指定管理料、施設利用料、繰越金とか、題名という言葉は書かれているんですけれども、全く金額が書かれていないということで、これは25年度の予算で確認させていただくことにしまして、このような材料で審査をされたのか、そして継続を決めたのか、その点を伺います。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（栗原 卓君） 1番目の今後の運営や施設の問題点ということですが、土曜日と祝祭日、平均の利用者数2.5人であります。それから午後の1時から5時までの間の利用者数6.78人であります。それから夜間の5時から8時までの利用者数6.92人であります。

それから、多目的室や軽作業室の利用実績も少ない現状にありまして、この施設の設置目的や施設の利用方法、用途が町内全域、町民に十分に周知できていないというのが要因の一つとしてあります。今後、住民の周知を徹底させるという必要があると思います。町としましても、指定管理者に経費のかからない方法で、広報の協力をしていきたいと思っております。

それから、利用者の安全確保のために、体調不良の方が発生した場合におきまして、応急手当が対応できますように、従事する方に応急手当の知識、また技術の習得に努めていただけるよう、消防署の協力を得まして講習会の機会を持つことを考えております。

それから、緊急時の対応としまして、担架を1台常備できるように予算の方に計上させていただいております。施設利用者の増加や利用者の安全確保にさらに努めたいと考えております。

それから、2点目の直近1年間としながら、8月から7月までとしたのはなぜかという御質問ですが、22年4月から23年7月まで1年4カ月の間、温泉の供給が停止されていたという経緯があります。そのために、ここに上げてあります23年8月から24年7月の期間を直近の1年間の利用者数として上げさせていただきました。

それから、3番目の指定管理料の関係ですが、これは予算の特別委員会、25年度のところでまた詳しく説明をします。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 施設の問題では、かなり最近修理を繰り返しているわけですが、課長が今、広報に努めたいというふうにおっしゃられたのは、多分、全協で私が、休みのときが全くわからなくて、わざわざ行ってみないとわからないということ、高齢者の人たちが言っているということを使ったものですから、そういうふうに広報のところに力を入れるという答弁があったのかなと思ったんですけども、施設の故障が老朽化なのか、管理上の問題なのか、そこのところはよくわからないんですけども、その点について、どのようにお考えがあるのかお聞きしたいです。それから、直近の1年間ということの一昨年の8月から昨年の7月までということで、7月からだともう半年以上たっているわけですよ、今。だったら、直近と言うなら、例えば昨年の12月前の1年間とか、そういうところが出せるはずだと思うんですけども、課長の答弁では、22年4月から23年3月まで停止していたからという答弁だったけれども、これは理由にはならないと思いますので、さらにその点をお聞きします。

それから、この審査会というんですか、指定管理者を継続するかどうかという審査を開かれたと思うんですけども、そこでもこのような資料で審査したのですかということにも、お答えがありませんでしたのでお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 私の方は審査会の担当だものですから、先ほどの説明の方をさせていただきます。

審査会につきましては、先ほども福祉課長の方からお話もありましたとおり、22年度につきましては丸々休業という形、それから23年度につきましては、7月中旬までお休みという形だったものですから、なかなか参考にはならないということで、24年度の実態と25年度の予算等を精査させていただいて、その中で判定させていただきました。3年間の内容という

のは、なかなかつかみにくいものですから、今年度と来年度の予算についてで審査させていただいて、適当と認めたものでございます。

○議長（板谷 信君） あと2つ。

（「審査会で資料、これを使ったんですか」の声あり）

○議長（板谷 信君） 誰でいい。じゃ、副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 指定管理者の審査委員会、私が一応座長ということで務めておりますので、お答えをいたします。

審査委員会については、資料は当然それぞれの資料を提出をさせるわけでありますけれども、審査の内容というものは、例えば、条例にうたわれている生きがいの湯条例、この趣旨目的にあって運営をされているかどうかとか、基本的には最初はそういう形をやっていくんですけれども、この管理の方針がしっかりと定められているかどうか、それに伴って運営を行っているか、運営が適正であるかというようなこと。

それから、どうしても運営の中において、この施設の特徴的なものもあった中に、なかなかこれは採算性がとれない、そういう施設であると。収入料が極端に少ないという中であって、じゃ、利用料金体系をどういうふうにしていくのかというようなことも含めた中で、また、それから管理においての人員、それから本来の条例の中に定めておる目的と、目的以外に運用されている部分がどういう整理をされるのかとか、それから管理体制、それから施設の、先ほど言われた中にもありましたように、老朽化であるのか、それか運営状況によってなのかとか、そういうようなものも当然聞き取りをしながら、現運行しているところに、そういうものも、確認というものもとりながら、事前にそういうものも指摘をした中で、前回、全協でも説明しましたように、11月ですか、前回の議会において、本来ですと提出するべきところではあったんですけれども、そういうところがしっかりとつかめ得なかったという中において、今回の提案になったわけでありますけれども、当然そういう中においては、収支状況の明確化、それからサービス向上、先ほど広報等に含めた中で、そういうものも適正になされているかどうかというものも、総括的には全て指摘事項とした中で、最終的には総合判断をしております。

この生きがいの湯については、設立のときの経緯とか、地域性というものがかなり、多分な要因が占めているところもありますので、そういうところも参酌というんですか、しなければならぬ部分もあります。

ただ、そうは言っても、今後の運営の中で、やはり公金を使用して運営していくことでもありますので、これは、税金はあまねく広くという形、そういうものと、また公平・公正さを必要とするという中においては、今後のこの施設のあり方というものも含めた中で、検討課題としていかなければならないと、これが大きな課題でもあるんじゃないかというふうに考えております。

先ほど資料の中で、8月から7月と1年間の状況をお示しすることによって、大体の客と

いうんですか、入り込みの動向がつかめるという中で、たまたま7月の中旬までが千頭温泉の揚湯ポンプの故障があって供給できなかったということがありますので、そういう出し方になってしまったんですけれども、今後の中では、そういう資料検討のところも含めて、反省するところは反省した中で、検討材料としていきたいと思います。

ただ、冒頭に言いましたように、利用料金体系のところはかなり大きな部分を占めているところにあります。例えば、その利用料金によって全ての運営が賄える施設であるのかどうか、それから、全てをいわゆる町が支出して行うべき施設であるのかどうか、それから、施設の利用料金体系の一部を徴収した中で、それから不足する部分を充当する、そういうような3つに分かれるわけなんですけれども、今までは、その利用料金体系60万という数字を直接指定管理者の歳入として、明確でないところもあるし、逆に言うと、だんだん入り込みが少なくなっている現状の中において、その60万円を下回ってくるということも発生してきたという中において、それでは、安定的な運営確保の意味からも、利用料金の1割を取り扱い手数料的な勘案というような形をして安定を図りたいと、努力等を反映できるものにしていきたいということも含めた中で、総体的に、そういう今後の運営、直近の運営体系、それから従前、福祉の向上、健康増進、介護というようなものが規定はされてはおりますけれども、じゃ乳児健診等は、そこのところに本来おいてどうなのかという問題もありますし、それらについては、文化会館のですね、より広い施設の方へ25年度からは移行するというような、総括的などころを検討しながら、最終的な結論に至ったというところであります。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号、公の施設の指定管理者の指定について（創造と生きがいの湯）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第16号、公の施設の指定管理者の指定について（創造と生きがいの湯）は原案のとおり可決されました。

◇

**◎日程第19 議案第17号 平成24年度川根本町一般会計補正予算
(第7号)**

○議長（板谷 信君） 日程第19、議案第17号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第7号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第17号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第7号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,635万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億2,761万円としたいというものであります。

第2表では、繰越明許費の限度額をお願いするものです。

第3表では、地方債の借入限度額について補正したいものがあります。

今回の補正予算は、町内の吊り橋点検業務委託料の追加と有害鳥獣捕獲報償金の増額、県営中山間地域総合整備事業の事業費増加に伴う負担金の増額、事業の進捗状況により決算を見込んだ事業費の補正が主な内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

一般17ページをごらんください。

第1款議会費、第1項議会費は848万円の減額です。実績見込み等に基づく議員報酬、議員期末手当、議員共済会負担金及び議会会議録作成業務委託料を減額するものです。

一般17ページ、18ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は420万8,000円の減額です。基金管理費は、基金の利子について、実績見込みに基づく減額と、庁舎管理費は、開発センター裏側の町有地の有効活用に向けての工事請負費の増額と、山村開発センター等運営費は、施設の空調機器故障に伴う修繕料の追加です。

一般19ページをごらんください。

第2項企画費は639万4,000円の減額です。まちづくり事業費は、友好都市推進事業の実績見込みに基づく減額と、いやしの里づくり事業の実績見込み等に基づく交付金の減額、地域振興基金の充当減による財源更正をお願いするものです。

一般19ページから21ページをごらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費は32万3,000円の増額です。社会福祉総務費は、創造と生きがいの湯のボイラー故障に伴う修繕料の増額、老人福祉費では、敬老祝い記念品代及び在宅配食サービス事業委託料、外出支援サービスに利用する車両購入費、シルバー人材セン

ター育成事業費補助金、敬老事業費補助金について、実績見込みに基づく減額、老人保護措置費では、障害者等加算対象者の見直しによる保護措置費の増額をお願いするものです。介護保険費では、介護認定ソフト改修に伴う業務委託料の追加による介護保険事業特別会計への繰出金の増額補正をお願いするものです。後期高齢者医療費は、特定健診委託料、特定健診事務委託料、人間ドック費用助成委託料について、実績見込みに基づく減額と、県後期高齢者医療広域連合前年度精算負担金について、前年度の医療給付費確定に基づく負担金の増額をお願いするものです。

一般21ページから24ページをごらんください。

第2項児童福祉費は3,361万4,000円の減額です。児童福祉施設費、子育て支援対策費については、実績見込みによる臨時職員等の賃金、社会保険料、需用費、工事請負費、負担金補助及び交付金、扶助費、児童クラブ業務委託料の減額と、平成23年度保育所運営費国県負担金の返還金の追加をお願いするものです。子どものための手当費は、対象者数変更等の実績見込みによる減額です。

一般24ページをごらんください。

第3項災害救助費は250万円の減額です。これは、昨年度の台風により被災された富沢地区の方々の避難に係る家財等借り上げ料及び家賃支援について、実績見込みによる減額です。

一般25ページ、26ページをごらんください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は2,991万7,000円の減額です。母子保健費、予防費、健康増進費は、実績見込みによる検診等委託料、扶助費の減額です。診療所管理費は、実績見込みに基づく地域医療支援事業委託料の減額、いやしの里診療所特別会計への繰出金の減額補正、環境衛生費は、実績見込みに基づく合併処理浄化槽設置費補助金の減額、飲料水供給施設費は、平栗飲料水供給施設整備工事費の実績見込みによる減額です。

一般26ページをごらんください。

第2項清掃費は287万6,000円の減額です。塵芥処理費は、資源ごみ回収のためのコンテナ購入費の増額、45リットルごみ袋不足による印刷製本費の増額、ごみ収集車等の修繕料の増額、実績見込みに基づくごみ収集運搬業務委託料、一般廃棄物処理委託料、ガラス・陶器類処理委託料の減額をお願いするものです。

一般27ページ、28ページをごらんください。

第6款農林水産業費、第1項農業費は400万3,000円の減額です。農業振興費では、町産業振興関係団体活動費補助金及び特産物振興事業費補助金について、実績見込みによるそれぞれの減額、茶業推進対策費では、川根茶パンフレットと一煎茶パックのしおり等の印刷製本費及び特産物振興事業費補助金、農業関係事業費補助金を実績見込みにより、それぞれ減額するものです。農業農村整備事業費は、県営中山間地域総合整備事業負担金について、県営事業費増加に伴う負担金の増額と、農地・水環境保全向上対策事業負担金の交付団体の減及び補助金の減額等に伴う負担金の減額です。自然休養村運営費は、実績見込みに基づく耐震

補強計画設計業務委託料の減額です。地籍調査事業費は、実績見込みに基づく地籍調査委託料の減額をお願いするものです。

一般28ページ、29ページをごらんください。

第2項林業費は2,561万4,000円の減額です。林業振興費では、実績見込みに基づく有害鳥獣捕獲補償金の増額と、森林情報システム保守点検業務委託料の減額をお願いするものです。町有林管理費は、実績見込みに基づく町有林造林業務委託料の減額、林道藤川線開設工事に伴う支障木の先行伐採が、県が開設事業費の中で対応することによる支障木処理業務委託料の減額をお願いするものです。林道費は、林道蕎麦粒線改良工事1工区の事業取りやめによる測量設計委託料及び工事請負費の減額と、県営事業費減に伴う負担金の減額です。治山費は、久野脇治山工事取りやめによる工事請負費の減額をお願いするものです。

一般29ページ、30ページをごらんください。

第7款商工費、第1項商工費は2,318万円の減額です。商工業振興費は、実績見込みに基づくおもてなしの店づくり整備事業費補助金の減額と、地域振興基金の充当減による財源更正です。観光費は、塩郷誘客施設整備事業を翌年度施工することによる登記手数料、調査測量業務委託料、工事請負費、土地購入費の減額と、実績見込みに基づく交通整理業務委託料及び大井川流域観光プロモーション事業委託料の減額です。温泉施設費は、接岨峡温泉ポンプ改修事業費の減額に係る繰出金の補正をお願いするものです。

一般31ページをごらんください。

第8款土木費、第2項道路橋梁費は310万円の減額です。道路新設改良費は、県施工の道路整備事業の変更による負担金の減額、橋梁維持費として本年2月10日に、浜松市天竜区において発生したつり橋事故を受け、川根本町内に存在する13橋のつり橋のうち、架設年度が古い8橋の橋梁点検業務委託料の追加と、国庫補助金の増額による財源更生をお願いするものです。

一般31ページをごらんください。

第3項河川費は470万円の減額です。砂防費は、土砂災害ハザードマップ作成に係る印刷製本費の追加と、県施工の急傾斜地対策事業の変更による負担金補助交付金の減額をお願いするものです。

一般32ページをごらんください。

第9款消防費、第1項消防費は2,169万2,000円の減額です。非常備消防費は、過疎対策事業債の変更に基づく財源更正です。消防施設費は、実績見込みに基づく耐震性貯水槽整備工事費及び詳細設計による第8分団1部詰所解体工事費の減額です。災害対策費は、実績見込みによる減額です。

一般32ページ、33ページをごらんください。

第10款教育費、第1項教育総務費は1,038万4,000円の減額です。教育諸費は、教育相談員不在による報酬費の減額と、実績見込みに基づく私立幼稚園就園奨励費と奨学金貸付金の減

額です。通学バス等運営費は、実績見込みによる通学バス運行管理業務委託料の減額をお願いするものです。

第2項小学校費は317万7,000円の減額です。学校管理費は、実績見込みによる工事請負費及び備品購入費の減額です。教育振興費は、実績見込みによる遠距離通学事業費補助金の減額です。

一般33ページ、34ページをごらんください。

第3項中学校費は258万円の減額です。学校管理費は、中川根中学校テニスコート修繕工事費の追加と、実績見込みによる備品購入費の減額です。教育振興費は、実績見込みによる中学生海外英語研修事業委託料及び車両借上料、備品購入費の減額をお願いするものです。

一般34ページ、35ページをごらんください。

第4項社会教育費は55万1,000円の減額です。社会教育総務費は、参加者減による小学校5年生県外、これは新潟ですが、体験学習委託料の減額です。生涯学習推進費は、参加者減による生涯学習推進協議会委員研修のための費用弁償の減額です。

一般35ページ、36ページをごらんください。

第5項保健体育費は158万4,000円の減額です。保健体育総務費は、実績見込みによるオリンピック出場広報のほりほか激励啓発品の減額と、大村あすみ選手がオリンピック出場による現地応援助成金の減額です。海洋センター運営費は、実績見込みによる臨時職員賃金の減額です。学校給食施設費は、勤務日数増加に伴う調理業務臨時職員及び運搬業務臨時職員賃金の増額と、業務集約に伴う厨房機器点検業務委託料の減額、実績見込みによる備品購入費の減額をお願いするものです。

一般36ページをごらんください。

第11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費は、過年度災害復旧債減額による財源更正です。

一般36ページをごらんください。

第12款公債費、第1項公債費は812万7,000円の減額です。実績見込みによる利子の不用分を減額するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

一般9ページ、10ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は932万4,000円の減額です。実績見込みによる保育所運営費負担金と子どものための手当負担金の減額補正です。

一般10ページ、11ページをごらんください。

第2項国庫補助金は225万2,000円の減額です。教育費国庫補助金は、実績見込みによる幼稚園就園奨励費補助金の減額、衛生費国庫交付金は、合併処理浄化槽設置費補助金の減額に基づく循環型社会形成推進交付金の減額と、土木費国庫交付金は、高郷・田野口停車場線舗装工事に係る円滑な拠点間交通の確保交付金の減額、15m以下の主要橋梁の点検及び修繕計

画策定に係る既存施設の長寿命化交付金の増額をお願いするものです。

一般11ページをごらんください。

第14款県支出金、第1項県負担金は347万2,000円の減額です。実績見込みによる保育所運営費負担金と子どものための手当負担金の減額です。

一般11ページ、12ページをごらんください。

第2項県補助金は1,023万円の減額です。衛生費県補助金は、合併処理浄化槽設置費補助金の減額に伴う合併処理浄化槽設置費補助金の減額です。農林水産業費県補助金は、地籍調査事業の減に伴う国土調査費補助金の減額と、町有林の間伐事業取りやめによる森林整備加速化・林業再生事業費補助金の減額をお願いするものです。消防費県補助金は、実績見込みによる大規模地震対策等総合支援事業費補助金の減額です。

一般12ページをごらんください。

第15款財産収入、第1項財産運用収入は526万1,000円の減額です。これは実績見込みに基づく各種基金利子の減額をお願いするものです。

一般13ページをごらんください。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は9,003万9,000円の減額です。財政調整基金、減債基金、地域振興基金は、今回の補正による一般財源の調整のための充当の変更により減額させていただくものです。長島ダム水源地域振興基金は、接岨峡温泉ポンプ改修工事費の減額によるものです。

一般13ページ、14ページをごらんください。

第19款諸収入、第5項雑入は248万円の減額です。民生費雑入は、後期高齢者等特定健診委託金、放課後児童クラブ利用料、後期高齢者医療人間ドック費用交付金については実績による減額で、後期高齢者医療広域連合負担金前年度返還金は、前年度概算払いしている広域連合負担金の余剰金精算による返還金の増額です。教育費雑入は、参加者減による中学生海外研修参加者負担金の減額をお願いするものです。

一般14ページ、15ページをごらんください。

第20款町債につきましては、事業内容及び事業費精査による過疎対策事業債、過年災害復旧債の借入額を減額するものです。

第2表、繰越明許費につきましては、一般4ページ、5ページをごらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、天竜ワークキャンパス改築整備事業費補助金は、藤枝市内に建設中の障害者施設の施工に関し、近隣住民への安全確保措置において、近隣住民からの要望により、当初予定していた範囲以外の部分の措置を講じる必要が生じたこと、基礎くい、鉄骨、鉄筋の納入が遅れる見込みであること、地盤状況により予定以上に基礎工事に時間を要することから、県事業を繰り越すことが見込まれるためであります。

第6款農林水産業費、第1項農業費、茶業推進対策費、農業体質強化基盤整備促進事業は、当初、防霜ファン更新を12.5ha整備する計画でありましたが、現地再調査の結果、他の地区

でも整備を要する施設が確認されたことから、その追加地区分について年度内の発注が見込めなくなったためであります。

第2項林業費、町単独事業集落道富沢線用地測量業務委託は、施業道ヒラト線開設工事完了後に予定していた用地測量が、当工事の遅れにより年度内の完了が見込めなくなったため、森林環境保全整備事業林業専用道塩野線開設工事は、工事施工用地取得の承諾に対し、地権者が難色を示し、交渉に不測の日数を要したため、詳細設計、積算、工事発注に遅れが生じ、年度内完成が見込めなくなったため、道整備交付金事業林道寸又線改良工事は、他事業、中部電力株式会社との調整に不測の日数を要し、工事の中断を余儀なくされたため、年度内完成が見込めなくなったため、県単独林道開設事業施業道ヒラト線開設工事は、工事施工上、障害となる立木伐採に係る補償交渉に不測の日数を要したため、年度内完成が見込めなくなったため、町単独事業林道寸又線改良工事に伴う水道移設工事は、道整備交付金事業、林道寸又線改良工事完了後に予定していた水道管移設工事が、当工事の遅れにより年度内完成が見込めなくなったためであります。

第7款商工費、第1項寸又峡野天風呂建設設計業務委託は、設計業務において、寸又峡野天風呂の指定管理者である寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合との建物の全体像や、備えるべき機能、設備等の要望に対する調整に不測の日数を要したため年度内完成が見込めなくなったためであります。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、川根本町内吊り橋点検業務委託は、本年2月10日に、浜松市天竜区のつり橋ケーブル破断事故を受け、本町内におけるつり橋においても緊急一斉点検を行う必要が生じ、対象つり橋を、町道・農道・観光、合わせて13橋あるうち、平成に完成した5橋を除いた8橋について実施を計画しました。点検方法は、ワイヤーや金具・金物を扱う専門業者に委託を予定していますが、今から緊急発注業務となるため、年度内の完了が困難なためです。

第3項河川費、川根本町洪水ハザードマップ作成業務委託は、ハザードマップ作成のもととなる被害想定をシミュレーションするため、長島ダム放流量等について国土交通省長島ダム管理所と協議したところ、想定条件設定に時間を要したこと、また、現在、国で改定作業中の洪水ハザードマップ作成の手引きに従うべきとの指導を受け、その情報入手に日時を要したため、年度内の完成が困難となったためです。

第9款消防費、第1項消防費、町単独消防施設整備事業第8分団1部詰所建築工事は、設計業務及び建築工法決定に不測の日数を要したため、また盛り土による敷地である柱状改良の施工が必要となったことから年度内の完成が見込めなくなったため、町単独消防施設整備事業第8分団1部詰所建築監理委託は、同詰所建築工事の繰り越しに伴い、建築監理委託の繰り越しが必要となったため、町単独消防施設整備事業第8分団1部詰所解体工事は、同詰所の建築工事後に旧詰所の解体工事を施工するもので、年度内の完成が困難となったため、町単独消防施設整備事業下沢間防火水槽移設工事は、用地所有者の相続手続に不測の

日数を要したこと、また県との物件移転補償契約の遅れにより年度内完成が見込めなくなったため、町単独消防施設整備事業下沢間火の見やぐら移設工事は、用地所有者の相続手続に不測の日数を要したこと、また県との物件移転補償契約の遅れにより年度内完成が見込めなくなったため、町単独消防施設整備事業は、県との共同整備を進めている防災行政無線のデジタル化事業で、県が施工する白羽山中継所の建て替え工事が遅れ、完成見込みが3月末となったことから、当事業の施工ができなくなったため、それぞれ平成25年度に繰り越して使用できる限度額として計上させていただきたく願います。

第3表、地方債補正につきましては、一般6ページをごらんください。

災害復旧事業において、事業内容の精査により、起債限度額を180万円減額の3,030万円に、過疎対策事業において、事業費の精査により、起債限度額を2,150万円減額の8,010万円に、臨時財政対策債の起債限度額を1億5,000万円に減額補正するものです。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） たくさんの補正予算で、総額1億9,600万余の減額ということで、非常に多岐にわたっているわけですが、ほとんどが差金というか、対象がないというか、そういうもので減額されているものが多いんですけども、内容の説明がわからない部分がかかりありましたので、通告をたくさん出しました。昨日出して、午後から聞き取りというか、課長さん方も説明をしてくださった中で、やっぱり質問した方がいいと思ったものを16点ぐらいありますけれども、よろしく願います。

まず、第1点ですけれども、この補正予算書の順番にいきます。

4ページの繰越明許費の進捗状況で、天竜厚生会が藤枝に施設をつくる負担金ということで、社会福祉費57万6,000円の繰越明許の中で、その工期が25年10月31日と資料に書かれているんですけども、余りにも先の日付ということで、これ、一応説明を受けたんですけども、もう一度説明をお願いいたします。

それから、2点目ですけれども、19ページにいきます。

2款2項3目まちづくり事業費です。歳出の方ですけれども、歳出に入ります。そのところで、19節のいやしの里づくり事業費の交付金470万円の減額なんですけれども、当初予算が700万円で7割近い減額になっています。なかなか申請が出ないという説明があったんですけども、その原因や対策をどう考えているのか伺います。

3点目は、20ページです。

3款1項3目の老人福祉費の13節在宅高齢者配食サービス委託料の200万4,000円の減額についてですけれども、24年度に今の制度をもう完全に統一するというので、そのもとで予算を組み立てた、計上したということなんですけれども、それが統一できなかったの、今まで

の方式が継続されたということで、配食数7,280食が4,823食に実績上で減りましたという説明があったんですけれども、この数の説明を、合わないですね。当初予算では1万8,000食を計上してあったわけですから、きちんと説明を求めます。

それから、当初予算では、本川根側の本人負担300円分を、これは私の間違いでした。本川根側の本人負担分が入って540万にも増えたのかと思ったんですけれども、そうではないという説明だったので、今、現在、本川根側の本人負担金300円は、どうなっているのか。また中川根の100円は、どこに入っているのか、その説明を求めます。

それから、24年度の委託料と雑入の見込み額、実際に本当にこの補正予算をした後の金額にはならないと思うんですけれども、この見込み額をお聞きいたします。

それから、4点目です。

20ページの同じページですけれども、3款1項9目13節の委託料で、後期高齢者特定健康診査と人間ドック受診者が大幅な減になっています。どのように考えているかお聞きいたします。

次が、22ページの3款2項3目の放課後児童クラブ業務委託、13節の委託料のところですが、189万9,000円の減額について、参加児童数と開催日の減による減額だという説明でしたけれども、内容と開催日減などという原因を、理由をお伺いします。

それから、6項目め、22ページから24ページに子ども手当がずっと載っているんですけれども、20節の扶助費のところ、総額で、増額するもの減額するもの差し引きで、扶助費が971万円の減額になっていますけれども、人数の変更による減額という説明でした。これについて、細節1から9までの人数の変更内容、それから細節11から18までの人数、及び細節1から9までと11から18の内容の違い、それから所得制限対象者の人数、それから細節17、18のところの特例給付について書いてありますけれども、特例給付が計上されていますけれども、その説明を求めます。

それから、次は7点目ですけれども、25ページの4款1項3目予防費ですけれども、インフルエンザワクチンの自己負担を下げたことで、接種者が増えたという評価が説明でありました。本当にそうだと思います。いいことだと思います。でも、子宮頸がんや肺炎球菌は当初予算の6割以上の今回減額補正になっています。任意接種なので強制はできないという説明がありましたけれども、自己負担を下げることは強制にならないと思いますので、予防接種の無料化を進める考えがないかどうか伺います。

8点目ですけれども、27ページです。

6款1項8目の農業農村整備事業費、19節細節4の農地・水環境保全向上対策事業費の負担金が、当初予算が126万9,000円なのに、今回67万円の減額になっています。半分ちょっとを超す減額なんですけれども、今回減額するのは3地区だけだったということで、町のこの負担額というのは事業費の25%だから、地区の方で取り組んでくだされば、何倍もの仕事が、地区の人たちは、このいただくお金より多くの仕事をやってくださいますし、地域の活性化

や地域にお金が回ることになるんですけれども、提出書類が厳しい、すごくたくさんある、それから使い勝手も悪いということなどをよく耳にします。

それで、素人の人たちには、本当に大変な負担になるということで、尻込みしている状態をよく伺います。もっと行政の職員の人たちが、地元で積極的にこういう取り組みに参加するとか、行政が支援やアドバイスを行うとかすれば、もっとこういう活用が広がるのではないかな。せっかくある制度なのに、もったいないなと思いますけれども、この点についてどのように考えているか伺います。

それから、9点目ですけれども、28ページの6款1項10目13節の委託料、地籍調査委託料で441万9,000円の減額ですけれども、入札差金ということですから、これは31%減額しています。入札差金で400万円も出るという、事業費自体が大きいから出たのかもしれませんが、予算もどういふふうに見積もるのかわかりませんが、甘いのではないかなと感じました。

そして、こういう、余ったから、入札差金が出たから減額しますと、今ごろになって、年度末になって出すのではなくて、入札はもっと早くやっていると思うんですよ。今のペースでやれば、100年かかってもできないとか、100年はかかるなどと言われている事業のわけです。それで非常に実効性が悪い。もう本当にやっているところとやっていないところが、大きな差が町内で出ているわけですから、こういう差金を減額するよりは、その分事業を進めるべきではないかなと思うんですけれども、その点についてお聞きいたします。

次、10点目ですけれども、29ページの6款2項5目林道費の19節負担金のところですが、県林道開設負担金において650万、2本で減額になっています。10%の町の負担ということで、これも非常に効率というか、町にとって業者さんに落としていくときには、業者さんにとってありがたい仕事になるんだろうなと思うんですけれども、こういうふうには10%ですから、事業費は減額した分、650万減額すると6,500万の事業が削減されたということになるわけですので、こういう減額について理由をお聞きします。対応もお聞きしたいんですけれども、もしできれば教えてください。

それから、11項目め、30ページです。

7款1項3目の観光費ですけれども、その13節の委託料のところ、大井川流域観光プロモーション委託料53万5,000円の減額ですけれども、3カ所計画したうちの1カ所しか実施できなかったという説明だったんですけれども、当初の説明では、国内エージェント5社を訪問しますという説明だったので、どうなのかなということ、これ、課長さんに確認したんですけれども、皆さんはこういう説明を聞いていると思うので、再度ここできちんと説明をお願いいたします。

それから、1社の訪問で、これだと50万円以上かかったということになるんですけれども、計画と違って来るのではないかな、何にどういふふうにかかったのか、訪問の内容を伺います。

それから、12項目めです。

この同じ観光費のところ、17節の土地購入費330万円、予算を皆減していますけれども、この点について、松島の駐車場ですかね、そのところが購入が遅れたという説明だったんですけれども、そのいきさつを……。すみません、これはやめると書いてあります。やめます。取り下げます。

1つ減りましたので、12項目めになります。

31ページの8款2項2目の19節県道整備負担金560万円の減額ですけれども、これはどこなのか。減額の理由を伺います。

それから、13項目め、32ページの9款1項4目災害対策費の15節工事請負費で1,350万4,000円の減額ですけれども、昨日、総務課長さんから説明をいただいて納得したんですけれども、大きな減額ですので、ただ見過ごすわけにはいかないとはいまして、再度お聞きいたします。

14項目め、33ページの10款1項3目教育諸費、21節の奨学金貸付金の当初予算60万円を360万円、今回減額するというので、2人分を残すんですかね、2人利用しているということなのかわかりませんが、申請が少ない理由をどう考えておられるか伺います。

それから、最後ですけれども、34ページ、10款3項2目中学校教育振興費の13節委託料で、中学生海外英語研修委託料の126万7,000円の減額について、社会教育費から中学校費に、24年度に移したわけですが、参加者が大幅に減ったわけですね。この原因をどのように考えるか。今までは募集定員よりオーバーして行けない子が出ていた状況だったのに、今回は定員18に対して10名しか参加がなかったということで、こういう応募が少なかった理由を、本当はこういうふうになることは普通考えられないんですけれども、どのように考えているか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（板谷 信君） それでは、答弁をお願いします。

順番にいきたいと思います。福祉課長。

○福祉課長（栗原 卓君） 4ページの第2表の明許繰越費の進捗状況ということで、工期が延びる理由ですけれども、これは1点目に、造成工事が遅れていまして、本体工事の着手が遅れることになりました。理由としましては、天候不良や敷地内の隣接業者の代替駐車場整備に時間を要したことです。

それから、2点目に、近隣の住民の安全確保対策におきまして、住民の方から要望があった範囲以外の部分の措置を講ずる必要があったということで、これは施設敷地周囲を仮囲いする予定でありまして、その敷地内の進入路拡幅工事におきまして、近隣の田畑への出入り、それから境界におきまして、同様の仮囲いの要望があり、それに時間を要したということです。

それから、3点目の基礎くい、鉄骨、鉄筋の納入が遅れたということでもあります。これは

請負会社が数社の下請業者と契約を試みましたが、契約までに時間を要しまして、資材の納入が遅れたためであります。

それから、4点目に、地盤状況によりまして基礎工事に時間を要したということでもあります。これは整備地の周辺の民家や工場等では、井戸水を飲料水として使用しております。今回の基礎工事の工法では、溶出された六価クロムが近隣の井戸水に影響を与える可能性があったものですから、工法につきまして協議検討を行い、それによりまして遅れが生じたということです。

以上です。

○議長（板谷 信君） 一応、福祉課、課ごとにやってしまうのか、どうするか。

課ごとでやってください。

○福祉課長（栗原 卓君） それから、20ページの3款1項3目老人福祉費、在宅高齢者配食サービス委託料の関係ですけれども、予定した配食数の違いというか、それを説明します。

これは、今年度は9月まで旧制度というか、今の制度で配食サービスを行いまして、10月から新サービスということで計画をしておりました。それでその関係で、前期4月から9月分と後期10月から3月分に分けて計上をしてあります。7,280食というのは前期分の契約数でありまして、4,823というのが前期分の実績の食数であります。なお後期分の契約食数と見込み食数ですが、契約が7,280食で、見込みの食数が4,564食ということになっております。

それから、委託料と雑入の見込みですけれども、委託料の見込みは780万円です。それから、雑入の見込みですが177万100円です。内訳ですが、前期分が実績で393万5,568円、後期分が380万円で見込んでおります。雑入の内訳ですが、前期分が92万3,700円で、後期分が84万6,400円で見込んでおります。

それから、22ページの3款2項3目放課後児童クラブ業務委託料につきまして、当初予算では、両クラブとも開催日数、それぞれ260日で計上してありました。開催の見込み日数で236日であります。24日の減ということでもあります。

それから、減になった理由であります。学校の予定等で午前中で下校の日とか、風水害により実施しなかった日等があります。それから、利用者が少数の場合、指導員の減もありますので、その関係で減額になったところもあります。参加の児童数ですが、定員が30人です。利用人数は平均で24人です。

続きまして、22ページから24ページ、3款2項4目子どものための手当費ですけれども、子どものための手当につきましては、24年4月から児童手当に名称が変更となりました。細節の1から9までにつきましては、当初計上した人数、平成24年4月から平成25年3月分ですけれども、これは3月までの給付見込みによる減額であります。

これは延べ人数なんです。被用者0歳から3歳未満が778人、非被用者の0歳から3歳までが88人、被用者の3歳以上小学校修了前が2,381人、非被用者3歳以上小学校修了前が741人、被用者小学校修了後中学校修了前が1,127人、非被用者小学校修了後中学校修了前が

356人となっております。細節の11から16につきましては、6月の支給分、児童手当は年3回、6月、10月、2月に支給をしておりますが、6月の支給分の2月、3月分であります。これは延べ人数が0歳から3歳被用者が153人、0歳から3歳非被用者が23人、3歳以上小学校修了前被用者が475人、3歳以上小学校修了前非被用者が137人、中学校被用者が231人、中学校非被用者が66人です。

細節の17、18につきましては、特例納付、所得制限の対象者の方で、延べ人数で3歳以上小学校修了前が32人、小学校修了後中学校修了前が24人です。

以上です。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 2点目の質問になります。

19ページ、2款2項3目まちづくり事業費の19節いやしの里づくり事業交付金につきまして、470万円と大きな減額補正でしたが、交付額が少ないその原因と対策はどの御質問でございますが、この交付金制度は、平成21年度に開始されまして、毎年6件ほどの申請がありまして、大半の地区が2年の計画で事業を展開していただいております。

これまでに町内34地区中16地区が、このいやしの里づくり事業を行ってきておりまして、本年も昨年同様、6地区が事業を実施しておりますが、事業規模が小さい事業が多かったというようなことで、大きな減額となった状況であります。半分以上、18地区の地区がまだ未実施ということで、実施していない状況でありまして、その原因につきまして、はっきりつかんではおりませんが、これまで制度の周知法としまして、区長さんを通しまして行ってきましたものですから、区長さんの負担も大きく、また地区住民の皆さんにも伝わっていない部分があるかと思っておりますので、今後はこれらを、これまでに行われました事例等をお知らせしながら、またこの制度が住民の方に広く伝わるよう、周知にも工夫をしていきまして、また申請が出ない理由等も調査しながら、この交付金を有効に活用していただこうと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 企画はそれだけだよ。

○企画課長（羽倉範行君） 終わりです。

○議長（板谷 信君） その次は、生活健康課長。

○生活健康課長（山下安男君） 20ページ、3款1項9目後期高齢者医療費、13節委託料で、後期高齢者特定健康診査や人間ドック受診者の大幅な減について、どのように考えているかという御質問ですが、後期高齢者特定健康診査は、平成23年度の実績から当初の人数を600人として予算化させていただきました。4月上旬に、年度当初の健康健診調査票にて申し込みを受け付けまして、6月から11月まで健診を実施しております。また追加の健診のお知らせも11月に行い、広報を回ったものです。この健康診査については、自己負担が500円となっているものであります。

それから、実績見込みは450人となっております。なお、今までの年度ごとの実績を見ますと、平成21年度が412人、平成22年度が382人、平成23年度が645人となっております。また、人間ドックにつきましては、平成23年度では12月に追加の増額補正をさせていただいています。平成24年度は75人分を見込みましたが、実績見込みで30人となっております。自己負担は3割ということでございます。

人間ドックにつきましては、4月下旬に受診希望の問い合わせのお知らせや、希望者募集のチラシの配布により、お知らせを9月、10月、1月、2月と行い、受診者の増の向上のため広報を実施させていただきました。

高齢者特定健康診査や人間ドック受診については、病気の早期発見や早期治療のために非常に大切なことだと考えております。地区におられる地区保健員の皆さん62名の方々には、調査票の改修等には大変な御協力をいただいているところです。今後もその保健員さん等の御協力をいただきながら、町からの広報を行いながら、特定健康診査や人間ドックの受診者の増を図りながら、健康増進を図っていきたいと考えているところです。

次に、25ページ、4款1項3目予防費ですが、インフルエンザワクチンは自己負担額を下げたことで接種者が増えたとの説明だったが、子宮頸がんや肺炎球菌は当初の6割以上の減額となっている。任意接種なので強制はできないという説明だったが、自己負担を下げることで強制にはならない。予防接種の無料化を進めるべきではないかという御質問です。

インフルエンザワクチン接種については、24年度から大きな制度改正をいたしました。65歳以上の高齢者の方は、今までは1,500円であったものを平成24年度から500円に、また高校生までの方は、1,500円だったものを自己負担なしに、高校生以上65歳未満の方は、2,000円であったものを1,000円に制度改正を行っています。

また、子宮頸がん予防接種については、国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時事業補助金、24年度で終了ですが、事業費の2分の1の補助を受け実施しているものです。この事業で定めた接種対象者、小学校6年生から高校2年生ですが、川根本町は自己負担なしで実施しているものです。この予防接種につきましては、平成25年度から定期予防接種化される予定です。定期予防接種につきましては、引き続き自己負担なしでお願いしたいと考えています。子宮頸がん予防接種につきましては、平成22年度から始まっていますが、平成22年度、平成23年度は対象者全員に通知を行っています。また、24年度は新規対象者となる中学1年生の方には、全員に個別通知を行って周知広報による接種促進に努めているところです。

高齢者肺炎球菌ワクチン接種につきましては、平成22年度から補助制度を実施しています。町は接種費用の2分の1を補助しているところです。広報については、健康相談時にお知らせを行っているところです。事業につきましては、今後もこの事業は継続を行いながら、適切な広報を行い、予防接種の向上を図っていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（板谷 信君） 次は、建設課長。

○建設課長（大石守廣君） それでは、続きまして建設課にかかわります御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、最初になりますけれども、P27、6款1項8目農業農村整備事業費の中で、19節農地・水環境保全向上対策事業費負担金67万円の減額についてということと、この事業は提出書類の厳しさ、また事業を推進するに当たって、使い勝手の悪さ等から地元負担が大き過ぎるということで、もっと役場職員が支援やアドバイスをすべきではないかという御質問でございますが、この農地・水環境保全向上対策事業は、当初町内5地区で実施予定ということで予算を計上いたしました。結果的には3地区での実施ということになりました。

この事業でございますけれども、国が50%、県と町がそれぞれ25%の負担ということで、地元負担については特にごさいません。それぞれの地区が事業主体となって実施をする事業でございます。財政的には非常に有利な事業ではないかなと考えております。

ただ、鈴木議員御指摘のとおり、この事業を実施するに当たりましては、事業主体となります地元の方が補助金申請や補助金実績報告書、また補助金請求等の事務を行うとともに、金銭出納簿とか領収書等をしっかり整備していくということが要求されます。こういったことから、事務に不慣れな一般の方には、大変な負担となっていることは事実だとは思っております。またそれに加えて、地区の構成員の高齢化も進んでまいりまして、事業の実施もなかなか大変だという声も聞かれます。

役場といたしましても、こういった事情は承知をしているところでございまして、できる限りのお手伝いをさせていただいておりますけれども、補助金申請書の作成、実績報告書、それから補助金の請求書等、役場でできる事務につきましては、実施をさせていただいております。

それから、せっきくの事業ですので、使い勝手のいい事業とするために、関係機関に対して改善を図るように要望をしてみたいと思います。それから、今後もできる限りですけれども、役場としてできる限り協力はさせていただきたいということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、P28、6款1項10目の地籍調査委託料でございますけれども、今回441万9,000円減額させてもらいますが、これは当初予算と比較して31%減であり、今回の減額補正は入札差金ということだが、予算の見積もりが甘いのではないか、また差金を減額するより、その分事業を進めるべきではないかという御質問でございます。

現在、地籍調査事業は、水川の一部と上長尾の一部で実施をしておりますが、委託料の積算につきましては、県で示す標準単価により積算をしておりますので、見積もりが甘いとかそういったことはなく、適正な見積もりだと思っております。今回、大きな入札差金が出ましたけれども、これは業者間の競争が激しかったことにより、結果的に低い落札額となったためと考えております。

また、入札差金を減額せずに事業を追加するべきではなかったかという御質問でございます。

すけれども、地籍調査の委託を計画する場合がございますけれども、年度内完成が可能な仕事量ということで、仕事量を見込んで実施計画を立てておりますので、入札差金の分を追加した分、仕事量が予定より増えてまいりますので、年度内完成ということが大変難しくなってくるということが今回予想されましたので、今年度につきましては、事業の追加は行いませんでした。

なお、地籍調査につきましては、国の基準によりまして進めているところでございますが、国においても、地籍調査の進捗を図るための方策を検討しているという情報を聞いております。今後、進捗を早めるための何らかの方針が示されてくるのではないかなということで、我々としても期待をしているところでございます。

それから、次に29ページになりますが、6款2項5目林道費です。この中の19節県林道開設負担金の減額理由はという御質問でございますが、現在、県営の林道開設事業は林道智者山線と林道藤川線の2路線で実施をされております。このうち林道智者山線につきましては、富士城地区と奥泉地区とを結ぶ路線でございます、工事は両側から例年実施をしておりますが、平成23年の台風12号によりまして、富士城側で林道法面の崩壊がありました。この災害箇所が多くで平成23年度の開設工事を実施をしておりましたが、この災害によりまして現在まで工事が中断をしております。

現在、災害箇所の復旧工事を実施をしておりますが、この箇所の完成予定が今月中旬という予定でございます。この災害復旧工事が終了した後、平成23年度工事の繰り越し工事ということで残っておりますが、この分の工事を実施する予定となっております。

こういった事情がございまして、平成24年度については、奥泉側の工事の実施のみということで、富士城側の工事の発注を取りやめたということがございます。こういったことによりまして、富士城側が大きな減額となっております。また、藤川線につきましても減額となっておりますけれども、これは施工延長の減に伴う減額ということになっております。

それから、31ページの8款2項2目の19節県道整備負担金560万円の減額はどこかという御質問でございますけれども、今回の県道整備負担金560万円の主な減額の理由でございますが、減額にかかわります路線は県道川根寸又峽線になります。

この路線の奥泉と寸又峽の間の改良計画変更にかかわるものでございまして、この区間の改良計画につきましては、平成22、23年度に地元関係者と県、町の3者によりましてワークショップを開催いたしました。そして改良計画を策定いたしました。この計画に基づいて事業を進めておりますが、平成24年度に事業着手を予定しておりました箇所の地権者によりまして現地立会を行いました。現地立会を行い、境界確定の作業を進めてきましたけれども、この箇所につきましては、地権者が50人以上がかかわる共有地ということで、町外の方、また相続が済んでいないという方も大勢おられて、こういった理由によりまして、境界確定作業が思うように進まなかったということもございまして、現場の調査、測量等の作業に入ることができませんでした。こういった事情によりまして、この区間の事業着手ができ

なかったということによりまして、今回の減額となったものでございます。

建設課は以上でございます。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 7款1項3目の観光費の13節大井川流域観光プロモーション委託料の減額についての御質問ですけれども、大井川流域観光プロモーション委託料といたしますのは、島田市と共催で行っている観光プロモーション事業であります。全協で説明した際、この事業の委託料の中にエージェント訪問を3回計画したけれども、1回しか参加できなかったというこの内容につきましては、1回の旅費が1泊2日で行ってくるわけなんですけれども、3万円程度でエージェント5社を訪問するというのが訪問できなかったと説明しましたけれども、すみません、これにつきましては出張旅費の方で支出したもので、委託料には関係ありませんでしたので、ここで訂正させていただきます。

この減額につきましては、ファミトリップを2回実行したわけなんですけれども、その入札差金と申しますか、受けたところが格安でやっていただいたということで減額するものです。

以上です。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 総務課になります。この番号でいきますと、続きの方へいきますと14番になりますけれども、P32、9款1項4目災害対策費の15節ですけれども、これの工事請負費1,350万4,000円の減額の理由と内訳という質問ですけれども、その点について回答させていただきます。

これは一番大きなものは自主防災倉庫、南部地区の15棟の設置工事をさせていただきました。各区長さんのところをお願いいたしまして、それぞれの防災倉庫ということで置かせていただいているものが一番大きなものです。予算としましては、3,318万円でしたけれども、入札を行いましたら、2,520万でやっていただけることになったものですから、入札差金としましては798万円の入札差金が出ました。それが大きなものです。

それと、防災ラジオの受信用ということで、防災ラジオを配布させていただいたんですけれども、配布の時期がいろいろ、防災ラジオにつきましては、中国の問題等で遅くなった関係上、難聴世帯が、今も進めているんですけれども、予想していたよりも少なくて済んで、それについて530万ほど減額させていただくということです。それが一番大きなものでして、あと2つ、これは緊急放送、よくあるんですけれども、J-ALERTの総合支所との統合、あと個別受信機の取り付け工事を少し減額させてもらうものです。

以上です。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大村敏正君） それでは、鈴木議員の質問事項の14番目ですが、まず質問の中に減額の金額のところ、36万ということですが、360万円ということですが鈴木議員

はおっしゃっていたものですから、36万ということをお願いしたいと思います。

それでは、10款1項3目の33ページについてですが、教育諸費、21節の貸付金の奨学金貸付金当初予算60万円を36万円減額で、申請が少ない理由をどう考えるという質問にお答えしたいと思います。

平成24年度の申請数は2名です。当初予算は5名分を予算化してありました。今回の補正はその差額分の36万の減額をお願いするものです。申請数の少ない理由についてですが、アンケート等による客観的なデータは持ち合わせておりませんが、まず1つ目の理由として、月1万円が適当であるかどうかを考えられると思います。2つ目の理由として、奨学金を借りた場合、学校卒業後5年間で返済すべきという条例があります。現在の社会情勢、経済状態を鑑み、躊躇しているのではないかと考えられます。この奨学金については、各家庭の考え方が如実に反映されるものと考えております。

続きまして、質問事項の15番目になりますが、34ページの10款3項2目中学校教育振興費の13節で、中学生海外英語研修委託料の126万7,000円の減額について、社会教育費から中学校費に移して参加者が減ったが、原因をどう考えるかについての質問にお答えしたいと思います。

まず、当初では生徒18名で参加を予定しておりました。応募したところ、中川根中学校5名、本川根中学校5名の計10名でした。その男女の内訳は、男子1名、女子9名でした。当初予算から実績の人数の費用を引きまして、その分の減額が126万7,000円です。その減額補正をお願いするものです。

平成23年度末に中川根中学校、本川根中学校に出向き、海外英語研修についての生徒の応募についてお願いをいたしました。応募者は前述のとおり、この一番の理由として考えられるのは、生徒の海外で英語を研修するという気持ち、意欲の問題が考えられると思います。また、個人負担が6万5,000円であったということも一つの理由に考えられるかもしれません。

しかし、本町は、生徒の英語研修については非常に恵まれた中で実施されていると考えています。次年度の海外英語研修に向けて、教育委員会では多くの生徒が応募してくれるよう、中川根中学校、本川根中学校に積極的な働きかけをしていくよう準備を進めております。今年度以上、生徒の参加を目指していきたいと考えています。特に男子生徒の参加を強く促していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（板谷 信君） 質疑がなければ、ここまでにしたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑はここまでといたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第17号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第7号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は1時20分からとします。

休憩 午後 0時24分

再開 午後 1時19分

○議長(板谷 信君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。



◎日程第20 議案第18号 平成24年度川根本町国民健康保険事業
特別会計補正予算(第3号)

○議長(板谷 信君) 日程第20、議案第18号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第18号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ658万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,337万6,000円としたいものです。

これは、主に実績見込みによる一般被保険者療養給付費の減額及び退職被保険者等の療養給付費の追加をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

国保7ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は10万1,000円の追加です。これは、前期高齢者の負担割合凍結措置延長に伴う高齢受給者証再交付に係る事務経費の追加で、国からの交付金があります。

第4項趣旨普及費は2万5,000円の増額です。これも前期高齢者の負担割合凍結措置延長に係る事務経費です。

国保7ページ、8ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は811万7,000円の増額です。これは、第1目一般被保険者療養給付費は、療養給付費の実績見込みによる減額で、第2目退職被保険者分の療養給付費の実績見込みによる追加、第3目一般被保険者療養費及び第4目退職被保険者等療養費は、実績見込みによる減額をお願いするものです。

国保9ページをごらんください。

第2項高額療養費は243万2,000円の増額です。第1目一般被保険者高額療養費及び第2目退職被保険者等高額療養費は、実績見込みによる増額です。第3目一般被保険者高額介護合算医療費は療養給付費等の補正による財源更正です。

国保9ページ、10ページをごらんください。

第11款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は408万8,000円の減額です。これは、平成23年度療養給付費等負担金交付実績額確定内示による減額です。

続きまして、歳入について説明いたします。

国保5ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は235万2,000円の減額です。これは、療養給付費の実績見込みによる減額です。

第3款国庫支出金、第2項国庫補助金は12万6,000円の追加です。これは、前期高齢者の負担割合凍結措置延長に伴う高齢受給者証再交付に係る事務経費への補助金です。

国保5ページをごらんください。

第4款療養給付費交付金、第1項療養給付費交付金は1,790万1,000円の追加です。これは、退職被保険者等療養給付費の実績見込みによる交付金の追加です。

国保6ページをごらんください。

第5款前期高齢者交付金、第1項前期高齢者交付金は、療養給付費の実績見込みによる財源更正です。

国保6ページをごらんください。

第9款繰入金、第2項基金繰入金は908万8,000円の減額です。これは、一般被保険者療養給付費の実績見込みの減額と、実績額の確定による平成23年度療養給付費等負担金返還金の減額による基金繰入金の減額です。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 1点ですけれども、9ページの11款1項3目の一般被保険者返還金、国県支出金返還金408万8,000円の減額について、これ、ここは6月議会で、補正で811万9,000円増額してあったものですが、今回減額をするということで、6月補正というと本算定をやるときの補正だったわけですが、こことか、それから7ページの一般療養給付費724万9,000円の減額もありますけれども、こういうふうなことで、国保の本算定のときに、結局たくさん使う、必要だよということで本算定をやったけれども、ここに来て減額になったということで、値上げしたことも正当性が、疑問が多いにあるなと思って通告しました。説明を求めます。

○議長（板谷 信君） 生活健康課長。

○生活健康課長（山下安男君） 10ページの国県支出金等返還金408万8,000円、6月補正で811万9,000円増額したものの、理由をとということですが、平成23年度療養給付費等負担金に係る国県返還金については、780万円の返還の見込みが生じるということで、本年6月補正予算において、国県支出金返還金の増額補正をさせていただいています。

今回、国県支出金返還金を408万8,000円減額することについては、平成23年度の療養給付費等負担金実績見込みの算定に当たって、退職被保険者であったために負担金の対象外医療費ということで、国庫へ返還する額を過大に見込んであったために、6月補正予算時に算定した実績の見込みと、確定した実績の差額408万8,000円を減額させていただくものです。

なお、6月補正予算において、返還見込み額の財源については、支払準備基金を充当させていただくこととしていましたので、支払準備基金繰入額についても、基金繰入額減額補正分908万8,000円のうち、国県支出金の返還額減額分の408万8,000円を減額補正させていただくものです。

以上です。

（「もう一度、すみません」の声あり）

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 今、説明の中で、退職被保険者であったためという説明があったんですけども、もう一度そのところを説明をお願いします。

○議長（板谷 信君） いいですか。重ねて同じ答弁で結構です。生活健康課長。

○生活健康課長（山下安男君） その部分を読みます。

今回、国県支出金返還金を408万8,000円減額することについては、平成23年度療養給付費等負担金実績見込みの算定に当たって、退職被保険者であったために負担金の対象外医療費ということで、国庫へ返還する額を過大に見込んであったために、6月補正予算時に算定した実績の見込みと、確定した実績の差額408万8,000円を減額させていただくものです。

- 議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。
- 10番（鈴木多津枝君） 何でそういうことになったんですか。退職被保険者であったということが後からわかったんですか。
- 質問が間違っているかな。
- 議長（板谷 信君） 副町長。
- 副町長（小坂泰夫君） これは、一般被保険者から退職被保険者等に切り替わる場合、どうしても届け出制度であるということから、期間を繰り上げてするというような場合がありますので、それが過年度にさかのぼっての、一般から退職へ切り替わったということに起因することが主たるというふうに御理解いただきたいと思いますが。
- 議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。
- （「質疑なし」の声あり）
- 議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。
- 討論はありませんか。
- （「討論なし」の声あり）
- 議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。
- これで討論を終わります。
- これから議案第18号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を採決します。
- この採決は起立によって行います。
- 本案に賛成の方は起立願います。
- （賛成者起立）
- 議長（板谷 信君） 起立全員です。
- したがって、議案第18号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決されました。



◎日程第21 議案第19号 平成24年度川根本町介護保険事業特別
会計補正予算（第3号）

- 議長（板谷 信君） 日程第21、議案第19号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。
- 本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長（佐藤公敏君） 議案第19号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第3号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ79万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,546万2,000円としたいものです。

今回の補正は、電算システム改修業務委託料の追加と、実績見込みに基づく福祉介護手当の減額補正をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

介護5ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は21万円の増額です。これは、介護認定ソフト改修に伴う介護システム改修経費の負担をお願いするものです。

第5款地域支援事業費、第2項包括的支援事業及び任意事業は100万円の減額です。これは、実績見込みによる福祉介護手当の減額をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

介護3ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第2項国庫補助金は39万5,000円の減額です。これは、福祉介護手当の減額補正に基づく国庫補助金の減額です。

第5款県支出金、第3項県補助金は19万8,000円の減額です。これは、福祉介護手当の減額補正に基づく県補助金の減額です。

介護4ページをごらんください。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金は1万2,000円の増額です。これは、福祉介護手当の減額補正に基づく減額と、介護認定ソフト改修に伴うシステム改修事業に対する繰入金の追加をお願いするものです。

介護4ページをごらんください。

第2項積立基金繰入金は20万9,000円の減額です。これは、福祉介護手当の減額補正に基づく減額をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第19号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決されました。



◎日程第22 議案第20号 平成24年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算(第2号)

○議長(板谷 信君) 日程第22、議案第20号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第20号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ749万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,875万8,000円としたものであります。

今回は、水質検査委託料について、実績見込みによる減額補正をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

簡水4ページをごらんください。

第2款水道事業費、第1項水道管理費は749万7,000円の減額です。これは、水質検査委託料の実績による減額です。

続きまして、歳入について説明いたします。

簡水3ページをごらんください。

第4款繰入金、第2項基金繰入金は749万7,000円の減額です。これは、水質検査委託料の減額補正に基づく基金分の減額です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第20号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。



◎日程第23 議案第21号 平成24年度川根本町温泉事業特別会計
補正予算（第2号）

○議長（板谷 信君） 日程第23、議案第21号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第21号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計補正予算第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ377万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,798万7,000円としたいものがあります。

今回の補正予算は、接岨峡温泉ポンプ改修工事の減額です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

温泉4ページをごらんください。

第2款温泉事業費、第1項温泉事業費は377万円の減額です。接岨峡温泉ポンプ改修工事の減額を計上するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

温泉3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は377万円の減額です。今回の補正事業に係る一般会計繰入金を計上しました。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計補正予算第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第21号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。



◎日程第24 議案第22号 平成24年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（板谷 信君） 日程第24、議案第22号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第22号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第4号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ288万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,207万1,000円としたいものがあります。

今回の補正予算は、本年度のいやしの里診療所の運営経費の実績見込みによる補正です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の診療所4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項施設管理費は105万円の減額です。これは、実績に基づく医師及び臨時職員の社会保険料の増額と臨時職員の賃金の減額です。

第2款医業費、第1項医業費は183万円の減額です。これは、実績見込みによる検査手数料及び医療用機器借上料の減額をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の診療所3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は288万円の減額です。これは、実績見込みにより一般会計からの繰入金を減額するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第22号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第4号は原案のとおり可決されました。



◎日程第25 議案第23号 平成25年度川根本町一般会計予算

◎日程第26 議案第24号 平成25年度川根本町国民健康保険事業

特別会計予算

- ◎日程第27 議案第25号 平成25年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- ◎日程第28 議案第26号 平成25年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- ◎日程第29 議案第27号 平成25年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- ◎日程第30 議案第28号 平成25年度川根本町温泉事業特別会計予算
- ◎日程第31 議案第29号 平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

○議長（板谷 信君） 日程第25、議案第23号、平成25年度川根本町一般会計予算から日程第31、議案第29号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号から議案第29号までを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは、議案第23号、平成25年度川根本町一般会計予算の概要から説明を申し上げます。平成25年度一般会計からいきます。

平成25年度当初予算は59億7,200万円です。前年度と比べ4億5,900万円、率にして8.3%の増額となる予算を編成させていただきました。

平成20年度からの国の経済対策等に係る地域活性化関連補正による生活環境整備に始まり、24年度は、住民が利用し、災害時には避難所となる地域の集会所の耐震化工事を施工するなど、身近な事業に重点を置き事業展開をしてまいりました。

平成25年度予算においては、特に、予想される東海地震や南海トラフに起因する三連動地震などへの対策や、住民生活に密着した施策に心がけた予算を編成させていただきました。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表のとおりであります。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表のとおりであります。

それでは、具体的な項目に入る前に、一般会計について大まかな説明をさせていただきます。

平成25年度予算編成に当たっては、自然災害等に備えた防災対策、人口減少・少子高齢化に対応する健康で明るく過ごすための保健、医療、福祉施策の充実による安全で安心のまちづくり、農林業の振興、農林業と商工観光業の連携による地域経済の活性化・6次産業化、恵まれた自然や人的資源を生かした施策の展開による元気で活力に満ちたまちづくり、誘客対策の充実による地域間の交流の促進や、地域づくり活動への支援による人が行き交い、にぎわいのあるふるさとづくりを目指した予算編成に取り組みました。

まず、歳入予算から見ていきますと、資料30ページをごらんください。

財源の構成では、自主財源が35.1%、依存財源が64.9%となっています。

地方交付税が36.5%、町税が22.0%、国県支出金が11.1%となり、財政調整基金などの繰入金が8.4%、町債が14.1%を占める割合となっています。

地方交付税では、昨年12月の政権交代による地方交付税の交付動向が不透明であるため、19年度から23年度の実績を踏まえ、また、人件費相当分の減額見込等を考慮し、普通交付税を減額計上しました。

町税につきましては、景気低迷により個人の町民税は減少していますが、長島ダムに係る課税特例終了による国有資産交付金の増額を計上しました。

国庫支出金の増額は、児童手当負担金が対象者数の減少等により減額となっていますが、障がい者自立支援給付費負担金、安全・安心な交通確保の交付金として、高郷・田野口停車場線舗装工事に係る交付金、町道の舗装補修や路肩補修に係る交付金、橋梁の長寿命化に係る交付金、防霜ファン更新工事に係る補助金が増額となっており、10.6%の増となっています。

県支出金は、児童手当負担金及びへき地医療対策事業費補助金、大規模地震対策等総合支援事業補助金が減額されているものの、障がい者自立支援給付費負担金やグループホーム建設事業に係る補助金、林道事業費補助金、治山事業費補助金、しずおか林業再生プロジェクト推進事業費補助金、参議院議員選挙及び県知事選挙に係る委託金が増額となっており、21.7%の増となっています。

自主財源では、実績見込みに基づき、各基金利子の減少により財産収入が27.6%の減、財政調整基金を含む繰入金は、まちづくり基金や社会福祉基金の減額により2,840万6,000円、率にして5.4%の減となりました。

資料21ページをごらんください。

歳出予算の目的別の構成比では、子育て等の支援、各種福祉サービスの実施などに係る民生費は20.6%、コミュニティ施設整備事業などの自治振興事業、まちづくり事業、町営バスの運行、環境対策の推進に関する総務費が14.0%、住民の健康づくり、環境衛生の向上や、飲料水供給施設・水道施設整備などの生活環境基盤整備を図る衛生費は11.4%、災害対策事業や消防救急施設整備などの消防費は11.3%、農林業の振興、農産物・林産物の搬出に寄与する農林道の整備に係る農林水産業費が10.3%、小中学校の管理運営、町民の社会教育やス

スポーツ振興を図る教育費は8.7%を占めています。また、起債の元利償還金である公債費は、12.7%と依然大きな割合を占めています。

資料33ページをごらんください。

性質別では、地域要望に沿った町道・林道の改良や、生活環境整備と農業経営体質強化基盤整備事業、防霜ファン更新事業の増額により、投資的経費が18.2%で、前年度より35.1%の増となっております。

義務的経費は、退職者補充の抑制に伴う人件費や、借り入れの減少により公債費、対象児童の減少による児童手当などの扶助費が減額となり、構成比は38.1%を占めていますが、前年度より2.8%の減となっております。

物件費では、臨時職員の賃金や消耗品費、光熱水費、修繕料、デジタル防災行政無線システム設備に係る備品購入費などの増額により、前年度対比1億6,250万4,000円増で、構成比は20.0%を占めています。

補助費は、県との共同整備によるデジタル防災行政無線システム設備に係る負担金の追加により増額となっております。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

資料12ページをごらんください。

第1款議会費は7,310万円です。前年度と比べ156万5,000円の減額です。議員共済会負担金等の減が主なものです。

第2款総務費は8億3,466万円です。前年度と比べ6,110万1,000円の減額です。企画総務費において、レールパーク構想検討事業の実施により、地域活性化や地域間交流の促進を図ります。また、いやしの里づくり事業費交付金の活用等により特色ある地域づくりを目指します。まちづくり事業費では、継続事業として川根茶等の市場開発支援事業費、中国竜泉市との友好都市推進事業費、島田市と共同開催のSLフェスタ事業費などを計上し、元気で活力に満ちたまちづくりを目指します。

資料14ページをごらんください。

第3款民生費は12億3,197万3,000円です。前年度と比べ6,525万円の増額です。子育て支援センター運営経費や放課後児童クラブ事業の実施、外出支援事業や在宅高齢者配食サービス事業の実施など、福祉サービスの充実により、子供からお年寄りまで安心して生活できる福祉の環境づくりに努めます。

資料15ページをごらんください。

第4款衛生費は6億8,245万2,000円です。前年度と比べ7,265万4,000円の増額です。インフルエンザ予防接種の負担軽減に取り組んでいます。また、各種予防接種助成費、がん検診等健康づくり事業の実施、町内診療機関の施設整備により、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

第5款労働費は191万4,000円です。

資料16ページをごらんください。

第6款農林水産業費は6億1,276万2,000円です。前年度と比べ1億7,419万9,000円の増額となりました。農業経営体質強化基盤整備事業として、防霜ファン更新工事の施工、自然休養村管理センターの耐震補強・改修工事の実施、有害鳥獣対策、しずおか林業再生プロジェクト推進事業として、木製什器類の購入、林道整備などにより茶業・林業の振興を図ります。

資料17ページをごらんください。

第7款商工費は2億7,347万8,000円です。前年度と比べ1,291万9,000円の減額です。経済対策として商工会プレミアムつきお買い物券発行事業費補助金の計上や、引き続き住宅リフォーム推進事業費を計上するとともに、特色ある店づくりによる消費活性化を目指し、店舗等の改修等への支援として、おもてなしの店づくり事業費補助金を盛り込んでいます。また、町の観光振興に取り組み、効果的な施策の展開により、交流人口の増加を目指します。

第8款土木費は2億7,681万円です。前年度と比べ6,649万円の増額です。道路維持費で、町道4路線、道路新設改良費で、町道5路線の修繕改良工事費を計上しており、国道・県道整備促進とあわせ、町道や急傾斜対策等の推進により快適で安全な社会資本整備に努めます。

資料18ページをごらんください。

第9款消防費は6億7,547万8,000円です。前年度と比べ2億3,297万8,000円の増額です。消防施設費で、元藤川地区の消防団詰所の建設工事及び町内2カ所の消防団詰所の補修工事、防火水槽蓋修繕工事費を計上し、災害対策費で、デジタル防災行政無線システム設備費を計上し、災害対策の充実により、災害に強いまちづくりを目指します。

第10款教育費は5億2,095万8,000円です。前年度と比べ4,936万8,000円の減額です。小中学校の施設整備や南部小学校複式学級対応のための講師配置、町支援員の配置など、学校教育環境の充実や生涯学習の推進、社会体育施設の充実などにより町の教育環境の向上に努めます。

資料19ページをごらんください。

第11款災害復旧費は1,788万9,000円です。前年度と比べ438万4,000円の減額です。災害が発生した場合の応急的な復旧経費を計上し、迅速な対応に努めます。

第12款公債費は7億5,552万6,000円です。前年度と比べ2,323万4,000円の減額です。これは、過去の過疎対策事業債などの償還完了によるものです。

第13款予備費は1,500万円です。前年度と同額を計上しました。

次に、歳入でございます。

資料4ページをごらんください。

第1款町税は13億1,160万5,000円です。前年度と比べ9,351万8,000円の増額です。景気低迷により、個人の町民税は減少していますが、長島ダムに係る課税特例終了による国有資産交付金の増額が主な理由です。

第2款地方譲与税は5,000万円です。

第3款利子割交付金は100万円です。

資料5ページをごらんください。

第4款配当割交付金は100万円です。

第5款株式等譲渡所得割交付金は20万円です。

第6款地方消費税交付金は7,500万円です。

第7款自動車取得税交付金は1,700万円です。

第8款地方特例交付金は200万円です。住宅借入金等特別控除による減収分のみの計上となります。

第9款地方交付税は21億8,000万円です。昨年12月の政権交代による地方交付税の交付動向が不透明であるため、19年度から23年度の実績を踏まえ、また人件費相当分の減額見込み等を考慮し、普通交付税は21億3,000万円、特別交付税は5,000万円を計上させていただきました。

第10款交通安全対策特別交付金は100万円で、前年度と同額です。

資料6ページをごらんください。

第11款分担金及び負担金は3,650万6,000円です。前年度対比425万6,000円の増額です。防霜ファン更新に係る事業費分担金の追加と保育所保育料の減額などによるものです。

第12款使用料及び手数料は5,882万7,000円です。前年度対比116万7,000円の減額です。

資料7ページをごらんください。

第13款国庫支出金は2億2,020万5,000円です。前年度対比2,105万円の増額です。児童手当負担金が対象者数の減少等により減額になっていますが、障がい者自立支援給付費負担金、安全安心な交通確保の交付金として、高郷・田野口停車場線舗装工事に係る交付金、町道の舗装補修や路肩補修に係る交付金、橋梁の長寿命化に係る交付金、防霜ファン更新工事に係る補助金が増額となっています。

資料7ページ、8ページをごらんください。

第14款県支出金は4億4,262万3,000円です。前年度対比7,906万4,000円の増額です。児童手当負担金及びへき地医療対策事業費補助金、大規模地震対策等総合支援事業補助金が減額されているものの、障がい者自立支援給付費負担金やグループホーム建設事業に係る補助金、林道事業費補助金、治山事業費補助金、しずおか林業再生プロジェクト推進事業費補助金、参議院議員選挙及び県知事選挙に係る委託金が増額となっております。

第15款財産収入は2,544万8,000円です。前年度対比971万4,000円の減額です。

資料9ページをごらんください。

第16款寄付金は2,000円の科目設置です。

第17款繰入金は5億75万5,000円です。前年度対比2,840万6,000円の減額です。特別会計繰入金が科目設置の3万6,000円で、基金繰入金が5億71万9,000円です。それぞれ事業目的に沿った基金の繰り入れをしております。

25年度は、通常事業に加え、災害対策事業や地域間交流の促進や地域づくり経費として、財政調整基金を3億円と、例年以上に繰り入れて事業の展開をしていきます。なお、財源確保のため、減債基金を673万2,000円、まちづくり基金を4,300万円、社会福祉基金も9,800万円繰り入れる予算となっています。

資料10ページをごらんください。

第18款繰越金は1億円で、前年度と同額です。

第19款諸収入は1億542万9,000円です。前年度対比890万1,000円の減額です。

資料11ページをごらんください。

第20款町債は8億4,340万円です。前年度対比3億8,030万円の増額です。過疎対策事業債が1億7,140万円、公共事業等事業債が3,360万円、合併特例債が3億3,840万円、臨時財政対策債は3億円です。

以上が平成25年度一般会計予算の概要です。

続きまして、議案第24号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算の概要について説明いたします。

国民健康保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ9億4,860万円で、前年度と比べ1,590万円の増額となります。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります

それでは、項目ごとに歳出から説明させていただきます。

資料の46ページをごらんください。

第1款総務費は2,635万6,000円です。主な内容としては、職員人件費、共同処理業務委託料、賦課徴収に要する費用などです。

資料46ページ、47ページをごらんください。

第2款保険給付費は6億650万6,000円です。療養給付費、高額療養費のほか、出産育児一時金などを計上しています。

第3款後期高齢者支援金は1億2,014万4,000円です。

第4款前期高齢者納付金は、医療費及び事務費の拠出金として14万5,000円です。

第5款老人保健拠出金は9,000円です。

第6款介護納付金は5,644万4,000円です。

資料48ページをごらんください。

第7款共同事業拠出金は1億1,385万6,000円です。高額医療費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金を計上しています。

第8款保健事業費は1,394万9,000円です。第1項特定健康診査等事業費は、特定健診及び特定保健指導費用等を計上しています。第2項保健事業活動費は、レセプト点検費用、人間ドック費用助成費用などを計上しております。

第9款基金積立金は4万円です。

第10款公債費は2,000円です。

資料48ページ、49ページをごらんください。

第11款諸支出金は114万9,000円です。

第12款予備費は1,000万円です。

次に、歳入でございます。

資料43ページをごらんください。

第1款国民健康保険税は2億155万円です。

第2款使用料及び手数料は2,000円です。

第3款国庫支出金は1億7,252万6,000円です。

第4款療養給付費交付金は6,314万円です。

第5款前期高齢者交付金は2億6,795万5,000円です。

資料44ページをごらんください。

第6款県支出金は3,400万9,000円です。

第7款共同事業交付金は1億288万7,000円です。

第8款財産収入は4万円です。

第9款繰入金は5,647万円です。一般会計繰入金が5,646万7,000円で、基金繰入金は3,000円です。

第10款繰越金は5,000万1,000円です。

資料45ページをごらんください。

第11款諸収入は2万円です。

以上が平成25年度国民健康保険事業特別会計予算の概要です。

続きまして、議案第25号、平成25年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算の概要について説明いたします。

後期高齢者医療事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,710万円で、前年度と比べ100万円の減額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

資料の53ページをごらんください。

第1款後期高齢者医療広域連合納付金は1億1,694万5,000円です。医療保険料と保険基盤安定負担金です。

第2款諸支出金は15万5,000円です。

次に、歳入でございます。

資料52ページをごらんください。

第1款後期高齢者医療保険料は8,503万5,000円です。

第2款使用料及び手数料は2万4,000円です。督促手数料です。

第3款繰入金は3,190万8,000円です。一般会計繰入金です。

第4款諸収入は13万2,000円です。

第5款繰越金は1,000円の科目設置です。

以上が平成25年度後期高齢者医療事業特別会計予算の概要です。

次に、議案第26号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計予算の概要について説明いたします。

介護保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ10億9,480万円で、前年度と比べ290万円の増額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

24年度からスタートした第5期介護保険事業計画の2年目となります。居宅介護サービス、施設介護サービス等の伸びにより、対前年0.3%の伸びとなっています。

それでは、歳出から説明させていただきます。

資料の59ページをごらんください。

第1款総務費は3,534万9,000円です。職員人件費、介護認定審査会、賦課徴収などの経費が主なものです。

第2款保険給付費は10億3,366万3,000円です。

資料60ページをごらんください。

第3款財政安定化基金拠出金は1,000円の科目設置です。

第4款基金積立金は2万円です。

第5款地域支援事業費は2,571万8,000円です。介護予防事業や二次予防事業対象者把握事業を実施する経費、福祉介護手当などを計上させていただきました。

第6款公債費は1,000円です。一時借入金利子の科目設置です。

第7款諸支出金は4万8,000円です。

次に、歳入でございます。

資料の56ページをごらんください。

第1款保険料は1億7,315万4,000円です。

第2款使用料及び手数料は2万1,000円です。

第3款国庫支出金は2億8,966万2,000円です。

第4款支払基金交付金は3億172万9,000円です。

資料57ページをごらんください。

第5款県支出金は1億5,917万6,000円です。

第6款財産収入は2万円です。

第7款繰入金は1億7,096万円です。一般会計繰入金1億6,912万6,000円と、積立基金繰入金183万4,000円となっています。

資料58ページをごらんください。

第8款繰越金は1,000円で、科目設置です。

第9款諸収入は7万7,000円です。

以上が平成25年度介護保険事業特別会計予算の概要です。

続きまして、議案第27号、平成25年度川根本町簡易水道事業特別会計予算の概要について説明いたします。

簡易水道事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,430万円で、前年度と比べ4,830万円の増額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

大規模事業である大間簡易水道施設整備事業の施工により増額となっています。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表のとおりであります。

それでは、歳出から説明させていただきます。

資料の65ページをごらんください。

第1款総務費は2,982万2,000円です。職員人件費と事務費です。

第2款水道事業費は1億4,087万1,000円です。第1項水道管理費には、水道施設の維持管理業務委託料や水質検査業務委託料、田代配水池テレメーター装置設置工事費を計上しております。第2項水道建設費には、大間簡易水道施設整備工事費を計上しており、大幅な増額となっております。

第3款基金積立金は4万円です。これまで総務管理費の中で基金利子の積立金を計上しておりましたが、一般会計や他の特別会計と同様に、明確にするため新設させていただきました。

第4款公債費は1億2,256万7,000円です。過疎対策債、簡易水道債の元金及び利子の支払いです。

第5款予備費は100万円です。

次に、歳入でございます。

資料の63ページをごらんください。

第1款分担金及び負担金は9万円です。

第2款使用料及び手数料は1億987万7,000円です。給水使用料が主なものです。

第3款財産収入は4万円です。

第4款繰入金は1億5,185万6,000円です。一般会計繰入金は1億2,725万6,000円で、施設建設費や公債費への支援が主なものです。基金繰入金は2,460万円です。

資料64ページをごらんください。

第5款繰越金は220万5,000円です。

第6款諸収入は1万2,000円です。

第7款町債は3,020万円です。大間簡水施設整備事業に充当するため、過疎対策債及び簡

易水道事業債を充当する予定であります。

以上が平成25年度簡易水道事業特別会計予算の概要です。

続きまして、議案第28号、平成25年度川根本町温泉事業特別会計予算の概要について説明いたします。

温泉事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,060万円で、前年度と比べ150万円の増額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

温泉を町内温泉施設へ良好に供給するための経費を計上するものです。

それでは、歳出から説明させていただきます。資料の70ページをごらんください。

第1款総務費は998万1,000円です。職員人件費、事務費等の管理経費です。

第2款温泉事業費は2,050万9,000円です。寸又峡温泉引湯管布設替工事、接岨峡温泉ポンプ改修工事など、施設を良好に維持管理するための経費を計上するものです。

第3款基金管理費は1万円です。

第4款予備費は10万円です。

次に、歳入でございます。

資料の69ページをごらんください。

第1款使用料及び手数料は462万9,000円です。

第2款財産収入は1万円です。

第3款繰入金は2,585万7,000円です。一般会計繰入金です。

第4款繰越金は10万円です。

第5款諸収入は4,000円です。

以上が平成25年度温泉事業特別会計予算の概要です。

次に、議案第29号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算の概要について説明いたします。

いやしの里診療所事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,460万円で、前年度と比べ820万円の増額です。

歳入歳出予算の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

現在、医師は募集中であります。4月からも継続した診療ができるよう、関係機関と協議し、対応できるような予算とさせていただいております。

それでは、歳出から説明させていただきます。

資料の75ページをごらんください。

第1款総務費は4,620万1,000円です。第1項施設管理費は、医師の報酬、職員人件費等診療所の運営経費です。第2項研究研修費は、県立総合病院と連携し、新規に緑茶服用習慣の自己健康改善に及ぼす効果に関する研究経費を計上させていただきました。

第2款医業費は824万8,000円です。医薬材料費、検査手数料です。

第3款諸支出金は1,000円です。

第4款予備費は15万円です。

次に、歳入でございます。

資料の73ページをごらんください。

第1款診療収入は2,842万6,000円です。

第2款使用料及び手数料は12万1,000円です。

第3款繰入金は2,605万円です。一般会計繰入金です。

第4款繰越金は1,000円です。

資料74ページをごらんください。

第5款諸収入は2,000円です。

以上が平成25年度いやしの里診療所事業特別会計予算の概要であります。

議案第27号でありますけれども、これは歳出の第2款のところ、使用料及び手数料は1億987万7,000円と申し上げましたが、1億989万7,000円の誤りですので、訂正させていただきます。

以上、駆け足で御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（板谷 信君） 町長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑は、議案第23号から議案第29号までの全てについて総括的な質疑を行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 町長にお尋ねしますけれども、きょうの議会冒頭に行政報告をされました。大変長い丁寧な報告だったんですけれども、聞いていまして非常に気になったのは、まだ始まったばかりのアベノミクス、雰囲気でもマスコミなどの持ち上げもあって、まるで期待されているみたいな、株価が上がった、円が下がったということで、一時的な状況が、国民の多くに期待感を持って迎えられているようなお話だったんですけれども、その一方で、私たちがとても不安に思っているのは、消費税の値上げが迫っていること、それから、町長は、原発再稼働も、安倍首相が安全だったら、確認できれば再稼働するとはっきり言ったことを、まるで評価するような言い方をされました。

私は、そういう国民の多くの人たちが、再稼働してもいいんじゃないかと思っている人もいらっしゃるかもしれません。だから、私がたびたび出している意見書も取り上げられないんだろうと思います。でも、多くの人たちの声を聞きますと、やっぱり原発は動かさないでほしい、事故になったら本当に収束がつかないね、福島の人たちは本当に気の毒だねと、涙なしでは見ていられないね、聞けないねというふうな声がいっぱい、もうそれが自分たちのところにかかったら、もしそうなったら、あるいは日本のどこかでまたそういう事故が起きたら、外国に売りに出すと言っているけれども、本当によその国で起きたって怖いねという声もう一般常識なわけですよ。

そういう中で、けさの町長の行政報告というのは、聞いていて、ああ、そうですかと、一緒にともに期待を持ってこの町を、これから期待が持てる町になるねというふうに、同感できない内容がたくさんありました。

そういう意味で、町民の人たちは今、年金はどんどん減らされていくし、所得も減らされて減っていく。そういう中で物価上昇なんて、株が上がったって円が下がったって、私たちの生活には何も関係なくて、むしろ物価がどんどん上がっていくことに不安は大きいわけですよ。そういう町民の人たちが実際目の前に抱えている不安に対しては、町長は一言も述べられなかったということが非常に残念でなりません。

今、ずっと25年度の予算を大急ぎで一通り言われたんですけども、さっと見ますと、国保税も税のところでは減っている、介護保険は少し増えていましたね。後期高齢者もちょっと減っている、そういう住民負担のところ、総額ですけども予算高では減っている。

じゃ、それが本当に町民の人たちに負担増にならない、むしろ負担減もあるのかな、そういう期待が持てる内容なのかなということ。また絶対、町長が負担増は昨年も回避したいと言いながら、国保税、上げられたわけですけども、後期高齢者も上がりましたし、そういう中で、25年度はどういうふうな姿勢で、町民の暮らしを守っていかれるのか、負担増を回避する決意があるかどうか、その点を確認したいんですけども、よろしくお願いします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 冒頭、安倍総理大臣の施政方針演説の言葉を借りて申し上げました。まだ現実に具体的な施策は打っていない段階で、マインドが前向きになって、国民が、いろんな株ですとか、そういう動きがそれに呼応してきているという、現実の状況を説明したわけであって、安倍さんがこれから何をやられるのか、そのことの成果を上げることが一番大切なことですので、そういう意味では、今後に期待をしたいと、そういう意味合いでございます。

それから、これから私たちの町の経済を振興させていく上で、国そのもの、あるいは世界の経済動向が上向いていくということは、決して悪いわけではないわけで、そういう意味で、さらにそれらに弾みをつける上で、商工関係の中でリフォーム事業ですとか、あるいはプレミアム商品券ですとか、そういうものを後押しするような形で、うまく相乗的に効果を上げていければという思いで、計上させていただくということでの説明として使わせていただきました。

それから、現実にそのデフレ経済の中で、年金暮らしですとか、給与所得生活者にとっては、物価が安いということは大変結構なことなんですけど、全体的にデフレスパイラルが深みにはまっていくということは、決して長い目で見て、国民全体の暮らしの向上にはつながっていかないと思うんです。やっぱり経済そのものの底上げを図っていかないと、そういう中で景気の動向と、それから国民の給料、賃金、そういうものが一緒に上がっていくのかという部分の若干のずれはあるかと思うんですけども、長い目で見たときには、どうしても経

済を浮揚させていくという中で、その解消をしていくことが大事だろうと。

その中で、国民の負担の部分、これについても考えていかなければいけないというふうに思っています。ですから、国民の皆さんの負担を上げることがいいことだということを申し上げているわけではなくて、弱い人には弱い人なりの対応ということもあるでしょうし、そういう思いやりを持った心を持ち合わせていこう、そういう意味合いのことを、安倍さんは、日本を取り戻そうという中でも力を込めて言っておられますので、そういう意味で、安倍首相のお言葉を少し使わせていただきました。

いずれにしても、これからまだまだ厳しい状況が続くわけでありますので、まずは自主・自立・自助というような言葉も言わせていただきましたけれども、そういう気持ちを持ち合う中で、相互に助け合う、そういう地域をつくっていくことが大事であろうということで申し上げました。よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。

(「議長」の声あり)

○議長(板谷 信君) 質疑ですか。

○10番(鈴木多津枝君) はい。1回ですか。

○議長(板谷 信君) ここでやっている質疑は総括質疑であるということと、それから若干、議長が聞いていて、かなり議員の意見が入っていたので、もしこれ以上進めるなら、一般質問のところでやることをお勧めします。

ほかに質疑がなければここまでとしたいと思います。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第23号から議案第29号までは、11名の委員で構成する予算特別委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号から議案第29号までは、予算特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長を除く11名の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会は、議長を除く11名の議員を選任することに決定しました。



◎散 会

○議長（板谷 信君） お諮りします。

予算特別委員会開催等の都合によって、3月6日から3月21日までの16日間、休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、3月6日から3月21日までの16日間、休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時24分

平成25年第1回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成25年3月22日(金)午前9時開議

諸般の報告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 5号 川根本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第 6号 川根本町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第 7号 川根本町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第 8号 川根本町が管理する準用河川の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第 9号 川根本町水道布設工事監督者配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第23号 平成25年度川根本町一般会計予算
- 日程第 8 議案第24号 平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第25号 平成25年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第10 議案第26号 平成25年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 日程第11 議案第27号 平成25年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第28号 平成25年度川根本町温泉事業特別会計予算
- 日程第13 議案第29号 平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算
- 日程第14 川根本町議会議員派遣の件
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第16 第一常任委員会及び第二常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員（12名）

1番	長塚誠君	2番	中澤莊也君
3番	芹澤廣行君	4番	中村優君
5番	中野暉君	6番	高畑雅一君
7番	森照信君	8番	中澤智義君
9番	久野孝史君	10番	鈴木多津枝君
11番	中田隆幸君	12番	板谷信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤公敏君	副町長	小坂泰夫君
教育長	杉山広充君	総務課長	西村一君
企画課長	羽倉範行君	税務課長	澤本勝美君
福祉課長	栗原卓君	生活健康課長	山下安男君
産業課長	長嶋一幸君	建設課長	大石守廣君
商工観光課長	筒井佳仙君	教育総務課長	大村敏正君
生涯学習課長	藤森敦君	会計管理者兼 出納室長	渡邊清君

事務局職員出席者

議会事務局長 前田修児

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、説明員は3月5日の日と同様ですので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（板谷 信君） 諸般の報告を行います。

3月6日、7日、8日、11日、12日の5日間、平成25年度予算審議のため、予算特別委員会を開催し、終日熱心に御審議いただきました。

なお、13日には平成25年度事業実施予定箇所の現場視察も行っていただきました。

また、3月14日には第1常任委員会を開催し、定例会初日に付託された案件2件について熱心に御審議いただきました。

同じく3月14日に第2常任委員会を開催し、定例会初日に付託された議案3件について熱心に御審議いただきました。誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎日程第1 一般質問

○議長（板谷 信君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により、通告された質問者は、森照信君、中澤莊也君、長塚誠君、鈴木多津枝君、芹澤廣行君、中田隆幸君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようにお願いします。

7番、森照信君、発言を許します。

○7番（森 照信君） おはようございます。

傍聴者の皆様どうもありがとうございます。

初めての一般質問、1番目の、今までで1番目で緊張していますが、ひとつよろしくお願いいたします。

それでは、質問させていただきます。

私は、川根高校について質問させていただきます。

川根高校も平成24年度に創立50年を迎えました。当初は藤枝東高等学校の分校として、地域の人たちの強い願いもあり、昭和41年に独立校としての川根高等学校がこの地に誕生しました。当初は1学年4クラスで全校生徒数は500人を超えていましたが、平成に入り、過疎化、少子化の影響もあり、生徒数の減少が始まりました。

平成14年、3川根による中高一貫連携教育が取り入れられ、実施されました。高等学校の選択肢が限られている中山間地等におけるの施策であります。それによって高校の存続が保証されるものではありません。川根校は地域の中学生が頼りでありますので、地域の生徒数が減少すればすぐに影響が出てきます。

川根本町だけの各小学校の児童数を調べてみますと、数年先には100%入学しても40人を割るような年もあります。仮に川根高校入学生が40人を割るような事態になりますと、今行っております1学年2学級制から1学級制になり、教師の人数もかなり減らされ、今川根高校で取り組んでいる、また川根高校の魅力の一つであります特進学級を続けるのもあやしくなるのではないかと危惧されます。

平成27年までは川根高校の存続は一応は保証されておりますが、もう間近です。3川根地域はもとより、地域外からの生徒の確保を今から考えていかななくては、取り返しのつかない状況になると思われま。より多くの生徒の確保を求めるなら、学校は学校としてのできる限りの魅力をつくり、町は町としてのできる限りの魅力づくりを考え、その中で連携をし、取り組んでいくことが必要ではないかと思ひます。

そこで、2点ほど伺ひます。

生徒数減に対し、町はどのようにとらえているのか、また、川根高校の必要性、価値を重んじているのなら、町として学生が行ってみようかなと思ひうような施策等は調査、また検討されているのか、町長、教育長にお伺ひいたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの森君の質問に対し、答弁を求めます。教育長。

○教育長（杉山広充君） 川根本町において川根高校の存在はどのようにとらえているか、生徒数の減少等についての御質問であります。お答えいたします。

川根高校は、川根地域の唯一の高校であります。

本年度は創立50周年を迎え、創立以来、卒業生男子3,221名、女子3,506名、計6,727名を社会に送り出しています。そして川根地域をはじめ、県内・県外を問わず各地域、各分野で多くの方々活躍されていることを十分承知しております。

このようなことから、川根本町、川根地域における川根高校の存在価値は十分に認識しております。創立当初、昭和38年、生徒数は、今森議員からもお話がありましたが、500人を超えておりましたが、その後、減少の一途をたどり、平成20年度202人、21年度205人、22年度196人、23年度206人、24年度、現在は189名と聞いております。189人の内訳は川根本町が140人、本町以外が49人です。

現在の川根高校の教育は、地域の保護者、生徒の要望に十分にこたえていると思っておりますが、今後の生徒数の減少によっては、現在の教育の質を維持することが難しくなるのではないかと危惧をしております。早急に生徒増の対策を図る必要を私も強く感じております。

今後の方向性としては、2学級規模を維持することを目標にしなければならないと思っております。1学年40人以上を維持するためには、連携3中学校、中川根中学校、本川根中学校、川根中学校からの進学率を高める、連携中学校以外からの入学者を受け入れる、この2つのことが特に考えられると思えます。

連携中学校以外の生徒の受け入れについては、川根高校におけるカヌー部、郷土芸能部、野球部、そして少人数指導による進学指導等のすばらしさ、よさ、長所を全面に押し出し、生徒募集を積極的に進めていくということを川根高校の校長とも話をしております。

その中で話題となったことは、生徒の受け入れにかかわる下宿、食事、通学時間、これらにかかわる費用のことです。これらの検討していく中で、現在、単身赴任の町教員寮のことが話題と上がってきております。この町教員寮については、あくまでも単身赴任の教職員の住宅であります。教職員の減少により若干の空き部屋が生じているのが実情であります。これには教職員の人事異動が深くかかわってきておりますが、これからの教職員の入室、退室等をきちんと精査して、前向きに考えていきたいと考えております。

町としましては、川根高校は義務教育学校ではありませんが、教育委員会を中心として、できるだけ、できる限りの支援をしていきたいと考えています。

これからは常に川根高校と連携を密にして進めていくと、そのように考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） ただいまなかなか積極的な御意見をいただきましたけれども、その中にありまして教員住宅ですね、これを利用するという事は、別に縛りとかああいうものはなくて利用できるんですか。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） 今そのことについて検討をしているわけですが、今川根本町には下長尾と千頭にありますけれども、検討していく中で私は可能だと考えております。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） 今、教育長にお聞きしましたけれども、町長としては、執行者としてはどのように考えているか、お伺いします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 今教育長の方からも話がありましたけれども、下長尾の教職員住宅、独身寮ですとか、あるいは千頭のすみれですか、教職員住宅がございますけれども、空き部屋があるということで、川根高校が現実に生徒数が減っている中で、魅力づくりをしながら、遠方の地域からも通学できるような状況を今模索されているということでございますので、

そういう中で空いている部屋もあるということですので、そういう部屋をできれば利用できるような方向を考えていきたい、そう思っております。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） 町長も教育長も前向きな意見をいただきました。

そこで私、もう一つですけれども、学校としていろいろな魅力づくり、先ほども言いましたように特進学級とか、同窓会にしては奨学金をやっているとか、運動部、野球、それと全国総体にも常時出場しているカヌー部、またほかに地域に貢献しています郷土芸能の赤石太鼓とか、吹奏楽部、いろいろな形で学校は魅力づくりでやっておりますけれども、やはりそこに連携して、町としても、先ほども言いましたように、生徒がこの学校へ行ってみたい、川根高校へ行ってみたいというような魅力ある施策というものを今検討しているのか、考えているのか、ありましたらお願いしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 魅力づくりという点になりますと、基本的には川根高校で考えていただくということが教育の点から見ればと思いますけれども、川根高校にでき得れば町外からも来ていただける、そういう施策を進めていく上では、例えば父兄の負担の問題が一つ出てくると思うんですが、通学費ですとか、あるいは下宿、寮に入る、そういうときの経費、そういうものが問題になってくるかと思っておりますけれども、先ほどの教職員住宅の使用の例で言いますと、賄いもついているものですから、そういう点で安く入っていただくことが可能ではないかなというふうに思っております。

それから、通学については、現在、高校生の通学費に対する支援というものがございませんけれども、そういうものも考えていく。そういう中で、町外の人にもそういうものが適用できる、そういういろいろな方向としてあると思うんですよね。そういう点での、まず基本的には川根高校のレベルを上げていただくとか、そういう努力をしていただきながら、地域としても川根高校が、先ほども教育長が答えたように、この地域にとって唯一の高校であり、どうしても将来も残していきたい、そういう学校だというふうに思っておりますので、そういう中でそういうもろもろの考えられることを考えていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） 先ほどもあれですけれども、平成27年度までが一応保証されているということで、それは第2次の編成というか、県の高校の検討会の意見でありますけれども、もうそろそろ第3次というものが始まるんじゃないかと思えます。やはり川根高校の名前が出てからでは遅いんですよね。前にも私ども陳情というか、署名を皆さんいただきまして、陳情へ行ってきました。そのときに県の教育長、ほかの方が言うのに、やはり高校、町、地域がやはりどれだけ一生懸命やっているか、その姿を見ることによって編成自体も、見方も全然違ってくるということでもありますから、ぜひとも検討してやってくれるということであ

りますけれども、いろいろな形で皆さん父兄も負担もありますし、その辺も考えて、検討というものでなくて、これから実施ということで、また私もお伺いしますけれども、ぜひ時間がないものですから、きょうはこのくらいにさせていただきましたけれども、実施の方に向けてひとつよろしくをお願いします。

以上、お願いして。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 川根高校ですけれども、同窓の皆さんが大変心配してくださっているように、その地域と一体となった高等学校、まさにそうだと思っております。それから中高一貫教育、そういうこともございますので、そういう意味で、できるだけ御期待に添えるように、検討ということになるわけですが、前向きに検討してまいりたいと思いますし、県の教育委員会等にも機会あるごとにそういうお願いをしてまいりたい、そう思っております。まずは同窓生の皆さんを中心によろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） なかなか積極的な御意見をいただきまして、私の質問はこれで終わります。

○議長（板谷 信君） これで、7番、森君の一般質問を終わります。

続いて、2番、中澤莊也君の発言を許します。2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） おはようございます。2番、中澤莊也です。

一般質問通告書に従って質問をさせていただきます。

質問事項は、食物アレルギーを持つ児童・生徒に対する対応等についてということで4点、観光振興による地域の活性化についてということで4点、水と森の番人「マイスター認定制度」についてということで4点の質問を行います。

最初に、食物アレルギーを持つ児童・生徒に対する対応等についてであります。

昨年12月、給食のおかず、チーズ入りチヂミを食べた結果、急性アレルギー反応を、アナフィラキシーショックを起こして東京都調布市の市立富士見台小の5年生の女子がその尊い命を失いました。この事故は担当教諭の思い違い、人的なミスから起こっています。12日の静岡新聞に掲載されましたように、調布市の教育委員会も学校教職員の情報共有が不十分で、危機管理意識が欠如していたために起こった事故であるとの検証結果をまとめて発表しております。あのときこうしていたらでは遅過ぎます。

当町においても、様々な食物アレルギーを持った児童・生徒がいて、年々その数も増える傾向にあるということも聞いております。

そこで、年々増え続ける傾向にある食物アレルギーを持つ児童に対し、学校は、教育委員会はどのような取り組み等をしているのか、以下の4点について伺います。

1点目は、当町における食物アレルギーを有する児童・生徒の実態とその対策について。

2点目は、食物アレルギーを持つ児童・生徒の把握をどのように行って、その結果は給食の

献立等の中にどのように生かされているのか。3点目は、学校・家庭・教育委員会、学校共同調理場との情報の共有や連絡調整はどのように行われているのか。4点目は、小・中学校における食物アレルギー教育＝食育はどのように行われているのかについて伺います。

次に、観光振興による地域の活性化についてということで4点の質問を行います。

最近の厳しい社会情勢の中で当町を訪れる観光客の減少、特に寸又峡温泉への宿泊客の減は著しいものがあります。このような状況下にあって、寸又峡におけるホテル、旅館の数は24件から10件へと減少し、このままでは寸又峡温泉そのものがなくなってしまうことも危惧されます。観光の振興による地域の活性化は、地場産業の茶業、林業の再生と同じくらい川根本町の将来にとって重要な意味を持っていると考えます。

町においても、観光の振興を図るため、エコツーリズム、グリーンツーリズムといった体験型の新しい観光事業の導入や、お茶や柚子などの地盤産品を使った新商品の開発や農業と観光と結びつけた6次産業化の推進等様々な施策を講じられておりますが、なかなかこれといった決め手がないのが実情であります。

このような厳しい現状を少しでも打破し、地域の活性化を図るためには、町長も言われていますように、交流人口の増を図るために、様々な施策を講じ、川根本町を県内外にPRしていく必要を強く感じております。

そこで、交流人口の増により地域の活性化を図ろうと考えられておられる町長が、平成25年度においても町の重点施策として取り組んでいこうとしている、元気で活力に満ちたまちづくりの中の観光振興について以下の4点の質問を行います。

1点目は、江戸しぐさならぬ川根しぐさということを町長はよく述べられておりますが、その川根しぐさによる品格ある邑（むら）づくりについて、2点目は、新規事業でありますファムトリップ、レールパーク構想等について、3点目は、たまり場＝サービスステーションづくりについて、4点目は、人材、ボランティアガイド等の育成と地域資源、吊橋等の活用について伺います。

最後に、水と森の番人マイスター認定制度について、4点の質問を行います。

まちづくりを進める上で人づくりは重要な要素の一つとして、第1次総合計画の中で、地域で育む地域の宝 未来創生千年の人づくりプロジェクト事業として、生涯学習推進事業とともに、水と森の番人マイスター認定制度は、主要事業として明確に位置づけられております。

また、町長も平成24年第1回川根本町議会定例会の冒頭のあいさつの中で、「川根本町には山のこと、お茶のこと、その他趣味などいろいろな分野で達人としての技能や知識を持った方々もいらっしゃいますので、このような人たちが活躍できる場をつくるためにも、マイスター認定制度を機能していきたいと考えています」と述べられております。

まちづくりは人づくりであります。地域資源もそれを活用する人がいて初めて価値が生まれます。埋もれた人材の発掘をかねて、卓越した技や知識を持っておられる人たちにまちづ

くりの一端を担っていただくためにも、マイスター認定制度を早急に実施していただく必要があると考え、以下の4点について質問いたします。

昨年6月の全員協議会の席上でのマイスター認定制度の進捗状況と今後の計画についてということで質問をさせていただきましたが、町当局は「この制度における人材のとらえ方が難しい、今後の研究課題はどのような方をどのような基準で認定するのかということであるが、今後基準を定めて認定制度を実施していきたい」と答えられております。

そこで、通告には2点目の質問になっていますが、まず、第1に、マイスター認定制度について伺います。2点目に、マイスター認定制度への取り組みについて、3点目に、マイスターの活用について、4点目に、マイスターの自己研鑽に対する支援について伺います。

よろしく答弁のほどお願いします。

○議長（板谷 信君） ただいまの中澤君の質問に対し、答弁を求めます。教育長。

○教育長（杉山広充君） 中澤議員の質問は、食物アレルギーを持つ児童・生徒に対する対応ということだったと思います。（1）から（4）というスタイルでしたけれども、質問内容が独立しているものではなく、状況を述べるにすべてが関連することから、一連のスタイルで答弁させていただきたいと思います。

また、中澤議員が（4）で述べられている食物アレルギー教育＝食育とのお考えは、適当ではないように思います。食物アレルギーに対する対応は、他のアレルギー及び疾病等と同様に学校保健での対応であり、個別対応の世界の話であります。現に各学校においては、食物アレルギーを取り立てて保健の授業等で取り上げる話ではなく、様々なアレルギーや疾病等と同様の教育対応となっております。

ここで中澤議員の言われる教育の概念が不明ですが、食物アレルギーに対する考え方として、極論であります。卵はアレルギー反応を示す子がいるので危ない食材ですといった対応にはならないのはもちろんのこと、アレルギーとは何かといった一般論を教育の中で対応する話であり、個々のアレルギーの状況や対応策、なぜこの子はこの食材が食べられないかといったことは、教育、食育ではなく、個別の健康対応と考えられます。

あくまでも個別の話でありますので、プライバシーが関係するのはもちろん、各学校も同様の認識をしております。ですから、今からの答弁については、この考えに基づき答弁をさせていただきます。

当町における食物アレルギーを持つ児童・生徒に対する対応に関しての御質問ですが、各学校においては、新入学時説明会の席上、保護者に食物アレルギーに限らず、様々なアレルギー疾患や健康上の何らかの配慮が必要である児童・生徒に関してその旨を申し出るよう依頼をし、学校生活において具体的な対応を求める場合には、医師による学校生活管理指導表の提出をお願いしています。

学校では、提出された学校生活管理指導表において医師が何らかの具体的な対応が必要であると判断した児童・生徒に関して、保護者と校長、養護教諭、学級担任との面談を実施し、

対応を協議して、食物アレルギーに対する対応を求められた場合には、この面談に栄養士も出席し、学校生活及び学校給食における注意事項について情報の共有化を図り、事故の発生を未然に防ぐための対策を講じております。

食物アレルギーに限らず、児童・生徒の健康に関する事項においては、家庭・学校・教育委員会において常に連絡調整を密にし、情報の共有化を図りながら対応しているところであります。

現在、当町の学校給食において実施している食物アレルギーに関する対応としては、保護者の方に給食の使用食品を記した献立表を配布するとともに、さきに申しあげました食物アレルギーに対する対応が必要な児童・生徒には、調理の過程でアレルギー原因食品を加えない給食を提供する。また、単品の牛乳や果物を除く除去食対応やアレルギー原因食品にかわる食材を使用し、調理した献立を提供する代替え食対応をできる範囲で対応するとともに、これらの児童・生徒の保護者へは個別にその対応状況を記した文書を配布しております。

現在、このような対応を実施している児童・生徒は12名おまして、その原因食材としては乳製品、卵、ナッツ類、キウイ、オレンジ等の果物と様々な状況であります。

今後につきましても、学校とのさらなる連携を密にし、アレルギーを持つ児童・生徒についての正確な情報の把握に努め、症状により個別の対応が必要となる児童・生徒につきましては、アレルギーの原因となる食物を摂取しないように保護者と連携し、きめ細やかな対応ができるよう引き続き努めていきたいと思っております。

食物アレルギーに対する対応は冒頭申しあげましたとおり、他のアレルギー疾患等と同様に、学校保健としての対応であると認識しております。学校生活において一般児童・生徒にも食物アレルギーの存在を理解させ、食物アレルギーの子供への偏見を持たないよう指導することや、アレルギー症状が重症な場合、自分が食べなくても給食の配膳や片づけをするだけで症状があらわれる場合もありますので、それぞれの食物アレルギーを持つ子供に必要なかつ十分な配慮をしています。

このことにより、他の児童・生徒にも食物アレルギーを含めた健康のあり方や、集団生活において他の人を思いやる姿勢についても考えさせる糸口となるよう取り組んでいるところであります。

以上、答弁させていただきます。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 次に、観光振興による地域の活性化についての御質問、まず最初に、江戸しぐさによる品格のある邑（むら）づくりについての御質問でございます。

川根しぐさと私時々申し上げているわけですが、御存じかと思いますが、江戸時代ですね、江戸の町方の中に江戸しぐさというような、いわゆる商人道みたいなものが広がったわけがありますけれども、例えば小路を歩くときには肩と肩がぶつかったり、触れ合うことのないように、一方の肩を引いてお互いにすれ違うときに、肩が触れ合わないようすれ違ったと

か、あるいは雨が降ったときには傘のしずくが相手にかかからないように傘をかしげてすれ違
うとか、そういう町方の人々が円滑に過ごしていけるような、そういう生活の知恵みたいも
のが広がっていったわけでありますが、この江戸しぐさにそういうものがこの地域にも何か
できるのではないかなということから、川根しぐさということを申し上げております。こ
ういうものが定着することによって、この地域、川根地域に入ってくると、よその地域と違
った空気、そういうものを感じていただける。それが意味で県が今言っております美しく
品格のある邑づくり、邑連合、そういうものを立ち上げたわけでありましてけれども、そう
いう品格にある邑につながっていくのではないかなという思いから申し上げております。

それでは、お答えを申し上げさせていただきます。

川根しぐさによる品格ある邑づくりには、川根らしく生活する町民の皆様の主体的取り組
みが欠かせません。町民が自然豊かな環境の中でこれまでどのように環境を守り、育んだ文
化や生活を思いおこし、豊かな自然の中で誇りを持って生活する姿や、伝統や文化を大切に
し、守り伝える姿、お茶や林業に対する思い、熱い思いなどをエコツーリズムや千年の学校、
川根時間、NPOの活動、徳山のときどんの池など、地域独自の活動や伝統芸能など現在行
われております様々な活動を結びつけ、訪れるものに伝えていくことが品格ある邑づくり
による地域振興につながっていくものと考えております。

次の御質問のファミトリップ事業につきましては、主に旅行業者の旅行商品開発担当者を
招き、町内の観光施設を旅行商品に組み込んでもらうために行っている事業で、これまで年
に一、二回ほど行っている事業であります。関東から中部地区、関西地区の旅行業者を対
象に行うことが多く、台湾や韓国の旅行業者を対象に行ったこともございます。ファミトリ
ップの範囲は、県中部圏域や流域の市町村、島田市との共催などで行っております。

昨年の関越自動車道路のバス事故以来、静岡県中部地域は関東圏からの日帰りバスツアー
は乗務員が2名以上必要になったため、関東・関西圏からの日帰りツアーは激減しておりま
す。

このような状況の中、周辺市町村と連携し、宿泊のツアーコースを旅行会社に提案してい
くファミトリップ事業は重要となってきております。

次に、レールパーク構想についての御質問ですが、議員も先日大井川鉄道の伊藤社長より
大井川鉄道の現状についての報告を全協でお聞きになったと思いますが、当然住民の大切な
足としての大井川鉄道を様々な面から支援していかななくてはならないと思っております。

今回、SLの終点であり、井川線の起点となる千頭駅にはSLの汽笛が「音風景百選」の
1つに数えられたことから名付けられた音戯の郷があり、これらの再生も念頭に、鉄道沿線
全域をエリアととらえたレールパーク構想を研究・検討する場を設けたいと考えております。

平成25年度には、鉄道沿線千頭駅周辺における課題の発見、解決すべき事項、構想実現の
ための具体的な施策など検討会議を定期的開催したいと考えております。メンバーにはコ
ーディネーター役を有識者にお願いし、景観アドバイザーや鉄道・観光関係者、地元の方々、

また外部からは旅行者、鉄道マニア、NPO法人などに参加いただき、行政とともに様々なアイデアを出し、レールパーク構想の提言をいただこうと考えております。この提言をもとに、翌年以降レールパークの設計、着手と順を追って進めてまいりたいと考えております。

次に、たまり場についての御質問ですが、自家用車で訪れる観光客やSL乗車目的で来られる団体客に対して、大井川流域の各地区が単なる通過地点にならないためには、各地区にあります様々な観光資源を発掘し、地場産品とあわせてPRする場所として、たまり場の創設をしていくことが地域全体の振興につながっていくものと考えます。そのためには、ハードの整備も必要となってくるかもしれませんが、まず地域の人々がそれぞれの地域の魅力、地域の資源に気づくこと、さらに町を訪れる人が何を求めて来町するのか、そのニーズにこたえることができるのかを探っていくことも必要と考えます。各地域の方、商工会、農業団体や行政が協働し、共通の認識を持ってそれぞれの地域に合ったたまり場を考え、創設していくことが重要であると考えております。

次に、人材育成と地域自然の活用についての御質問ですが、近年、旅行者のニーズの多様化により、体験型・交流型の要素を取り入れた新しい旅行形態である産業観光、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズムなど、いわゆるニューツーリズムへの期待が高まっております。しかし、いずれの形態のニューツーリズムであっても、最初の課題は地域資源の発掘と人材育成と言われていることは御承知のとおりであります。

川根本町のエコツーリズムネットワークでは、幾つかのプログラムが提供できるまでになってきておりますが、町内には多くの吊り橋をはじめ、様々な観光資源があり、旅行者のニーズも数多くあるわけですが、その多くは資源とニーズを結びつけることができていないのが現状であります。近隣の市町村では、行政の支援を受けずに頑張っておられるボランティアの観光ガイド団体も幾つかございますが、川根本町におきましては、町の中からボランティアによる観光ガイド団体が自発的にあらわれるのを待つのではなく、エコツーリズムで現在実施しているプログラムは徐々に自立させ、新しい観光資源によるプログラムと新たなガイド、新たなプログラム提供者を育成していくとともに、エコツーリズムで培ったノウハウを用いて産業観光やグリーンツーリズムなどの商品開発をしていく取り組みが必要と考えております。

次に、マイスター制度について御説明いたします。

議員がおっしゃるマイスターの認定制度は、総合計画の主要事業と位置づけられており、総合計画後期計画にも主要事業として位置づけております。人材育成は人を育てること、そしてマイスターはプロを認定登録するといったイメージがあります。これまでもマイスター制度について検討を重ねてきました。マイスターの響きには、卓越した技術・知識を有する人というイメージがあり、認定基準を明確にしていくと大変厳格なものとなってきます。

例にとると、お茶のマイスターをといった場合に、本当に選考に悩んでしまうのではない

かと感じております。

考えるのに、議員の提案にもあるように、この町には山のこと、鳥のこと、草花のこと、お茶のこと等卓越した知識や技能を持っておられる人たちがたくさんいる。全くそのとおりだと思っております。マイスターの制度の中で、まさしく森と水の番人にふさわしいコンシェルジュのようなイメージの認定をしていきたいと考えています。鳥の案内人、草花の案内人、お茶の案内人、あるいは大井川の案内人などたくさんつくっていくことで、その方々の案内で町内を訪れる方がさらに川根本町のファンになっていただけたらと思いますし、また、次世代にもその卓越した知識、技能を伝承していただきたいと考えます。

そのための知識・技能を高めるための研修の紹介、支援やサポートについて町が取り組んでいかなければならないことだと思っております。

以上であります。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、アレルギー問題ですが、先ほど見解の違いではあるかと思いますが、アレルギー教育は食育ではないというお話がございました。その中で、これは調布市の事故を受けてNHKで取り上げられた内容であります。アレルギー教育というのは、食を学ぶことであるということと、先ほどアレルギーを持った生徒に偏見を抱かないという教育長のお話がありました。ともに生きる社会ということで、その子供がアレルギーがあるから、その子供だけお弁当を持ってくる、そういうことを理解させる。それもまさに教育であり、食育の一つだと考えます。

その中で、米粉を使ったホットケーキというものが子供から提案され、そうすれば今まで小麦粉を使ったホットケーキを食べられないAさんという方が、その子供も一緒に食べられる。ともに共感し合う、こういうアレルギーを持った子供がいるという理解、それも教育の一つだと考えますが、その点についてもう一度教育長の方から答弁を伺いたいと思います。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） 今中澤議員からアレルギーを持った子供の変化等々お話がありましたけれども、先ほども申し上げましたけれども、そういう子供さんがいると、これは回りの理解が当然必要だと思います。そのことによって子供たちの人を思いやる心、子の育成、それが教育だと思います。それともう一つ、米粉を使った料理ですか、そのことも出されましたけれども、それは家庭科の授業等において十分なされることと思います。その中では家庭科のねらいを達成すべく授業を実施していく、そのようなこととなります。その中にもやはりみんなで理解し合っていくと、行政の考えですね、それは当然あると思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 先ほど子供の状況、町のとおられる対応等についてきめ細かな説

明をしていただきました。この中で私がお尋ねしたかった点につきましては、例えば万が一アナフィラキシーショックというものを起こした場合の対応というものも含めて、教育委員会の考えを伺いたいと思いますので、もう一度答弁をお願いします。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） 今、事故が起こった場合のことを質問されましたけれども、これはそのようなことが起こらないように最大限努力していく、そういうことであります。

ただし、万が一そのようなことが起きた場合、早急に医師等の連携を密にして、処置をしていくと、そのようなことになると思います。

しかし、今申し上げましたけれども、そのようなことが起こらない、起こさない、このことが前提条件になると思います。ですから、本町の給食センターにおいても、万全の配慮をしております。これは学校給食運営委員会がありますので、その中でも十分話し合いを持ち、努力をしております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 起こらないようにするということですが、やはり万一の、この場合、調布市の事故も、教育担当の教諭が少しでも配慮をしていたら防げた事故ではないかということが検証されております。その後起こった後の対応も、校長先生がお見えになって、エピペンという注射をされるまでの間が非常にかかっていたということで報道をされております。

この中で例えば起こった場合の必要な適切な判断ということで、それが非常に大切になりますが、アレルギー反応とその深刻度の正確な判定ということが非常に大きな要素となっているということを専門の方からお聞きいたしました。それと病院への搬送、エピネフリンとか、ボスミンというようなものがあるということですが、その静脈への注射、この注射についても、報道では非常に打つ時期と場所、それというのが非常に難しいというお話も聞いております。これらが30分以内で行われた場合は、非常に救命率が大幅に上がるということでもあります。30分以内で搬送が不可能であれば、エピペンというそうですが、簡易自己注射キットがあって、それを注射することによって、それはAEDと同様の役割を果たす、救命の手段ということでもあります。

そこで、これは確認をさせていただきたいのですが、町内にそういうものの在庫があるのか、そういうことも把握しておくべきではないかというふうに考えますし、教師に対してアナフィラキシーの理解を深めていただくための講習、これもぜひ必要だと考えますが、その辺について意見を伺いたいと思います。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） 今、中澤議員がお話された事例ですが、それはたしか私の記憶ですと、その児童は自分の給食を、個別の給食を食べてしまった後おかわりをしたと、そして友達もいいですよとやったと、それによって引き起こしたと。そしてそのことを担任がうっか

りして知らなかった。それで17分ですか、17分間たった後、校長が気づいて注射をしたけれどももうまくいかなかった。そういう事例だったと思いますけれども、やはりうちの町にも12名おりますので、12名の対応、それぞれ違います。そのことについても、もう一度再確認をしたいと思います。どのような、万が一のときにはどのような対応が必要なのか、もう一度そこら辺は十分調査をして、それなりの対応をしていきたいと思います。

中澤議員のお話はあくまでも特殊なケースと、そういうことだと私は考えております。ですから、うちの町では特別食の子供におかわりということはさせていないと思います。学校でおかわりということで、それはされた事例だと思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤 莊也君） 確かに特殊なケースというお話がございましたが、やはり万が一ということは起こり得る可能性もあるということで非常にいろいろなアレルギーを持つ子供たち、多様化しているという、先ほどいろいろ私たちではとても考えられないような、キウイフルーツに反応したり、オレンジに反応したりする子供たちがいらっしゃるということもお聞きしました。

その中で、やはり静脈注射を行うに、AEDと同じような役割をするというエピペンの在庫と期限、そういうものの把握というのは必要だというふうに考えます。これは有効期限が1年半ぐらいだということも聞いておりますが、やはりこういうものはどこにどれぐらいの在庫があるか、確認していく必要があると考えますが、その辺について御意見を伺います。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂 泰夫君） その件についてお答えしますけれども、アナフィラキシーショックについてエピネフリン、この投与はどうかという関係ですけれども、これは医事法の関係で、本来教職員は打ってはいけないという行為になっています。調布市の場合も、それは保護者との相談の中において、同意のもとにおいて用意をしておいたということに思っておりますけれども、当時教職員がその状況を知り得なかった、たまたま知り得なかった教職員がいたということで対応が遅れたと。最終的に校長が当然管理しているものですから、そこでエピペンを打ったということになっていると思いますけれども、当然そういうアレルギーを持つ子供がおられる場合は、医師も介入させてそれから学校長、それから教職員と、栄養職員もそうですけれども、そういう対応の中でもって備蓄をしていくということでもありますので、当然そういう事象があれば備蓄をしていかなければならないんですけれども、現在においては、そういうまだ保護者からの申し出がないというのが現状だというふうに理解していただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤 莊也君） 次に、観光振興について先ほど町長の方から詳しい御説明をいただきましたが、再度確認をさせていただきます。

まず、たまり場のサービスステーションづくりということで、地域において地域独自でその場をつくっていくことが大切だというお話がございましたが、現在、歩道が整備されております松島、あそこは今塩郷の吊橋で非常に土日、祝日には多くの観光客が訪れております。あそこにひとつ四季の里のような建物を建てて、そこで地場産品、地元のおじいさんやおばあさんがつくっていらっしゃる、そういうものを、野菜等を販売し、さらに情報を発信していく、そういうようなものを建てる。今後、観光振興計画ができておりますので、その中で考えていらっしゃるのかどうか、伺います。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 町長の答弁にもありましたように、地域に合ったたまり場ということで、例えば塩郷の吊橋が非常に観光資源となっておるわけなんですけれども、やはりあそこを周回できるようなルート、向こう側に行くところというのがあるよというような、そういう周回ルートをまずつくること、その過程において向こう側に何か産品を売るものがあつた方がいいか、こっち側にあつた方がいいかということをやはり地元の人たちが、地元の人たちと協議しながらそのような施設が必要なのか、提供できるのかというのを今後検討していきたいと考えております。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤 莊也君） 確かに地域にあつたたまり場ということで、地元との協議というのは必要だと思いますが、なかなか前に進まないというか、現在、梅高地区にある温泉、あの辺に温泉スタンドがございしますが、あそこを利用した地域の整備ということでいろいろな検討をされておりますが、なかなかいい案が出てこないというようなこともございますので、できるだけ町の持っている情報等を提供し、そういう場を積極的につくっていただく、そういうようなことをやっていただきたいというふうに考えます。

次に、ボランティアガイドということで、非常に観光の振興においては人というものが大切になってきます。エコツーリズムネットワークの事業が実施され、ここ数年非常にリピーターの方が増えて川根本町に訪れる方も多くなっております。ですが、それを案内するインタープリターというんですか、案内人、翻訳者という方々が限られております。ですので、そのような人たちを育成する場を、ぜひ行政の方にそういう研修の機会というんですか、養成の場を設けていただきたいと考えますが、その辺についての考え方を伺います。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 今エコツーリズムに限らず、ニューツーリズムと言われております観光による地域振興を全国的に図って、どこの自治体においてもそのような活動を今しているわけなんですけれども、やはり一番のネックになってくるのが人の問題であります。ボランティアガイドという形もあるでしょうし、有償のプロのガイドも欲しいでしょうし、全く自分たちはガイドじゃないんだよというふうな方も含めまして、やはり地域の自分たちの住んでいるところがこういう魅力があるんだよというものをまず気づいてもらって、それ

を観光に来られた方に伝えてもらう、それが観光客の満足度向上に物すごく影響しますので、やはりそういう住民全体の方に地域の魅力について知ってもらうというふうな活動も重要かと考えております。

(「おい、傍聴聞こえないよ。傍聴にも聞こえるように。マイクが聞こえない」の声あり)

○議長(板谷 信君) もう少し大きな声で言うように。

傍聴席静かに。静粛にしてください。

これから後で結構です。

傍聴席からの不規則発言は禁止します。

2番、中澤君。

○2番(中澤莊也君) 再度、人の育成というのは非常に大切ですので、現在、どのようにボランティアの育成というのですか、案内人と呼ばれる方の育成というものが行われているのか、再度伺います。

以前、観光協会で静岡空港ができることに際して中国の方、そういう方たちを雇用して地元を案内する、そういうような育成をしようという改革があったと思いますが、その進捗状況、これからどうしていこうかということ、確かに地域の人たちがすべての魅力を語っていくということは必要だと思いますが、なかなか現実として地域の民話、歴史、文化、そういうものを語っていただける人というのは、なかなかいないわけです。ですから、講習会のような機会を設けていただきたいということでもありますので、その辺についても再度伺います。

○議長(板谷 信君) 商工観光課長。大きな声でお願いします。

○商工観光課長(筒井佳仙君) ガイドの育成の進捗状況という御質問ですけれども、町内ではフォーラムですとか、様々な勉強会をやっております。ただ、そのフォーラムなどを行いましても、やはり参加される方は興味のあるほんの一部の方、あるいは町外の方が多く参加ということで、そこに参加されない一般の方をどうやって引き込んでいったらいいのかというのが今の課題だと考えております。

以上です。

○議長(板谷 信君) 2番、中澤君。

○2番(中澤莊也君) ぜひ人材の育成というものは、まちづくりにとっても欠かせないものでありますので、積極的な取り組みを期待しております。

次に、地域の資源ということで川根本町には塩郷の吊橋をはじめ、いろいろな水力発電の関係の遺産が近代遺産と言ってもいいようなものが残っております。高郷にございます水路橋についても、先人の厳しい時代につくられたのであるということで、私は立派な産業遺産だというふうに考えております。

この中でやはり吊り橋を生かした、川根本町は吊り橋の町ということで新聞にも報道されております。その中で、今青部の吊橋が皆さんも知っているような状況にございますが、こ

の近代遺産を活用した観光の振興について御意見を伺います。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 吊り橋を観光にという御質問でありますけれども、接岨峡にあります八橋小道（やっぱしこみち）のように、最初から観光客が通ることを前提につくられた吊り橋はかなりの強度を持っておりまして、大勢の方が乗っても大丈夫なようにつくられてはおりますが、それ以外の吊り橋につきましては、元来観光目的でつくられたものではなく、農作業ですとか、山に行く方数人が通ることを前提につくられたものであります。そのため、団体客が大勢乗るといことができませんので、定員制限を設けております。

ただ、その観光客が大勢来て事故がないように、そこでどうやって定員を守っていただけるのかというようなことを今後検討していきながら、どういう方法で定員を守っていただけるようにするのか、今後検討しながら、貴重な吊り橋を有効に活用していきたいと考えております。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 吊り橋の活用ということで今お話をいただきました。吊り橋だけではなくて産業遺産と思われる建物というのは多々ありますので、そういうものもこれからの観光振興の中では生かしていく必要があるというふうに考えます。

最後になりますが、マイスター制度について質問をさせていただきます。

なかなか認定の基準というのは難しいというお話がございましたし、やはり町長も必要性を非常に感じていらっしゃるという御答弁がございました。これからの取り組みについてどのような形でこれを実施していくかということについて伺います。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 個々の取り組みということでございますが、まだマイスター制度、確立をしておりません。それこそ議員もおっしゃるように、この方向性ですね、山のことだとか、鳥のこと、草花のこと、お茶のこと等、たくさん卓越した知識や技能を持っておられる方がたくさんいるということでございます。そういった方向で、今もエコツアーとか、そういった観光商品が出ておりますが、そういった方々にも携われるような案内人ですか、等も育成をしていきたいと。

また、この方たちもエコツアーだけでなく、地域でも活躍していただける場をつくっていきたく思っておりますし、今後このような研修の場をつくったり、また、補助制度ですか、自己研鑽に努めるための補助制度を支援しながら制度をつくっていきたく思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 今企画課長から御答弁ございましたが、やはり人づくりというのは、再度申しますように非常に大切なものであるということですので、早急に方向性を決め、こ

の認定制度の実施に当たって取り組んでいっていただきたいと思いますし、研修場を設けるということですので、これについても計画を立て、年間で何度かこういう研修を開催され、これからの森の案内人となるような人たちを養成していっていただきたいというふうに考えます。

これで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（板谷 信君） これで中澤君の一般質問を終わります。

続いて、1番、長塚君の発言を許します。1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） 今月は予算特別委員会がございまして、来年度に向けまして取り組んでいただきたい事業や確認させていただきたい事業など幾つかございます。それらのほんの一部ではありますが、質問させていただきます。

予算委員会の直後ということもありまして、予算額などに触れることも多くなりますが、この点も御了承いただきたいと思います。

通告させていただいたテーマは、4つございました。議会だよりの速報版とはちょっと順序が変わりますが、この点もよろしく願いいたします。

1番目に、林道事業につきましてお話をさせていただきます。

当町は90%以上が山林ということで、どうしてもそこへの山林の活用、アクセスとかで林道関係の事業がずっと重要な仕事だったと思うんですが、総額で建設課さんがもちろん多いわけですが、産業課さんの簡易作業路とか、そういったものも含めると、トータルで2億3,000万円ぐらいの林道関連予算が見られます。森林の活用ということで重要な事業で、長い間努力されて積み上げてこられたものであるわけですが、逆に時代の産業としての変化といますか、よく言われます費用対効果みたいな面も時代の中で大きく変わってきてまいりましたし、あとやはり里山の再生といますか、親しめる、できたら雑木林に戻せないのかとか、里山道をみんなで、家族で歩きたいとか、そういうような時代の変化とか、あるいはそういったものが比較的費用がかからない中で保水や治山にもつながったり、あるいは様々な観光への好影響も実はあるのではないかみたいな、そういうような時代の中でこういった多額の予算を、林道事業を含めながら里山再生みたいな事業の方にシフトしていけないのか、新しい公共事業としてこういった予算の組みかえみたいなものを考えていく必要があるのではないかという点が1点でございます。

2番目のテーマですが、これは主にお茶の方の市場開発支援事業という点でございます。一生懸命お茶の生産に取り組んできてくださっておりまして、生産支援も一生懸命なさってきて、しかしながら、なかなか販売が難しいといますか、販売に結びつかないということをよく毎年言われております。この辺の取り組みがなされてきているわけですが、いずれにしても、川根本町の現実といますか、現場が重要と思われませんが、その辺の中でどのようにこれから販売に結びつけられる支援策が行われるのかということだと思っております、この点もまたお聞きしたいところでございます。

3番目のテーマが、この前の中澤議員の方の観光の方でも随分語られまして、ちょっと重なる部分もございますが、私の場合は特に大井川鉄道さんとの共生について絞って伺うということになります。

大井川鉄道の伊藤社長が議会にもお見えになって、非常にできる限りの努力をされてきていることは伝わってまいりました。遠来のお客様に川根路を楽しんでもらう施策を地域全体で考えていただきたいというようなことをおっしゃっておられました。あと未来的には、静岡空港とうまくリンクして団体客を呼び込めないかなというふうなことも考えておられるようでした。

町の方でももちろん多くの取り組みをなさっておられます。これはすべて大井川鉄道さんに関する事業ではございませんが、レールパーク構想やS Lフェスタ、それから大井川沿線の景観整備、町営バスの運行、デマンドタクシーの運行、公共交通費の運賃の助成、外出支援とか、こういったものは何らかの形で大井川鉄道さんと連携できる、また連携してきてくださっているわけですが、総額来年度6,000万円から6,500万円ぐらいがこういう関連の予算のように見受けられます。今までどおり今後も大井川鉄道さんとの連携、共生をお願いしたいものでございます。

あと新しい動きとしまして、島田市さんが川根温泉さんにホテルをつくるという、もう間もなく本体工事というんですか、工事が始まるようですが、その辺に関しまして、島田市長がちょっとインタビューでこのように述べておられます。

ちょっと長くなりますが、桜井市長の発言です。川根温泉ホテルに関する件ですが、「ヒノキの露天風呂やキッチンがついた長期滞在の和室が8室、あとは上ランクのビジネスホテル仕様にし、大浴場をつくります。部屋数は42室で、宿泊人員は約150人、宿泊料金は市民が1泊5,000円、市外の方が6,000円の予定です。100人ぐらい入場できるホールをつくり、宿泊客の食事のほか、結婚式や法事などで市民も利用しやすいようにしたいと考えています。食についてもいろいろ考えて、山でとれるイノシシやウサギ、アユやヤマメ、山菜など堪能いただきたく、イノシシ鍋は肉がやわらかくておいしいからきつといい名物料理になると思う。ホテルの近くに食肉センターもつくる予定で、このホテルや食肉センターによって80人ほどの雇用が創出される。職を増やして若者の流出を防ぎ、川根地域や伊久美地域をもっと元気にしたい。理想を言えば、最寄り駅の笹間渡駅に千頭行きがS Lが停車してもらいたいのだが、この場所は上りの勾配がきついので停車できない。逆方向の下りの場合は停車できる。そんなことも含めて家山駅からシャトルバスを出そうとか、ジープみたいなもので河原を走ってアクセスしていただくのもいいとかいろいろ考えています。ホテルは平成26年初夏の開業予定です。そのときはS Lとうまくコラボレーションして、記念イベントを開催したい」と、そのようなインタビューでの発言をしております。来年の夏にはホテルが開業するということで、こういった動きの中で当町の役割、連携みたいなことも考えていかざるを得ないというふうに考えております。この辺につきましても、お考えをお聞きしたいと思います。

最後のテーマですが、FM島田コミュニティ放送とのかかわりのことについてちょっと質問させていただきます。

よく防災のときに、例えば電源を東北大震災のときのように失った場合どうなるかというようなことがよく問題になりますが、乾電池があればラジオの中からFMローカルコミュニティ放送が聞こえれば、非難指示や避難勧告、あるいは避難者リスト、避難所情報、食糧情報、飲料水情報、医療情報などが聞こえてきます。すべて川根に関してということはお願ひできないかもしれませんが、しかしながら、地域ローカル情報が流れてくることによっては、公助ができない部分を共助といいますか、あるいは自助のための情報収集として役立つのではないかということをおっしゃっています。

あるいは日常的にも政策番組として道路や鉄道情報、天気予報、それから地域の安全・安心だより、今島田、志太榛原は、お茶の魅力とか、川根散歩とかというような政策番組をつくられておられるようです。

現在、中継局はFM島田が4本持っておりまして、自治体が4本持っておられるようです。伊久美、金谷、笹間に関しては島田市さんだと思うんですが、昨年3月から吉田町さんも中継局をつくられました。

そのような中で、当町でも例えば、これは仮になんですが、白羽山1カ所につくられれば、7割ぐらいが受信が可能になるというようなことをございます。あるいはテレビの、これはちょっと私も知識がないので間違っているかもしれませんが、テレビのデジタル化によって空いてきているアナログ用の中継所なんかの施設がありますので、この辺が使えたりすれば、比較的費用がかからない中で受信ができるのかな、なんて思ったりもいたしますが、この点もお答えいただきたいと思いました。

以上、4点でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの長塚君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは、長塚議員の御質問にお答えいたします。

予定していたものとちょっと順番が狂ったり、趣旨のちょっとわかりにくいところがあるものですから、しっかりしたお答えになるかわかりませんが、まず用意したものを説明させていただきます。

林業事業についての御質問でございます。

林道整備事業を費用対効果、環境保全の視点などから事業への取り組みについて伺うという御質問でございますが、川根本町では林道事業整備を国庫補助金や県単独事業等を活用し、計画的に実施しております。

平成25年度は12路線で事業を実施する計画で、開設工事が3路線、改良工事が8路線、舗装工事が1路線という内容でございます。

補助金を活用して林道事業を実施するについては、国・県の事業審査を受ける必要があり、その中には費用対効果についての審査項目もございます。一定の効果指数以上なければ補助

事業には採択をされませんが、本町で実施している事業については、一定以上の効果指数が確認されており、費用に対する効果は十分期待できるものと考えております。

次に、環境保全についての御質問でございますが、掘削した後の法面にはできる限り緑化を図ることや、法面保護材として間伐材を利用するなどして林道周辺の景観に合うような工法を選定し、実施しております。

また、必要な箇所には小動物が自由に通行できるよう、林道法面に小動物が駆け上がりできるような傾斜路を設置するなど、自然保護に対する工種工法も極力選定し、実施しております。

なお、大規模な林道開設を計画する場合におきましては、環境アセスメントを実施し、自然保護に十分な対策を講じてまいります。

今後も森林施業の効率化を図り、安定した林業経営が図れるよう、環境保全には十分配慮しながら林道網の整備を進めてまいります。

次に、市場開発調査推進事業についてお答えいたします。

この事業については、平成22年度茶価の低迷が大きく農家にのしかかった当時、何とかして販路が拡大できないかと、当初は中国との輸出を検討したのが始まりでしたが、もう少し国内でできることはないかといった議会の提案もあり、お茶関係者との話し合いの中、まだまだ川根茶が知られていない関東圏での知名度の向上や地元において展開できるお茶のPRについて推進していくことになりました。これまでも何度か議会等でお話をしてきましたが、関東圏においては平成23年度、平成24年度と川根茶の大型の駅張りポスターや地下鉄の窓の上に掲げますポスターの掲示、新宿アルタや銀座のホットビジョンなど、大型ビジョンによる川根茶のCMの放映、池袋の映画館、主要駅の多面モニターによるCM放映など、新茶の時期に合わせて展開をいたしました。

また、東京都内で農業経営振興会、茶業組合、大井川農協、観光協会などの協力を得ながら、川根本町、川根茶のイベントも行ってまいりました。「神秘的なまでに滋味（じみ）」とうたった、まさしく川根茶といったキャッチコピーと幻想的なポスターは大きな反響がありました。

また、平成23年11月に農業経営振興会が福島県の浪江町の方々に、避難先である二本松市内において元気が出るようにと川根茶の呈茶をしてくださいました。そういった活動にも支援をいたしております。

町内においては、寸又峡からおいしいお茶を提供しようということで、旅館・飲食店関係者の方々にお茶の入れ方教室に参加していただき、お茶と観光の連携による取り組みも始まりました。

また、農家さん自らも来町者においしいお茶を飲んでいただき、川根茶のファンになっていただこうと、平成23年12月から6軒の農家さんが「川根茶縁喫茶」をオープンしてくださいました。現在は4軒増え10件の農家さんによる呈茶が行われております。この間、テレビ

雑誌、新聞等で紹介されるなど大きな反響がありました。

そのほかポスターと同じデザインのお茶のパッケージの製作やバス広告、ホームページの開設とデザインを統一した形で川根茶のPRをこれまで展開してきました。

また、平成23年8月には、全国茶品評会において、1位、2位、3位を独占する快挙に町内が沸きました。当然産地賞も授賞し、大変な追い風になったと思います。このとき、町では授賞茶を買い上げ、町内外様々な場面で入賞茶を紹介いたしました。これまで町内の方々も入賞茶を飲んだという経緯は余りお持ちでなかったと思いますが、これぞ頂点の素晴らしい川根茶を味わっていただき、川根茶のファンをたくさんつくったのではないかと思います。

また、お茶と一緒に提供できるスイーツの開発や、海外への輸出の可能性についても諦めないでほしいとの関係者の声もたくさんあり、今年度市場開発調査推進事業最終の年度、また3月という時期となってしまいました。本物嗜好でかつ富裕層が多いニューヨークのレストラン・フードショーに澤本園さんの御参加をいただき、3月3日、4日、5日と出展してまいりました。3日間で1,200人に呈茶をし、240企業との情報交換をしてまいりました。「これまでに飲んだことがない素晴らしいお茶だ」、現地での評価は高く、今後の販路の拡大に期待が膨らむものであります。

また、スイーツの開発においては、川根本町スイーツ開発研究会が地元で発足し、新名物の開発に取りかかってくれております。17日にはその研究の成果を寸又峡で県内の働く女性の方20名に審査をいただき、御意見、評価をいただいたものです。次年度以降も引き続き開発研究を重ね、商品化につなげていきたいと考えております。

さて、何をもちて成果というのか、それは大変難しいことだと思います。茶価が上がれば、川根茶が売れたら、それを成果というのかもしれませんが、現実はそうそう甘くはないし、すぐに結果が見えるものでもないと思っています。この事業を推進する2年間の中で、関係者の御意見についてくまなくやってみようと様々な事業を展開してきました。その中には農家の皆さん、茶商の皆さん、観光関係者、様々な皆様の協力によりなし得たものがほとんどであります。事業展開する中で、住民の何とかしなくてはというやる気のある方が多数名乗りを上げてくださったことも大きな成果であります。平成25年度以降も市場開発支援事業と事業名を変え、行政が支援すべき部分は引き続き継続していくつもりであります。

次に、大井川鉄道と川根本町の共生についての御質問ですが、議員おっしゃるとおり、通学や通勤、外出時の公共交通機関として、また、観光交流人口の増加を図るという視点からも大きな存在となっております。しかしながら、近年、観光客の入り込みも減少する中、SL乗車の利用区間が短縮される傾向など旅行形態も変化し、千頭など奥大井まで足を伸ばす観光客が減少していることは事実であります。

議員がおっしゃるように、平成26年7月には川根温泉ホテルが完成、営業開始の予定と聞いております。現在でも多くの入湯客を有する川根温泉に宿泊施設ができれば、これ以上に川根本町への観光客が減るのではないかと心配する声を多く聞いておりますし、心配される

ところであります。

静岡県内でも多くの観光地を持っている中、静岡県を横断するルートは知られているものの、大井川をさかのぼる縦のルートは行きどまりということもあり、誘客に苦慮している現状ではありますが、この川根温泉ホテルの完成を機に、観光客を奥大井に引き入れるべく、この大井川筋に数多くある温泉を、例えば「奥大井温泉郷」と銘打って、多くを選択肢できる観光地になればと考えているところであります。

現在、多くの観光客を誘客できるものとして、大井川鉄道には全国的に知られているSLが走っております。平成25年度には井川線を含めた大井川鉄道沿線一体をレールパークと位置づけ、大井川沿いのお茶街道、風景街道とともに様々な展開をし、構想の検討会議を設け、大井川鉄道とも連携し、地域活性化を図っていきたいと考えております。

次に、FM島田の活用についてであります。

FM島田は、島田市と吉田町を放送エリアとしているコミュニティFM放送局です。送信所を島田市阪本地区に設置し、中継局を島田市内に6カ所、吉田町役場庁舎に1カ所、計7カ所を整備しております。コミュニティFM放送はNHKFM静岡やK-MIX静岡エフエム放送などの県域放送とは異なり、市町村単位などの限られた地域での放送を目的としており、出力も小さく、周波数も1波しか割り当てられておりません。

このため、山間地域、かつ広い面積の当町で受信するためには、数多くの中継局が必要になります。この中継局整備に多額の費用が必要になります。

また、周波数の割り当てが1波であるため、同一周波数での混信障害が発生しないよう、隣接する中継局同士のエリア調整が必要となります。FM島田の放送エリアとなるためには、受信できない地域も発生することを念頭に置いて計画する必要があります。

災害時の活用については、平成22年3月29日付でFM島田と川根本町の間で、災害時における放送要請に関する協議書の締結をいたしました。その内容は、災害時等において電話等における通信が困難な状況が発生した時点で、情報発信の必要がある場合に限り、町がFM島田に対し放送を行うことを要請することができるというものであります。

大規模な災害の発生により道路が寸断され、町全体が孤立化してしまうことが危惧されるところであります。そのような事態が生じた場合、仕事や学業のため当町から島田市などに通勤・通学されている方や、島田市に在住されている方に向けて町の情報を伝えることを想定しております。

なお、災害発生時においては、市町村が独自で臨時のFM放送局を開設することができます。これはコミュニティ放送局よりも出力をアップして、口頭による免許申請手続だけで臨時災害放送局を開設することができます。

災害発生時には、本庁舎と総合支所内にこの臨時災害放送局を設置することにより、災害対策本部の取材が容易であり、その場で放送することが可能となりますので、住民の皆さんに正確な情報をいち早くお届けすることができます。これから機材調達、中心電波聴取エリ

アの確認、放送スタッフの確保、維持運営方法などを検討していきたいと考えております。

観光情報の提供と生活情報の共有についてお答えします。

F M島田は、島田市及び島田市内の事業者が株主となっている放送事業者であり、島田市情報が中心の番組構成となっています。その放送枠の中で当町の情報をお知らせするためには、料金が必要になります。例えば平日の朝、昼、晩の3回、1回2分程度の放送には年間60万円以上の利用料金が必要とされています。

平成25年度予算では、観光を中心とする情報をお知らせするため、この平日のみ3回、1日6分程度の放送ができる予算を計上しています。近隣地域の皆様に情報をお届けすることでこの地域を訪れる方が増え、地域の活性化につながることを期待しております。

ただし、F M島田は限られた地域での放送です。近隣地域への放送以外にもさらに広範囲に情報を発信することも検討していかなければなりません。不特定多数の方に一斉に情報を発信するためには、ラジオ放送は有効な手段です。しかし、庁内でF M島田を視聴できるようにするため、コミュニティFM放送という特性により中継施設の整備に多額の費用がかかります。利用料金や難聴対策という問題も解決する必要があります。

そのような事情もありますので、来年度予算化しております観光情報と同様に、近隣の地域に情報提供するという形でF M島田の活用を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） ここで暫時休憩いたします。再開は10時50分です。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時51分

○議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） それでは、2番目にお聞きしました市場開発調査推進事業について伺いたいと思います。

来年度予算が833万円というふうな予算化がされておりますが、この辺の来年度の予算づけの背景みたいなものを少しお聞かせいただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 市場開発による来年度の予算の内容でございますが、来年度ですね、ここ3年間続けてきました事業につきまして、また継続して支援していく必要があるというものをまた継続事業ということで平成25年度に上げさせていただきました。

事業内容はブースでのPR、これはテナントを確保しまして民間の方々に利用していただ

くというようなことをございます。また、イメージのパッケージの作成を計画をしております。また、これは産業課の方で予算化しておりますが、今10軒ほど川根茶縁喫茶を開いておりますが、その方たちへの支援を考えております。それから、全国茶品評会出展茶の購入、これは日本一の川根茶のアピールをということでございます。また、今年度行いましたスイーツですね、これを製品化から販売までということで、スイーツの改善点があるかと思いますが、そのスイーツの改良、またデザインとかパッケージ、ネーミング、宣伝等も行っていきたいと思っております。

また、関東圏でのPRということで、今回は路線バス、都営バスですか、の側面を使いましてPRを図っていききたいと、こんな計画でおります。

以上です。

○議長（板谷 信君） 1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） この支援事業の目的に、消費者と結びついた農林業の振興ということがうたわれておりますが、例えば販売先に応じたお茶、デザイン、パッケージも含めてなんですが、ターゲットを絞ってそれに合わせた販売戦略みたいなものに結びついていかないと、なかなか具体的な販売に結びつかないと思われるんですが、やはりそういう生産現場と販売、ターゲットみたいなのを川根本町なりにしっかりとらえて、それを生産から販売までを一体化させる、そのような作業ということになると思うんですが、やはりそういうために生産者と現場と対話していただかないと、なかなか販売に結びつかないということになっていくと思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） やはりここ3年間ほどやってきましたが、まだまだ川根茶の知名度といいますか、まだまだ大きな成果が上げられていないということで、まだまだPR不足という感がございます。ですので、先ほど申しました関東圏をもう一度対象にしまして、テナント等の確保をしてPR等を行ったり、路線バスを活用してPRというような形で知名度を上げていければと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 長塚議員御指摘の現場の声もということでありますけれども、今回、進めてきました市場開拓調査につきましては、企画課と産業課と商工観光課、3つの課を、副町長をトップにプロジェクトチームをつくって進めてきたわけでありまして。そういう中で、もちろん茶業に関係する農家の方、そして茶商の皆様、販売にかかわるその他のいろいろな方々、皆さん方の御意見も伺いながら進めてきているところであります。

そういう中で、山間地のお茶のイメージといいますか、昨年掲示したポスターなんかかなり好評になりまして、この地域へのお茶に取り組む姿勢、そういうものについてもだんだん理解は深まりつつあるのではないかなというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 1 番、長塚君。

○1 番（長塚 誠君） 例えばニューヨークに出展されたということをお聞きしたんですが、確かにアメリカの中高年以上の方には本当に緑茶を飲んでいただきたい、コカコーラよりはるかに川根茶の方がいいよと確かに思うわけですが、ただ、例えば向こうでは水だし煎茶だったり、あるいはパウダーだったり、そういうような販売形態が違ったり、あるいは残留農薬の問題とか、基準がもちろん日本にもあるようにアメリカの基準がございます。そういったものをクリアした中で、販売戦略を練る必要があると思うんですが、そういった販売ターゲットの的確な情報収集をした後での地域での取り組みということをする必要があると思うんですが、最近、有機農業というんですか、まだ家庭菜園でのレベルではあるとは思われますが、安全・安心な農産品づくりみたいな活動も始まっておりますので、そういった方々と連携しながら、そういったものをだんだんクリアできるような、草の根からの積み上げというのがやはり必要かと思いますが、こういった活動への支援も含めていかがでしょうか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） ありがとうございます。確かに世界のお茶というのは、今まさに増産というんですか、品質の方は増加の傾向、これはかなり強いわけであって、10年間に100万tほど生産で伸びているというようなこともあります。その中でオーガニックですか、今言いましたように有機というのが世界の潮流でもあるということは事実であります。

そういうところを踏まえると、当然現在の生産体系というんですか、そういうものも、そういう有機というものも視野に入れた中でいろいろな検討もしていくことも必要ではないかというふうに思います。

今回もニューヨークへ行ったのは、以前というんですか、行く前の知識とはかなり違うものもありました。ということは何かということ、リーフは全く飲まれていないのではないかとというようなことで、想定もあったんですけども、逆に専門店へ行ってみると、リーフがかなりの部分もあるということもわかりましたし、今回は出展の関係というんですか、技術的な問題で冷茶というような形をしましたがけれども、必ずしも冷茶にこだわるということではなく、お茶のリーフのものもこれからの開拓の余地はあるというふうに見ておりますので、そういう大きな、多角的な面をもって、今後の検討、それから民間へのつなぎ役というふうにもっていききたいというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 1 番、長塚君。

○1 番（長塚 誠君） では最後に、私もちょっと若いときにアメリカのある御家庭に伺ったとき、ママがとてもぷっくら中高年でしてまして、お茶飲んだほうがいいよとそのときもお話しして、たまたまニューヨークに日本のスーパーが出ていたもんですから、そこに有名なお茶屋さんが出ていて、やはり川根茶をちゃんと売ってくれていましたので、川根茶と茶器をテキサスのママのところへ送ったんですが、恐らく飲み方がわからなくてお砂糖入れて飲んだんじゃないかと心配をしたりしたんですけども、やはり川根茶の最もいい飲み方を伝

える中で製品化を、新たな取り組みもお願いして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（板谷 信君） これで長塚君の一般質問を終わります。

続いて10番、鈴木君、発言を許します。

○10番（鈴木多津枝君） 皆さんこんにちは。日本共産党の鈴木多津枝でございます。

ただいまより一般質問を行います。

今回通告しました質問は、大きく2点です。1点目は、5日に開会されたこの3月議会初日に、町長が冒頭で行われた行政報告についてです。

町長は、2月28日の衆議院本会議での安倍首相就任後初の施政方針演説から自立の精神の強調や三本の矢の経済政策、強い農業、観光立国、原発再稼働宣言、日米安保体制強化などを何の批判もなく述べられた上に、政府の2月度月例経済報告を引き合いに、アベノミクス効果への期待を語る述べられました。しかし、町民の多くが抱いている原発再稼働への不安や、安倍政権が目指す日米同盟強化による強い日本への不安、消費税増税への不安など、平和や暮らしに対する不安についてこたえる姿勢は何も示されず、町長がどのように考えておられるのか、わかりませんでした。

また、続いて行われた当町の新年度予算概要の説明でも、抽象的な抱負は述べられましたが、町民の所得を増やし、雇用を拡大する決意も、具体的方策も示されませんでした。

そこで、町長は以下の点について町民の不安にどうこたえ、考える、守るお考えか、伺います。

1つ目、来春に予定されている消費税の大増税は、長引く深刻な不況と町民の生活苦にさらに追い打ちをかけ、地域経済にとっても多きな打撃となるもので、町政を預かる立場にある町長として増税に反対の意思表示をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

2点目、安倍首相の原発再稼働宣言について、町長も同様のお考えなのでしょうか。浜岡原発でも再稼働へ向けた安全対策なるものが進められていますが、使用済み核燃料の処理方法さえない現状で、4つものプレートがひしめきあう上に位置する地震国日本での原発再稼働は、新たな安全神話の流布としか言えないものだと考えます。多くの町民が抱えている原発への不安を根本的に払拭する上からも、再稼働を認めないとの姿勢を明確にすべきではないかと思いますが、町長のお考えを伺います。

3点目、新年度予算では、9名もの正規職員の退職に対し、新規採用は2名だけで、あとは臨時職員を増員して穴埋めする行政職員の非正規化が顕著です。臨時職員は最低賃金すれすれの時給で、とても若者が結婚して子育てできるものではなく、有期雇用による雇どめもあり、安定した雇用とは言えないものです。

このような町民を守るべき行政自らによる人権を踏みにじる非正規雇用の常態化は、民間事業所へ与える影響も大きく、若者が人間らしく生活する機会を奪い、地域経済の回復や活性化に逆行するものと考えます。1年以上の臨時職員に対しては、本人が希望すれば正職員

となれる道を設けて、雇用の安定を図るべきと思いますが、町長のお考えを伺います。

大きな2つ目です。

少子化と人口減少が進む当町で、待ったなしの最大の課題は、いかにして若者をこの町に引きとめ呼び込むことや、定年を過ぎて社会の一線を退いた世代の方々などに、本町に移り住みたいと考えていただけるような魅力あるまちづくりを本気で取り組むかではないでしょうか。そのためには、住宅や雇用の場の提供が必要です。

また、魅力あるまちづくりという点では、今は低迷し続けている林業や茶業、農業を観光とつなげるための健康、安全・安心を中心に据えた生産、加工、販売の一体化を図る6次産業化への支援、実行が重要と思います。

そのためにも、宮崎県綾町のように有機無農薬栽培を支援し、地産地消・循環型のまちづくりを進めることこそ最も確かな方策ではないでしょうか。

町長は、子供や若者が増えるまちづくりについてどのような構想をお持ちか、伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの鈴木君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず、本会議初日における私の行政報告に関して御質問をいただきました。昨年暮れに政権が変わり、今定例会の前日に最初の所信表明演説が行われたということもあって、安倍首相の所信表明演説を取り上げました。首相が変わる、ましてや政権が変われば国の行政の進め方も大きく変わるだろうし、地方への影響も大きいということで、地方行政にかかわるものとして関心を持って取り上げたものであります。

演説のごく一部、要点ではありましたが、首相が使われた言葉をそのまま申し上げたもので、何か特別の考えをもって首相の演説を評価しようとしたものではありません。自民党総裁に復帰して以来、安倍さんが強調された金融緩和、財政政策、成長戦略の三本を柱とする経済政策、具体的にはこれからということですが、この政策発言にいち早く反応した市場の動きに私は興味を持ちました。景気は気からとはよく言われることでありますが、これほど敏感に反応するとは思ってもおりませんでしたので、そこに興味を覚えたわけであります。

それでは、私の行政報告に関連しての3つの御質問にお答えいたします。

最初に、消費税改正についてお答えします。

今後、ますます少子高齢化が進み、現役世代が急激なスピードで減っていく一方で、高齢者の割合は増え続けていきます。このような中、社会保険料など現役世代の負担が既に年々高まりつつある中では、世代間の公平が確保された社会保障制度の確立のため、国民全体で広く負担する消費税の引き上げはやむを得ないものがあると考えております。引き上げられた消費税につきましても、福祉、医療、教育、公的年金などの社会保障と、少子化対策の財源のためにのみ使われるよう見守る必要があることは言うまでもありません。社会保障の公

費負担、つまり国の負担が多くなることとなれば、議員がよく言われる国民健康保険や介護保険などは、町民の皆さんの負担軽減にもつながるのではないかと期待をするものであります。

原発問題に関しましては、私はこれまで浜岡原発の再稼働につきまして科学的な根拠に基づき、安全対策がなされた上で、地元及び近隣住民の方の同意が得られるのであれば再稼働もあり得ると発言してきております。

浜岡原発は現在、津波対策や設計基準を大幅に超える事故対策を実施中であります。また、原子力規制委員会で、新たな安全基準により浜岡原発の耐震安全性については対応が検討される予定となっております。このような中で尊重されるべきものは、やはり地元や近隣住民の方の意向であると考えます。

本問題につきましては、繰り返しになりますが、関係する市町長とこれからも意見交換しながら、町として必要な対応をしていきたいと考えております。

次に、職員削減等についての御質問であります。

まず、職員の削減についてですが、平成18年に策定されました川根本町行政改革大綱に基づき、川根本町定員適正化計画を平成18年度から平成22年度の5カ年計画で策定いたしました。計画では、平成22年度当初で173人でありましたが、実際には158人となりました。これは計画では毎年度1名の採用であります、退職者が予想以上であったためであります。

平成24年度の定員管理調査では、本町の職員数は155名であります。類似団体との比較を見ますと、特別会計を除いた普通会計での比較では、本町の143名に対し、類似団体数値は107名と37名の超過となっております。ただし、この類似団体の分類は産業構造での類似であり、地域の実情が反映されていないため、そのままの比較にはなりません、人口1,000人当たりの職員数では、県内町の平均8.2人に対し、本町は17.3人となっております。

また、行政改革集中改革プランにおいても、民間委託の推進をしていくため、職員が減少する中、民間でできるものは委託することで地域の企業の活性化も図られると考えております。

今後は権限移譲が進む中で、地方自治体の業務も増えていくことが予想されます。大きな職員補充はできませんが、退職者が多い中、職員の年齢層も考慮し、業務に応じた適正な職員数の算定による計画的な採用により、行政サービスの向上維持に努めていきたいと考えております。

なお、今回のような急激な人員減については、再任用制度など幅広い対応をしていきたいと思っております。

次に、魅力あるまちづくりについての質問にお答えいたします。

議員は、若者や定年過ぎの方がこの町で住んでみたくするには、地産地消・循環型のまちづくりが最も確かな方策であるという御提案をいただいたものと解釈いたします。

町では、少子高齢化、過疎、人口減少を空き家を活用し、少しでも食いとめることを目的

に、平成24年10月より空き家バンクのホームページを開設し、空き家を売りたい、貸したい方、逆に買いたい、借りたい方のための情報提供を始めました。少しずつではありますが、物件も増え、問い合わせも来るようになり、2件の物件が売買されました。若い方も定年過ぎの方もこの町に移り住むということは、相当の決心を持って定住されるのではと推察しているところでもあります。

2月に空き家対策のイベントで職員が東京の新宿に行ってまいりました。山梨県、静岡県合同開催のふるさとくらしの相談会に2日間で約180名の方が会場に訪れました。皆さんそれこそ真剣に移住を考えておられ、既に川根本町のホームページ確認済みの方もおられました。川根本町のブースにも10件の相談があり、川根本町の持つ自然の魅力は大きいと感じました。その中で若い方がそろって言われるのが、「働く場所がありますか」であります。安定した職場の情報提供が若い方の移住の鬼門といえますか、大事なところであると感じます。

また、議員も言われる地産地消についても、定年されて移住の希望がある方は、「畑も一緒に購入できますか」とお聞きになります。第2の人生設計プランの中では、自分で畑を耕し、それを収穫することの希望があるようです。都会の方たちにとって、当町は既に魅力ある場所としては捉えられておりますが、今申し上げたニーズに対応する準備が必要かと思えます。

また、移住の決心は大変勇気のいることでもあり、お試し、体験的な家屋の提供が移住の一步となる要望が、若い方、高齢の方、どちらからも寄せられました。

本町は、少子化と高齢化が同時に、かつ急速に進んでおります。さらには都市部への人口移動により、従来から住民の生活や資源の活用を支えてきた多様なつながりが縮小し、住民個々の集落が孤立してしまうおそれがあります。高齢者支援、子育て支援、地場産業の活性化等、それぞれの分野で事業を展開しているところではありますが、地場産業、産物、文化などの地域資源を掘り起こし、活性化を図り、この町に住んでよかったと自慢できるような町にしていきたいと思っております。そのためには、住民自らがこの町のよさを改めて再認識するとともに、情報を発信していかなければならないと考えます。

3年間継続して実施してきました市場開発調査事業でも、おもてなしを何とか形にしようと茶縁喫茶、宿泊施設等での呈茶や関東圏でのお茶のPR、お茶に合うスイーツの開発など、農家の皆さん、茶商の皆さん、観光関係者、様々な皆様の協力により事業が展開できました。住民の何とかしなくてはというやる気のある方が多数名乗りを上げてくれたことも、頼もしく感じたところでもあります。

魅力あるまちづくり、この地に住んで本当によかったと思えるまちづくり、この町には豊かな自然と人情味あふれるすばらしい住民がおります。

余談ではありますが、ここ6年間緑のふるさと協力隊がこの地にとどまり、各人の生活を営み始めました。ここに定住してくださいとお願いしたことは一度もありません。協力隊で過ごした1年間の間に、この町の自然の豊かさ、人の温かさに触れたことも、ここにとどま

ることを決めた理由の一つであるのかなと感じております。

今後も触れ合い、おもてなし、交流活動、助け合い、支え合いなどを住民自ら大切にしていけることが、この町の魅力となっていくのではないかと思います。そしてこの魅力の情報発信と移住を希望される方のニーズを組み入れていくことで、この町に住んでみたい方が増えていくのではないかと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 順を追って再質問をさせていただきます。

まず最初の消費税増税についてなんですけれども、この問題も次の原発再稼働の問題も、私は何回も町長にお聞きして、今回全くほとんど変わらない答弁だったと感心しました。私が発信している気持ちは町長には伝わらないんだと、本当にちょっと悲しく思いながら答弁を聞いておりました。

町長は、昨年9月議会の一般質問でも現役世代の負担が年々高まりつつある中で、国民全体で広く負担する消費税の引き上げはやむを得ないものと考えたと答えられ、先ほどの答えと本当に同じでした。そういう中で、消費税について3党合意で景気が好転したらということを経験しているわけなんですけれども、町長は消費税が増税されたときに町民がこうむる負担増ですね、当町の町民の方、高齢者が多い、年金生活者が多い、そして商店の方々、本当にやっと営業を続けている。そういう状況の中で、消費税が8%に上がるということについて、町長はをやむを得ないというふうに、それでも考えられるんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 消費税の増税がなぜ議論されるかというところから考えていかなければならないのではないかとこのように思っています。社会経済環境の変化といいますか、少子高齢化、これが急速に進んでいるという状態ですね、その制度を支える、支える若者が減っていくということでもありますので、そういう中で長期的に安定した年金制度なり、いろいろな福祉政策を今後も維持していくためには、どうしても財源をどこに求めるかという問題が出てくるわけでありまして、そういう中で、税と社会保障の一体改革ということが出てきたわけでもあります。

そういう中で、幅広く負担をしていただく消費税、これが財源としても最も安定しているというところから出てきた話でありますので、そういう長期的な視点に立って、まずは税の直間比率の改善ですとか、世界の潮流に合った形に税制を変えていこうという動きの中での、今回の消費税増税の話だということの一つまず考えていただきたいと思っております。

それから、消費税の増税に当たっても、その前に景気、今の経済状態を改善していかなければいけないということから三本の矢という話になっているわけでありまして、そういう全体をとらえた中で、もちろん今の経済状況の見方というのは、必ずしも安倍首相と同じく考えをする人ばかりではなくて、今のデフレは決して悪くないんだというような見方をする経

経済学者いろいろありますけれども、いずれにしても、世界の経済と申しますか、グローバル化がどんどん進む中で、一つのそういう世界に移行していく、今はその過渡の時代でもあるんですね。そういう中で、経済学そのものがしっかり確立されていないという部分があるものですから、そういう中で試行錯誤を続けながらいいものを目指していこうということでもありますので、そういう中で一部の方にどうしても短期的に負担がかかるとか、そういう部分、格差の部分ですとか、いろいろ出てくる部分があるのかもしれませんが、まずは長期的な視点に立ったものの考え方、そういうことを考えていくのが大事ではないかなというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 今のお答えですと、結局短期的に負担が増えても、長期的に見れば、財源を確保できるいい方法だから仕方がないだろうということなんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 長期的な視点に立って、そういう中で消費税が最も安定した国民に均等に税制だという、これは世界がそういう評価をして、そういう流れになっていることでもありますので、そういう中で、一部に負担が重くのしかかる方ですとか、そういう方が出てくるわけでありましてけれども、そういう方については、いろいろ細かいことはちょっとわかりませんが、キャッシュバックするですとか、いろいろな制度も、具体的にどういう形になってくるかわかりませんが、そういう手当と申しますか、そういうことも当然考えているようなところもありますので、そういう中でまた救っていく、そういう方法もあるのではないかなというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 町長は経済にかなりお強いと以前から聞いていたんですけれども、税制というのは富んでいる人からいただいて、自分で社会資本を整備できない人たちへ税金を回していく、そしてみんなが安心して暮らせる社会をつくるというのが税の制度の一番根本的な目的だと思うんですよ。そのために所得税というのがあって、累進課税になっていると思うんです。でも、累進課税が以前は最高税率60%だったのが50%に、40%にどんどん下げられて、その所得税を下げる、収入が多い人たちの所得税を下げることで、結局消費税を導入して、消費税が町長は先ほどから福祉とか、医療とか高齢化の対策に、基礎年金などに使われるというふうなお気持ちなのかもしれませんが、結局これまでだって消費税はほとんど福祉に使われてこなかった。何に使われたかといったら、大企業の減税部分に使われていったということがもうほとんどの経済学者が認めていることです。

そういう中で、私は町長に先ほどお聞きしたのは、この町に住んでいらっしゃる方たち、生活していらっしゃる方たち、年金が100万円以下の人たちが1,500人ぐらいいらっしゃる。これも9月議会でしたか、聞いたときのお答えでした。そういう人たちが、本当に生活の中でもう切り詰めるところはない状態で生活をしていらっしゃる、その方たちが消費税が上が

ることによってその生活をさらに切り詰めるとしたら、そこは命につながるころ、医療とか、食糧とか、そういうところしかないと思うんですよ。もう無駄は1円もやれない、そういう状況で私は世界的な、グローバル的なというよりも、この町のリーダーとして町民を守る、町長として町民を守る立場から消費税をもう一度考えていただきたいなど、増税について考えていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） そういう弱い立場の人については、負担がかかってくるということで大変だなという認識は持っておりますけれども、先ほども申し上げましたように、所得税、法人税、そういうものに余り重きを置いた税制の中ですと、空洞化ということが盛んに進んでいますけれども、企業が外へ出る、あるいは富裕な方が海外へ移住するというような事態もあるわけでありますので、そういうことも考えると、やはり世界のトレンドに合わせた税制のという方向は、どうしても考えていく必要があるんだろうというふうに思います。

そういう中で、低所得者の方についてはどういう形で救っていいのか、そういう政策ももちろん進めていかなければならないところでありますので、国としてもそういうことも含めて税制改革の中でも検討をされているというふうに伺っておりますので、そういうことで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 消費税増税は、生活が弱者の人たちほど負担が重い、逆進性が強いということは、町長も多分お認めになられていると思います。特に東北大震災で2年たった今日、ようやく復興に向けて何とか立ち上がろうとしている被災地の人たちも、この消費税増税されると大きな負担になるんですね。家とか本当に大きなものを使えば大きな金額がかかってくる。本当に復興の足かせになるよと声が出ています。

私は、もうこのことについて町長と議論しようとは思いません。ぜひ消費税について町民の人たちの暮らしをしっかりと見ていただいて、本当に生きていける力をつけられるような町政をしていただきたいと心から願います。

次の原発についてですが、これもまた同じ答えが先ほど返ってきました。科学的な根拠に基づく安全対策が十分になされた上で、地元及び近隣住民の方の同意が得られれば、再稼働もあり得るというふうに、これまでの6月議会、9月議会で一般質問に対して町長は答えておられ、先ほども同じようなお答えをいただきました。日本じゅうのすべての原発が東北、福島原発事故が起きるまでは絶対壊れないというふうに皆さん誰もが信じていた。ほとんどの人が信じていました。私たちは信じてないから、何度も浜岡原発の廃炉を要求、停止と廃炉をお願いしてきました。声を上げてきました。

でも、浜岡より先に福島原発があのような大変な事故が起きて、4基中4基ともぐしゃぐしゃになったんですけれども、4基中の3基はメルトダウンしました。放射能をたくさんまき散らして。つい先日は、ネズミ一匹仮設電源のところでさわっただけでショートして冷却

不能に陥りそうになるという、重大な事態が起きるかもしれないということで本当にひやひやしました。壊れ果てた施設の安全管理もほど遠い状況です。今だに高い放射線により2年を過ぎた今なお、10万人を超す住民の方々が家に戻れない、ふるさとに戻れない、避難生活を余儀なくされて、現場では数千人もの作業員の方が高濃度の放射線の中で、被曝覚悟で復旧作業に当たっていると聞いております。もう絶対に二度とこのような事故を起こしてはならないというふうに町長は思われませんか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 先ほどの消費税の関係ですけれども、制度の内容として、生活必需品などを買ったときの消費税額を推計して、低所得者に対して減額を行い、所得が少なく、税金を納めていない人には現金を行う制度、こういうことも考えられているそうですので。

それから10%に将来とりあえず目指しているわけですが、そのうちの6.28%が国で、地方が3.72%、国の分については年金介護、医療、少子化対策に限定して使うということであり、それから地方に3.72%、そのうちの1%は現在も1%分は交付されておりますので、その分については従来どおり自由に地域の裁量で使える。それ以外の2.72%は自治体の社会保障財源に限定するというごさいますので、そこも御了解いただきたいというふうに思います。

それから、原発の問題ですけれども、確かに一端事故が起こると大変な取り返しのつかないことになるわけであり、そういう意味で、原発をぜひ今後ともやっていくべきだななんてことは私も絶対思っていませんで、将来はなくなればよいというふうに思っております。

ただ、現在のエネルギーの状況を見たときに、原発が3割ぐらい占めているんですか、それを5割まで高めようということを進めてきたわけであり、現在、火力発電等やっていますけれども、火力発電を取ってみても、みな今沿岸部にあるわけですね。そうすると、それは津波があったときにどうなるのかなということを考えると、今原発をすべてなくすのではなくて、もちろん再稼働するに当たっては、厳正な検査ですとか、しっかりした安全が確認されてという話でありますけれども、そのようにエネルギーが不安定な中で、一遍になくしてしまうという発想が、今の国の経済とか、そういったものを考えたときにどうかなということを考えると、どういうその、ベストミックスはどうあるべきかということをやはり考えていく必要があると思うんです。そういう中で、軟着陸を図っていく。

そういう意味で再稼働もあり得るといふ、総理大臣も県知事も言っている話なものですから、しかも、知事も、総理大臣も簡単に再稼働しましょうと言っているわけではないですね。もちろん国の審査なり、そういうものをしっかり、そして地域の了解も取ってということいろいろ言っていますので、現実的には再稼働がそう容易な状況にはなっておりませんので、そういう中で、今はベストミックスはどうあるべきか、考えていくときではないかなというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） いつも町長はエネルギーのことを心配されます。原発をすべてやめにしたら日本の経済がどうなるのか、そういうエネルギーがちゃんと充足できるのか、経済が進んでいけるのかということのを再稼働あり得るとい理由の中に上げられますけれども、確かに火力発電を今使っています。今火力発電を使っていることで、動いている原発は大飯原発の3号機と4号機、2基だけです。あとの原発はもう2年近く全部とまったままです。でも、電気が足りていない状況は全然ありません。

そういう中で、火力発電にずっと頼っていくということでは、CO₂を排出するというところで国の方針とも逆行しますので、やはり私たちは今自然エネルギーへの思い切った転換をしなければならない。

私たちの回りにはたくさんの活用できる太陽、風、バイオマス、水力、いっぱい自然エネルギーがあります。水力といっても小水力、たくさんのところで使えばいっぱい電気を起こすことができるし、それこそ遠くに運ばなくて、地産地消のエネルギーを得ることができます。それこそ私は理想の国づくりではないかと思うんですけれども、町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 地産地消という意味では、太陽光等への補助ですとか、そういうささやかではありますけれども、そういうことをやっておりますけれども、いずれにしても、太陽熱を利用した発電にしても、メガソーラーということになると、かなりの広大な面積がいるし、風力の場合もそうですよね、面積がいる。そういうことから考えていくと、自然エネルギーをもちろん利用していくことは必要でありますけれども、それも一遍に原発にかわるだけの供給というのは、なかなか容易なことではないという状況の中にありますので、新しくメタンハイドレートですとか、シェール石油というんですか、そういったもののいろいろ可能性も出てきておりますので、そういう中で、エネルギーの、先ほど申し上げましたけれども、どういうふうにミックスさせていくのがベストなのか、そういうものを考えていただくということになるんだというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 特に私たちの町は周りを見渡すと、12月議会でも一般質問で行ったんですけれども、バイオマス発電は無理だというふうな意見がとても多いわけですけれども、やる前から無理だ、無理だという答えを出すのではなくて、やはり進まない間伐、それから自然環境、それからよそへのPR、こういうことをやっているよということを告げるためにも、私はバイオマス発電なども、この地域でできる規模でいいから取り組んでいくということが大事だと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 取り組める部分があれば、それは考えていく必要があると思っていま

す。ただ、バイオマス、木質バイオマスについても、議員の時代だったですけれども、そういう提案があって、現実にはやはり搬出とか、原材料の問題で断念したわけでありますよね。それとあのときには、現実には受け皿がなかったという問題もありましたけれども、やはりコストの問題というのはついてきますので、そういう意味でいろいろ考えていくことは必要だというふうに思いますけれども、なかなか現実には地域の地産地消のエネルギーというのは、なかなか効率的な問題で考えると難しい部分もあるのかなと思っています。ただ、検討はしてできるものはやっていきたいというふうには思っています。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ということで、12月議会で一般質問しました寸又峡地域温泉街での木質バイオマス、以前、私たちが提案されて行政が断念したバイオマスというのは、木質ペレットです。発電ではありません。規模も大きかったし、森林組合も全く一緒になってやろうという雰囲気ができなかった、それと補助金もほとんど望めなかった。でも、今度は木質バイオマスを発電すれば売電ができます。そして寸又峡でやれば廃熱利用もできます。寸又の温泉街の人たちの使っている重油も削減することができます。そしてこういうことをやってお風呂を沸かしているという地域で観光のPRにもなります。質問を12月にやった後、検討というようなことを何かやっていただけたんでしょうか。

○議長（板谷 信君） これ、原発の話はもうどこか行っちゃった。

○10番（鈴木多津枝君） いえ、再生エネルギーのところですよ。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 自然エネルギーはいろいろあるわけでありましてけれども、太陽光もありますし、今御質問の木質バイオマス発電等もありますけれども、現実的に、技術的にはどうかという問題点もあります。

例えばメガソーラーに属するわけですが、メガソーラーも買う側と事業者という関係になりますので、これは中部電力とそれから設置した人が事業者という関係の中において、必ず今の家庭用の太陽光パネルのように、その電柱を経由して供給するというわけにはいかないものですから、それなりの発電施設等へ、送電施設のところへそれなりの施設をつかって送っていくという、まず1つの技術点があります。

それから、木質バイオマスについても、問題は生木をどれだけ乾燥できるかというのが技術的に一番大きなところがあって、通常木質バイオマスを発電しようとして設置するような場合、かなりの部分ではほかの材料を使います。例えばプラスチック、廃プラのようなものも使いますし、それから廃スラブですね、そういうものをもって、基本的には木質バイオが全体の中における主要な部分の50%を超えないと基準に達しないという部分もありますので、そういう材料供給がうまく安定的にできるかどうかということが、その運営ができるかどうか。

いわばそのところで、例えば木質バイオマスの場合には1kw当たり36.8円で売電できま

すけれども、その部分に合致できるかどうかと、そういう部分もあります。それから、供給側と受け手側の中で、そのところが安定的な格好ができるか、材料も含めてですね。

そういうところがあるわけであって、御質問のところの寸又峽という部分においては、非常にこれは難しいではないかというふうに考えます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 議長が心配して見ているのがわかります。原発の方に戻ります。

○議長（板谷 信君） バイオはやめますね。

○10番（鈴木多津枝君） 原発に戻ります。

○議長（板谷 信君） 通告してないもんでね。

○10番（鈴木多津枝君） 再生可能エネルギーのことでちょっと進んだかなということを確認させていただきました。

原発については、町長が経済的に原発を全部とめるというのは無理だというふうに同じ答えをされているということで、本当に残念だなと思うんですけれども、私は子供たちに二度と再びこういう福島の事故みたいなのを絶対に味あわせてはいけない、そういう観点からぜひ原発、町長は再稼働に賛成しているわけではないということです。反対という声を大きくこの地域でも上げていきたいと思えます。その節はまたよろしく願いいたします。

それで3点目の職員の非正規化についてですけれども、行革大綱に基づいて人員管理、職員の管理ですか、みたいなものを先ほど答弁されました。

1月31日折り込みの臨時職員募集案内というのを新聞に折り込まれているのを見ました。事務職員2人、栄養士1人、保育士2人、保育園給食調理員1人、学校給食調理員1人、学校給食配送員1人、一般廃棄物収集運搬業務2人、音戯の郷受付工房に1人の計11名ということで、4月1日から9月30日までの半年間の雇用というふうにしてあり、再雇用する場合がありますというふうなことも書かれていました。なぜ臨時職員というのは半年間というふうに決めているんでしょうか。半年たった後はもう臨時職員ではなくて、ちゃんと正職員が確保できるというふうに考えての半年間なのでしょうか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） お答えします。

臨時職員の任用は法的規制がある中で、こういう中で6カ月が最高と、それから後は再任用、また6カ月というような形で、再任用を繰り返すと、これは辞令交付的というんですか、任用通知の形態であるというふうに御理解いただきたいと思えます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 一般の企業にはそういうものはないですね。行政だけなんです、そういう本当に人権を無視したような雇用の仕方。人権無視ということであると、給与もそうです。賃金が本当に一般企業よりも私は低いと思うんです。この折り込みのチラシに書か

れていた賃金、ほとんど栄養士や調理師、保育士など、経験とか資格とか持ってなければならない、そういう有資格者であることが条件とされていまして。それなのに賃金は配送員、要するに給食の配送員、ごみ、一般廃棄物収集運搬業務の運転手さん、この2業種だけが時給1,195円です。そしてそれ以外の方たちは皆さん、保育士さん、栄養士さん、調理師さん、資格を持っていらっしゃるのに、最低賃金すれすれの750円から、多くても850円で、栄養士さん、保育士さんが890円という、本当に、勤務時間も書いてありましたけれども、それを掛けて1カ月幾らになるのかなと計算しましたら、15万円切るんです。15万円超えるものは1つありませんでした。少ないものは10万円を切っていました。ここから保険料などを引けば、本当に子育てどころか自分1人の生活もおぼつかない額になります。大事な町民である臨時職員の方たち、そういう人たちの生活保障を行政はどのように考えているんですか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 募集について、資格等のところはそれぞれのところで分かれておまして、例えば調理師の場合、それから栄養士の場合、栄養士は当然資格がないと、ということで募集をしました。調理師の場合も資格のあるものとなないものという形で分けておりますし、それは必ずしも原則ではない、要は資格がある方が望ましいという形態の中でありませう。あと、ごみ収集等においては、別段の資格、これは当然免許がほしいんですけれども、特段の定めはしてございません。

それから、賃金形態なんですけれども、あくまでも民間のところも参考にしながら賃金形態もとっておりますけれども、保険等はこの額には含まれない、入らないものですから、別になります。あと当然期末等、少ないんではありますけれどもそういうのもありますので、一概に単純に数字を日数に掛けるということではないかとは思いますが、ほかの自治体等とのバランスもあります。それから民間等とのバランスもあります。そういう中で、町として基準単価を設けているということでもあります。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） バランスといいますが、行政が先駆けていい雇用形態をつくっていくという役割も大事なんではないですか。生活できる収入を保障して安心して働ける待遇を保障してこそ正常な地域社会の循環、回復ができると思います。

一般職と比較しても余りにも劣悪な、比較にならない行政の臨時職員の非正規化なんですけれども、若者の雇用の場を奪ってしまう、この地域に残れなくしてしまう、地域の雇用条件を引き下げてしまう、この町にとどまる機会を奪ってしまう、町から若者を流出させないためにも、こういう悪循環の現況となる行政の臨時雇用待遇、採用条件、そういうものは改善すべきだと考えるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 臨時職員に限っているということではなくして、当然町の職員も平均的には年度当たり3名前後という形で募集を行っております。これは一般職、それから技

能職についても、退職等、そういう年齢等を勘案しながら募集もしております。

先ほどの町長答弁にあったように、基本的には年3人募集をして一般職をとった場合、例えば40年お務めになれば3掛ける40で120人、形態的に規模としてはちょっと多目ですけども、いろいろな状況もありますので、そういうのを経常的に確保していくということが必要ではないかと思えます。

ただ、状況によっては急な状況、予測されない状況もありますので、そういうときには事務とか、そういうものもその間を補うために募集をするということもあります。ただ、半年であるとか、1年であるとかという形態の中で募集をすると、募集をしてすぐ補った後、それで雇用を切るというのも非常に難しいものですから、そういうものもある程度継続的にもし雇用した場合には保障できるように、事務的な調整もしていかなければならないというふうなこともあります。

あとは例えばごみ収集員のような場合は、先ほど御質問の中にもあったんですけども、答弁もあったんですけども、やはり民間にできることは民間にやっていただいた方がより効率的な意味、それから民間活用という意味では、私は進められるものではないかというふうに思っております。ですから、その中でごみ等は一部もう既に民間委託をしておりますし、そういう形態を増やしていくということで、民間ができるものはそのようにお願いしていきたいというものです。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 民間ができるところで民間が例えば副業的にやっているというふうな状況もありますし、そこはとやかくは言いません。

ただ、町の行政職、行政として採用している臨時職員の待遇が余りにも劣悪で、生活ができる状況にない、保障されていないということは、私は改善すべきだと思うんです。

行革でもコスト削減というか、そういうのを理由に上げておられましたけれども、12月20日の第7回行革推進委員会の議事録を見ました。「コスト削減だけを求めているのではなくて、住民のありがとうがどれだけが詰まっているか、必要とされるサービスであるかだ」と書かれていました。その意味でも、町民に必要なサービスの最前線にある、経験や資格を必要とする業務は、真に臨時的な、本当に臨時的な場合のみ臨時職員とすべきで、あとは正規職員でやらなければならない。そしてもし臨時職員を充てる場合、半年たって延長する場合において、1年たった、そういうときにはぜひ希望する方には正規職員への道をつくっていく、こういうことも必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 先ほど来の答弁の中で、コスト削減ということは私申し上げておりません。それは当然コスト削減という観点からやっているということではないんですけども、様々な状況もあります。例えば退職される方々も予測されないところによってある場合

もありますし、もう一つ言えば、行政側がかなりの高い賃金体系を示すということは、逆に言えば民間からへの意向希望がかなり強くなる、そういうおそれもあります。ですから、民間との賃金体系はバランスを取らなければいけないというところもあるかと思えます。

その専門的な方々については、その補充をするということは、事業の形態の中にはままありますけれども、一般的に職員を採用するのはある程度長いスパンを見てやっていかなければいけませんし、その御質問の話の中にあつたように、住民サービスというのは行政の原点でありますので、それが向上するようにするには、人の増減も確かにありますけれども、その職員の資質というんですかね、そういうものを高めていくということが大原則ではないかと思えます。

そういうことの中において、例えば事務事業シートを出して各事業を検証するとか、それとかマニュアル化をするとか、そういうものをより深めていって、住民サービスを高めることがまずは第一かなというふうに思っておりますけれども。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 次に、大きな2点目の若者や退職した人を町に呼び込む魅力あるまちづくりの方に移りたいと思います。

6次産業化について、昨年6月議会でも一般質問をしました。通告していないから無理でしょうかね、そのときエコファーマー認定者が当町に70人おられて、11人が新たに認定見込みという答弁がございました。どういうふうになっているのでしょうか。増えたかどうかでいいです。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） 今の鈴木議員のエコファーマー認定の状況についてということでお答えさせていただきます。

今年度13名の農家の方が認定を受けられました。これについては、町の農業経営振興会、また製茶協同連絡協議会を中心として努力してくれた結果だと思っておりますので、ありがとうございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 6月議会のときに、エコファーマーに認定されても10a当たり8,000円の支援金が交付されるだけで、特に販売が有利になったり、収量が増えたりすることではないけれども、町内多くの農家が減農薬や化学肥料低減を考えて努力していることの証明で、町も有機肥料などの助成など考えているという答弁もございました。そのことについてはどうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） 鈴木議員が言われるとおり、国の制度として環境保全型直接支払交付金ということで10a当たり8,000円の交付はあります。その基本となるものは、エコフ

アーマーの認定がないと受けられません。それから、そのあとの……

(「有機肥料の助成」の声あり)

○産業課長(長嶋一幸君) それから、助成については、あくまでもいろいろな自然環境の悪化とか、そういったときにそういった制度をとろうというふうなことで、エコファーマー認定者については、何の支援もないというわけでもなく、今後本当に町が、農家が求めているものは無肥料、無農薬であり、有機栽培だというようなことを思っていますので、助成というよりもそれを大きく、農協とか、指導機関に支援していただいて、その製造栽培方法を追求していくような支援を行っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長(板谷 信君) 10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) 私は有機肥料の助成というのは、聞いているときは肥料を渡すとは思いませんでした。多分有機肥料をつくるのに、つくってやっているということで作る機械とか、材料ですね、集める方法とか、そういうことの支援なのかなと思っていましたけれども、また今後ぜひ考えていただきたいと思います。

地域の住民の方々が地域の特色ある野菜、おいしい野菜、食材などをもとに町内でいろいろな販売、先ほどもどこでしたっけ、温泉のところでしたか、どうだというような意見がありましたけれども、本当にそういう地産地消、よそから来る人においしいものを売って魅力を高めたい、そういう意気込みに燃えている人たちに特に最近たくさん出会っています。何かやって町を元気にしたいという人たちがいっぱいいるんだなと私、勇気づけられているんですけども、行政としてもそういうことに対する支援を何か考えおられるでしょうか。

○議長(板谷 信君) 産業課長。

○産業課長(長嶋一幸君) 平成25年度の予算の中でも御説明しましたけれども、直接農家が市場とか、農協さんが持っているまんさいかんとか、そういったところに流通を広げていくというようなことで、まさしく地産地消で。それが減農、有機栽培であるなら一番いいことだというようなことで、少し先ほど言った支援を、技術な支援、それから材料等も支援していく。それから農林業センターの中でそういった栽培の苗とか、そういったものを支援していくというような体制を、平成25年度には予定して予算を上げさせてもらっておりますので、よろしくをお願いします。

○議長(板谷 信君) 10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) 最後になります。この間、東京へ出かけてイベントブースをやったり、それからニューヨークへ出かけて川根茶の知名度を上げたということで新聞でも取り上げられて、写真も大きく載ったりして、川根本町、川根茶の名前がかなり知名度が上がったんじゃないかなと思います。そして目的を富裕層への販売を目指すなどとニューヨークでの販売では言われたりしておりますけれども、私はこれは積極的な取り組みで、このところを批判するつもりはありません。でも、大事なことは1人でも多くこの町に来てもらう、何度も訪れていただく、そういうファンを、町のファンを増やして、魅力を感じてもらって、

そのうちに、では、ここに住んでみようかな。先ほどの川根高校の生徒を、宿を提供して呼び込みたいなというのと同じで、そういうことでこの町の生活を知る、よさを知る、そういう取り組みこそが、本当に力を入れなければならないことではないかと思うんです。

今、前段でエコファーマーの方たちのことを通告もないのにお聞きして御迷惑をおかけしましたけれども、こういうエコファーマーを目指す人たちや6次産業化に取り組もうとしている人たちに、あるいはそういうグループで移住をしてみたい、畑がついていますかとか聞かれたということですが、そういうことに対して住居や茶畑、働く場所、そういうものなどを支援して町外に発信していく、こういうことを支援するよという発信をしていく、そうやって呼び込むことがこの町にできる、可能性のある、期待できる取り組みではないかと思うんですけれども、積極的な取り組みについてぜひ町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 町を元気にする一番大きな基は、やっぱり人材といいますか、人づくりだというふうに思っていますので、そういう意味で町にも、十分ではないかもしれませんが、いろいろなそういう人材育成のための補助事業等も用意してございます。まだすべてのメニューがそろっているとも思いませんけれども、また、住民の皆様方が積極的に取り組めるような、そういういろいろな講座ですとか、補助制度ですとか、そういうメニューもまたしっかり検討していきたいというふうに思っていますので、ぜひ御支援賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○10番（鈴木多津枝君） 以上、終わります。

○議長（板谷 信君） これで10番、鈴木君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時を予定しています。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時00分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

3番、芹澤廣行君の発言を許します。3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 皆様よろしくお願ひします。3番、芹澤です。

一般質問を2点につきまして、ただいま町長、関係課長に質問いたします。

1つ、青部バイパスについてということで、6月と12月の定例会に引き続き青部バイパスの早期完成を目指すという立場に立ちまして、質問させていただきます。

1として、青部バイパスの進捗状況について。

町長が開催する必要もあると12月定例会で表明いたしました、国・県の関係部長の責任者の町民に対する説明会をなるべく早いうちに開催していただきたいと、また、その必要についてまた個別の質問で申し上げますが、国・県が当時6月、12月の段階で、町長がおっしゃられるような非常に経済が厳しいという状況がある意味一変しまして、民主党政権から自民党政権に変わった中で、十何兆円という補正を組み、あるいは次年度以降も大型の土木関係の予算も組むということを安倍首相も表明する中で、なんともこのバイパスをその中に組み入れたいというふうな思いで質問させていただきます。

2番目は、バイパスの用地取得の残り5%ということで、12月にこれくらい残っているんだということでお聞きしましたところ、島田の土木の用地係とか課に聞きましたら、5%については、相続の問題で少し登記が遅れているという部分が大半であるということを知ったんですけども、当町の建設課でそのほかの理由で取得が遅れていることであれば、その辺を明らかにしていただきたいと思います。

3番目といたしまして、町民の早期完成を願う希望を私どもは何とか力をものに変えたいという意味において、町民の皆様は署名活動というものをこの間お願いしております。ただ、なかなかそういう署名活動をしてくれる方も限られておりますので、何とかこの問題について区長会の皆様に議案として提案しながら、何としても全町で小学生以上、あるいは道路に関する利害に関係している方の熱い思いを、早期完成をお願いしたいというふうな署名という形で何とか取りまとめをできないものかということについて質問させていただきます。

2番目につきましては、これは非常にアバウトな質問にもなるかと思うんですけども、JR東海が計画し、国が恐らく大規模な支援をしようと思うんですけども、皆様御存じのリニア新幹線が1997年ですか、JR東海が山梨県に布設した実験場、これを名古屋に向かって延長するための工事が一部進んでいるように聞いております。総額9兆300億円という膨大な国家的な事業でありますので、この事業が、残念ながら静岡県奥の奥で、アルプスのあたりには駅は当然つくれないまでも、恐らく作業用道路といいますか、道路幹線を上げるための土砂を排出する坑道が二軒小屋の前後にできるという話は聞いております。これを私どもはそれぐらいの知識しかないわけですけども、当町の建設課なり、行政の方がどれぐらい国・県からこのような状況をいただいているのか。そういう中で、何としても大きな国家的なプロジェクトにこの町も参画しながら、静岡市と協力しながら、何とか公共事業を利用するということは一面いいとか悪いとかという議論もありますけれども、何とか国家的な事業に参画していくというふうな形の中で二、三個別の質問させていただきます。

以上、大まかに2点につきまして質問いたします。

- 議長（板谷 信君） ただいまの芹澤君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。
- 町長（佐藤公敏君） それでは、芹澤議員の御質問にお答えいたします。

最初に、青部バイパスについての御質問にお答えいたします。

1番目の質問の青部バイパスの進捗状況についての町民に対する説明会開催についてでござ

ございますが、平成24年度中に開催したいと考えており、土木事務所と日程調整を行っているところでございますが、年度末を控え多忙な時期に入っておりますので、日程調整がつかなく開催が遅れてしまっており、申し訳なく思っております。現時点では、開催の日程は決まっていない状況であります。

次に、2番目の御質問のバイパスの用地取得の状況でございますが、12月議会の一般質問で取得状況は95%と答弁いたしました。この件については、既に芹澤議員も今の質問の中で御理解いただけるようではありますが、事業主体であります土木事務所に確認したところ、状況に変わりはないということであります。取得が済んでいない箇所は、相続移転が済んでいない土地のため、相続手続に時間を要しているということであります。

次に、3番の御質問の早期完成のため署名等の運動を起こし、要望書とともに国・県に署名を添えて提出する考えはないかという御質問でございますが、青部バイパスの建設につきましては、現在軌道に乗ってきた状況にあるという認識を持っており、署名運動等を起こすということは特に考えておりませんが、要望活動につきましては、これまで以上に行ってまいります。

青部バイパスは、現在、下沢間地内でバイパス本線と県道川根寸又峽線とを接続する取り合い道路の一部と本線工事の一部を実施しておりますが、それに加えて国の3月補正で新たに1億2,000万円の追加補正があり、現在、土木事務所川根支所で今月中の発注を目指して事務を進めているところでございます。

このような状況から、今後は工事の進捗も加速されていくものと期待をしております。

なお、来年度は大井川鉄道青部駅付近での工事の一部にも着手する予定でありますので、工事の進捗状況が今まで以上に確認できるようになるものと考えております。

次に、国が工事を開始したリニア新幹線についてどうという御質問でございますが、リニア中央新幹線は東京・大阪間を67分で結ぶもので、全国新幹線鉄道整備法に基づき、平成23年5月に国土交通大臣がJR東海に対して建設指示を発令したことにより、事業が本格的に動き出しております。建設の事業主体はJR東海で、整備費用についても全額JR東海が負担することとなっており、国が事業主体となって整備を行うというものではございません。

計画では、東京・名古屋間を2027年に、大阪までは2045年に開業する予定と公表されております。

静岡県内の計画の概要でございますが、静岡県と長野県の県境に位置する荒川岳と塩見岳の間を通過するルートで、静岡県区間はすべてトンネルで通過し、駅の建設はなく、トンネル工事に必要となる斜坑を設置する計画であると言われておりますが、斜坑出入り口や工事施行ヤードの位置等の具体的な計画は公表されておられません。また、大量に発生が見込まれますトンネル掘削土についての処理方法につきましても、示されてはおりません。

リニア新幹線の事業が進もうとしている中で、本町との関連はどのようなものがあるか伺うとの御質問ですが、今述べたとおり、詳細な路線や附帯施設の位置・規模等明らかにされ

でない現状でございますので、本町にどういった影響が生じてくるのかといったものにつきましては、現時点では申し上げるものではございません。

御質問の工事用の作業用トンネルの位置、工事に伴う廃土処理の方法につきましても、現時点では回答できる情報は持っておりません。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 今の答弁で、国・県の関係部署の町民に対する説明会をやるということと言明しているわけですが、時期的にいつかわからないということで、町長どうでしょう、年度が変わりでお忙しいとは思いますが、土木の方も渡邊所長も用宗に転勤され、原支所長も今年で退職という中で、新しい体制が組まれるわけですね。本町も新しい建設課長にかわりまして組むわけですから、早急に何とか4月中というのは無理にしても、どうでしょうね、早めに何とか町民に対して国・県の懇切丁寧な説明、その中でおのずと工期とか日程的なものも国や県も言うと思うんですね。それが町民の一番望んでいるところなんですけれども、なるだけ説明会を早くするというわけにはいかんでしょうか、町長。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） そういう方向で、今担当のほうからも土木事務所に要請している状況であります。年度が変わる時期でありますので、何かと事務引き継ぎ等もございまして、そういう意味で先方の事情もありますので、そこら辺も勘案して、そういう中でできるだけ早くやっていただけるようお願いしていくというところでございます。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） この辺でいつとか、いつから議論しても仕方がないもんですから。では、認識として連休ぐらいという認識でよろしいでしょうか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 大変説明会開催遅れておまして、申し訳ないと思っておりますけれども、説明会は土木事務所川根支所が中心になって行っていただくようお願いしておりますけれども、先ほど町長の答弁にもございましたけれども、年度末に入り今ちょっとできないよと言われております。そして3月、4月は職員の転勤、異動の時期にもなります。それがしばらく落ち着かないとちょっと無理かもしれないよという話はいただいておりますので、そうすると4月過ぎるとお茶の時期に入ってしまうので、そうすると、早くとも6月ごろになるのかなと、そこらでない調整つかないかなと今思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） それでは、6月上旬ということで認識しております。よろしくお願いたします。

続いて、用地の買収の未取得ということで、5%というものが遺産相続にかかわるものだ

ということは土木の方から聞きまして、これはなかなか微妙なところがありまして、行政がどういうふうに応援するかという問題ではないと思うんですけれども、できる限りということではかないんでしょうけれども、こういう事例というのは青部ばかりでなくて各地にあるんですよ。お家がなくなって飛散ばらばらになった、孫ひこまで訪ねて行って判こをもらわないかんという中で、個人的に私もそういう経験しまして、80人ぐらいの判こが欲しいということを弁護士に言われまして、困っちゃって、それは不可能なんですね。そのときに静岡だかどこだか、簡易裁判所、忘れましてけれども、裁判長の裁定で利子を25万円ばかり払っただけで、これは一件落着というふうなこともありますので。これはやってもらいたいというわけではないんですよ。まず用地買収ありきで工事が始まるのが当たり前なものですから、ぜひ個人の名誉の尊厳を傷つけない程度に、できる限りのことを行政側もやっていただきたいと思います。

この件については、行政に要請するというで終わりにします。

3番目の町民の方の署名、これについては状況が変わってきていい風が吹いていると、昨日の土木の・原さんもこれは土木業界用語でしょうね、「追い風が吹いていますよ」というような表現をしてくれたんですね。「所長、追い風というのはもっと吹き起こすにはどうすればいいだね」と忌憚のない話をしましたら、町民各位が熱く要望している場合、直接行動という意味において、多くの署名を集めるというのもひとつ効果的だよ、お役人のキャリアであれ、ノンキャリアであれ、ほかの部署にいる方も、本当に目に見える署名が重なって土木を通じて上がってきますと、これは本当に重要な問題だというふうな認識をするのが通例だと聞いております。

町長、私ども署名について1月から何人かにお願いはしているんですよ。ただ、去年、一昨年の例がありまして、私どもが署名簿を持ち歩きますと、何か問題があったのか、またもめごとがあるのかということなんですね。いや、そうじゃないと、これは別に問題じゃない、みんなが望む署名だからということをいちいち説明する時間も大変な時間で、わかったよと、それで書いてくれるんですね。

そういうことで、恐らく道路に関して交通事故が多発するから反対するんだという人もなきにしもあらず、いると思うんですよ。ただ、大多数の町民の方が本当に一日も早い完成を願っている中で、ぜひ町長どうでしょう、区長会の皆様に声をかけて何とか区ごと、自治会ごと署名簿を回覧で回して、同意する方は署名をしていただくということあたりを考えてもらえませんか。ちょっと町長答えてください、この件について。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） どなたがそういうものが効果があると言われたかわかりませんが、今町としては、ひとつ何といいますか、先ほど言ったように、軌道に乗りかかっている状況でありますので、特にそういうことについては今のところ考えておりません。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 町長、頭のいい方ですから、町民が何を願っているか、思っているかということは逐一わかっているとは思いますが、町長が本当に町民が、行政もしっかりやる中で、町民もこういう焦りがあるという認識をなさっている中で、何とかそれを形にするような方法というのは、署名以外に何かありませんかね。

要するに、町民の意思を把握してそれを上級機関の国・県に届けるような何かうまい作戦、簡単に言えば。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 年度が変わったら、また国の方にも行ってくるつもりでおります。これは今回1億2,000万円つけていただいたお礼もかねて、さらに新年度以降、これにさらに上積みしていただけるような予算措置をしていただけるようにということで、国会議員の先生とも今連絡をし合って、そういう方向で進めているところであります。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） そういうことであれば、我々が一部起こした署名活動というものを無に帰すわけですが、ただ、我々はこの問題を、そういう理屈はないんです。早く通してもらって、観光客がたくさん入ってもらえる、消防も早く来てくれる、病人も早く島田市まで搬出できるということで、何ら反対をしているような立場の方はないんですね。

ぜひとも署名活動なんかせんでもええということであれば、6月の初めに建設課長がやると約束してくれた住民集會に多数皆さんお集まりになってもらって、そこで氣勢を上げると、早くやりましょうというふうな形でしか落ち着きがないんですけれども、町長、そんなところでしょかね、住民に何とか一緒にやろうという呼びかけをする中で、では、おれたちを何をすればいいんだというときに、6月まで待てというか、ちょっと署名書いてくれとか、その辺ちょっと微妙なところなんですけれどもね。もう一度、署名が本当に無駄なのか、町長お聞きしたいですよ、お願いします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 町民の総意で青部バイパスを促進をしているというところのことをしっかり説明してまいります。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） わかりました。では、この署名の件につきましては、これで終わります。

続きまして、2番目のリニア新幹線ということですが、これは私どもも本当によくはわかりかねますね。JR東海が1997年から実験路を開設して高速のリニアを走らせてまして、結果的には583kmという最高時速、名古屋・東京間が45分ですか、奈良を經由して東京・大阪まで約1時間で結べるという国家的なプロジェクトが、当初2025年の開通をJR東海は考えていたらしいんですが、それが2年ぐらい遅れたぐらいで現在進んでいるらしいんですけれども、ただ我々が、駅もできないリニアの利用ということになると、なかなか難し

い点はあるわけですがけれども、ただ、町長もさっき言及されましたように、工事の過程で斜坑を掘って東西の土砂を搬出するという作業の斜坑が、東京から名古屋の間に何か所かつからなければ同時進行的に工事ができないということは聞いております。その有力な候補が井川の奥のあたりに斜坑があくのではないかということは、これははっきりとここだということとは言ってないらしいんですけれども、恐らくあの地点を置いてほかにはないと。そういう中で搬出される廃土について、何とか川根本町も静岡市と組んでそこに参画しながら、いわゆる公共事業の中で何とか、例えば道路が完備できるとか、あるいはそれがための前線基地ができるとか、そういう公共事業に伴う恩恵というものは、長島ダムあたりを、井川ダムあたりを見ましても、公共事業の恩恵というものは私どもは認識しております。何とかこの大きな事業に川根本町も静岡市と同様相乗りして、何とか川根本町に利益誘導ができないか、そういうふうな観点で質問したわけです。

ただ、現在ではどこに穴があくかわからないというふうなことなものですから、きょうここで質問してお答えできるようなこともないとは思いますが、ただ、今後、新しい建設課の体制になるわけですが、この点については、静岡市と密な連絡を取り合ってもらいながら、進行状態を見守っていただきたいと思いますというふうなことをお願いするしかないわけですが、これについて静岡市あたりとの協議というものを今後どうするか、それだけお答えください。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 静岡市とは現在南アルプスを世界遺産に登録しようということで、山梨、長野も入るわけですが、推進協議会をつくって、その中でその1つのステップとしてユネスコエコパーク、これの登録を受けたいということで申請書が4月ぐらいまでにはでき上がるような状況になっております。

そういう中で、地域との関連、そういうものをもう少し膨らませた中で申請をしていくわけでありまして、そういう活動を展開している中で、静岡市とのおつき合いも出てきておりますし、それから閑蔵線も昨年からの工事がスタートしている状況にもございます。そういうことで、一方で、あそこに斜坑を掘って残土をどこへ捨てるのかというような、逆に環境的な問題も出てくるのではないかと、いうふうに思っております。

そういうことで、なかなかJRの方も慎重になっている部分があるかもしれませんが、いずれにしても、こういう機会でありまして、利益を誘導ということになるかどうかわかりませんが、何とかこういう時期にこの川根本町にとっても何らかのメリットがあるような対応はしていきたいというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 町長の口から今廃土の問題が出ましたけれども、これは先ほど質問した趣旨のすべては廃土なんですね。斜坑から出るものを、環境の問題があるとしても、どこかに捨てるというのか、埋めなくてはいけない。これが残念ながら井川・閑蔵線あたりが今

工事中ということで、ひょっとしたら静岡の地内で掘り出された土砂が、いわゆる畑薙の奥から早川に抜けるスーパー街道がございますよね。あそこで静岡県から出たものを山梨県までずっと持っていかれたら、全く静岡県というか、少なくとも川根本町は蚊帳の外に置かれると。これは何としても静岡県で出た土砂は静岡県で受けるよと、その中で静岡県として協議しながら、井川地区で賄い切れないような廃土については、井川・閑蔵線を使って地名までそういう土砂が必要な場所に搬出をして、それと同時進行的に道路の整備をお願いしたいと、これが私は、何というですかね、低級な頭ではそのぐらいしか考えられないんですよ。

ただ、本当にこれは莫大な量の廃土が出ます。これについて川根本町が受けるということをお早々と打ち出していけば、JRも国も県も、よし、では、この件については川根本町にも協力を願いたいと。ついては、附帯的な工事としてこういうものをやりましょうという話は必ず出ると思います。なので、この問題については、暫時静岡市、JR東海、国・県と連絡を取り合っていただきまして、何とかこの枠の中に入れていくように努力をしていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 答弁はいいですか。

○3番（芹澤廣行君） はい、これはお願いですから。

以上で終わります。

○議長（板谷 信君） これで芹澤君の一般質問は終わりました。

続いて、11番、中田隆幸君の発言を許します。11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） それこそ御飯が済んで眠くなる時間ですが、最後の一般質問をさせていただきます。

私は2点ほど通告してありますが、最初の公共施設の老朽化に伴う対応について、これは昨年12月10日に発生しました9人が死亡する山梨県中央自動車道笹子トンネルの天井崩落事故、建設後34年という速さでこの事故が起こったわけですが、本来ならこのトンネルの寿命というのは、法定寿命は60年と言われている。その中であってこの事故が起きました。

また、2月10日ですね、浜松市天竜で橋梁架線の破断事故がございました。今私たちの町で建設課の方で一部町営住宅の長寿命化というのもやっております。これも一つ考えますと、老朽化に対する今から公共施設のあり方、対策というものの一つではないかということで、この辺をお伺いしたいと、こう思っております。

もう1点は、グラウンドゴルフによる誘客の行政支援についてであります。

それこそ一昨年より商工会、また、中部電力の御協力のもとで寸又峡、接岨峡温泉とグラウンドゴルフ施設での誘客が1,000人単位になってきたという数字を聞いております。それこそ昨年3月に同じ質問をさせていただいたときには、まだ野とも山ともわからなかったわけですが、かなり1年間でこれだけの誘客が来たと、こういうことにうれしく思うし、また、町自体の観光施設も考えておられるようですので、今後こういった、去年もそうでしたが、

パンフレットの作成とか、そういった方向に支援ができなかいということをお伺いしたいと思います。

以上、2点をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの中田君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 中田議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、公共施設の老朽化に伴う対応についての御質問でございますが、最初に公共建物としてのコミュニティ施設の長寿命化対策につきましては、本年度、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された各12集会施設の耐震補強施工と同時に、施設の老朽化対策にも対応し、実施いたしました。

また、本年度は奥大井自然休養管理センターの耐震補強工事等実施設計をいたしまして、来年度におきまして耐震補強工事を実施する旨予算を上げさせていただきました。

さらに、来年度は山村開発センターと健康増進施設の耐震診断も実施することとしております。

このように順次公共建物につきましては、今後も必要に応じて対策を進めていきたいと考えております。

次に、町道に架かる橋梁の状況でございますが、平成23年度、平成24年度の2カ年をかけ、主要な橋梁30橋について点検を行い、長寿命化のための計画を策定してまいりました。平成25年度からは国の交付金制度を活用しながら、長寿命化計画の中で示された優先順位の高い橋梁から順次修繕工事を実施してまいります。平成25年度は梅地1号橋、梅地2号橋の修繕工事を実施する予定であります。

次に、町道のトンネルの状況でございますが、町道には接岨トンネル、千頭隧道、藤川洞門の3カ所のトンネルがございます。そのうち最も長い接岨トンネルにつきましては、平成10年に建設された新しいトンネルで、コンクリート等の劣化も見られないことや、今年1月にトンネル内の付属物について緊急点検を実施いたしました。特に異常等はなかったことから、健全な状況であると判断をしております。

千頭隧道につきましては、歩行者専用のトンネルでございますが、建設が昭和28年度と古いため、来年度に詳細な点検作業を実施したいと考えております。

次に、藤川洞門につきましては、延長も短く洞門内には構造物等も設置されていないことから安全な状態であると考えております。

なお、林道に架かる橋梁につきましては、現時点での具体的な計画はございませんが、生活道路としての性格が強い林道に架かる橋梁、トンネルにつきましては、今後、町道同様修繕計画を策定し、実施してまいりたいと考えております。

また、町内には多くの吊り橋もございますが、3月定例会議会初日において調査委託費の補正予算を認めていただきましたので、現在発注に向けての事務を進めているところでございます。調査の結果により、必要な修繕工事を実施してまいります。

次に、町営住宅の状況でございますが、町営住宅につきましても、平成23年度に長寿命化計画を策定し、今後の方針を決定しております。来年度に全団地の建物について詳細な調査を実施し、緊急度の高いものから修繕工事を実施していきたいと考えております。

次に、グラウンドゴルフに対する支援についての御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、グラウンドゴルフと宿泊を組み合わせた誘客事業につきましては、中部電力の職員から提案いただいたものを川根本町商工会が宿泊とグラウンドゴルフ場を組み合わせたグラウンドゴルフパックプランを作成し、町内の宿泊施設が昨年4月から始めたもので、当初は北部の3つのグラウンドゴルフ場と15軒の宿泊施設でスタートしました。パックプランの利用客からは大変好評を得ており、要望により昨年秋からは、飲食店を通じて申し込み食事付きのグラウンドゴルフ日帰りプランも追加実施しております。

昨年4月から12月8日までの実績は、宿泊プランが330名、日帰りプランが116名の利用があったと伺っております。

今年4月からは町内7つのグラウンドゴルフ場と12軒の飲食店、15軒の宿泊施設で日帰りプラン、宿泊プランを行っていくところであります。

地域の資源の一つであるグラウンドゴルフ場の有効利用になっていることと、グラウンドゴルフ場を管理しておられる団体と利用客との交流も生まれているこの取り組みに対し、町としましては、観光キャラバンやエージェント招聘など様々な機会をとらえ、PRすることでさらなる誘客を図りたいと考えておりますが、グラウンドゴルフ場を管理している団体や宿泊施設、飲食店などがグラウンドゴルフ客の要望にこたえるノウハウを得て独自のサービスを提供でき、さらに顧客満足度を高めていくようになっていくためには、受け入れ実績を重ね、施設間での情報交換を行い、徐々にステップアップしていくことが重要ですので、今後も関係団体と連絡し合いながらPRなどを共同で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） それでは、順次再質問をさせていただきます。

その前に皆様にお配りしてあります資料ですが、これは2月24日に静岡新聞紙上に載ったものでございます。これを一応焼津支局の高松勝さんという記者ですが、一応承諾をいただいております。これを皆さんに見せてもいいですかということを行いましたら、新聞の広告にもなるし、やっていただければうれしいですよということできょう皆様にお配りました。それこそトンネル、橋といったことについては、うちの建設課の方でいち早く対応していただいたことは、私も重々承知しているところでございますが、ここに書いてあることは、今からやっっていかなければならないことを書いてあります。

といいますのは、ちょっと読ませていただきますが、「近い将来の公共物の老朽化への対応が懸念されている中、全国自治体で経済的観点に立った公共施設管理指標、公共施設マネジメントを行政運営に生かす動きが徐々に広がっている。県内でも浜松市が先行導入したほ

か、県や焼津市、三島市など複数の自治体が導入の準備を進めている」。これは私のちょっと調べた中におきますと、5年ぐらい前からもう始まっていることであります。それこそ高度成長期に日本の国で、それこそ東京オリンピック、あの時分に東京都の高速道路がつくられて、それから高度成長期に向けてうちの町にも中学校、小学校といった公共施設ができたわけですが、私みたいな町におきまして、財政規模の小さいところでこういった大きなもし事故があった場合の対応には非常に困ると、少しの補修とか、そういうものにもかなりの金額がかかる中で、今後こういった公共施設の維持管理、マネジメントをやっていく気があるかどうかをちょっとお伺いしたいと、こう思います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 公共施設、安全・安心の視点からの管理、それから効率的な運営、そういう両面での管理の手法が大事だというふうに思っております。そういう中で、行革の中で公の施設の管理等についていろいろ答申もいただいて、それに向けて対応しているわけですけれども、それらも一つの公共施設の管理の新しい方向を目指しての動きであります。この今の議員の言われた浜松市ですとか、焼津市がやっている、これが具体的にどういう手法なのかということまでちょっと勉強しておりませんが、ぜひそういう視点からの管理を考えていくということは、当然これから必要になってくるのではないかなというふうには思っております。

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） それこそ1月28日ですね、静岡県地方議会議長会のところで政策研修会がございまして、このときに「朽ちるインフラ問題を解決できるか シティマネジメントの可能性」という講演を議長と事務局と3人で聞いてきたわけですが、今からやっていくのは、そういうことばかりではなくて、やはり全員が、非常にこの講演が僕としては感動的であったものですから、議長にこの東洋大学の先生ですが、この人にぜひ講演に来ていただいて、皆さんで共有して、今からのまちづくりにこういったことを共有して、この町がよくなるためには長い計画を持ちながらやっていかないとだめじゃないかということ、議長と車の中で帰りながら話をして、それこそ焼津市の企画財政部の松本さんという方にお電話をかけさせていただきまして、どのぐらいの講演料がかかるのかということ聞いてまいりました。もしできれば議員だけでも勉強したいと思ってはいたわけですが、東洋大学の先生がある程度の方でありますので、とてもうちの議会だけではできないと、こう思いまして、ぜひこれをお願いしたいというのは、職員も全員で聞いていただくような、この講演を聞いていただいて、やはり一人ひとりが今からまちづくりといいますか、今から朽ちていく公共施設、また新しくつくっていかねばならない公共施設を皆さんとともに考えるような施策として、こういうことを研修会をやっていただきたいというのが要望ですが、もしよかったら計画に入れると、そういうような答えをいただければありがたいと思いますが、町長どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 議長、副議長から議会を挙げてそういう要望があるということでございますので、検討させていただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） それこそうれしい答弁でありますので、ぜひこれはやっていただいて、今後のまちづくりの施策となっていくことだと私は深く本当に考えております。

それこそ、これは習志野市の公共マネジメント白書というのをネットで取ったわけですが、これにもかなり詳しいこと、また、建物に対する計算の仕方、こういったものがたくさん書いてございます。これこそ今からやっていくまちづくりの総合計画には入れなければならない大きな課題と私は思っておりますので、ぜひこれを機会に調べていただいて、僕も知っている限りのことは言うつもりでおりますので、職員ともども一緒になってこの町のことを考えていただけることを、マネジメントの方をお願いして次の質問にさせていただきます。

といいますのは、先ほど言いましたけれども、グラウンドゴルフは昨年3月、それこそ議員がちょっと抜けまして5人ほどいなかったわけですが、7人の席上でこの質問をさせていただきました。その中におきまして、できる限りはやりますよというのを観光商工課の課長さんも答弁しておられますし、町長も言っておられますが、ぜひそのパンフレットで見ていただくとわかりますが、昨年まではなかった日帰りコースというのが裏側に書いてございます。これは日帰り地域食堂のお弁当を売ろうという企画でありまして、このグラウンドゴルフのお弁当、これをこの前の長島ダム植樹祭といいますか、芝桜を植えるときに525円というお弁当を配っていただいたということがあると、これは町の方でやってくれたと思いますが、おむすび2個に料理がついている。これをしてくれる食堂が4軒ほどあります。ここにおられます芹澤議員の奥さんも中に入るとるわけですが、こういったことをやることによって地域が活性化してくると私は思っております。

それこそ先ほど町長が答弁されました、今までは4施設でやっていたわけですが、今度さわんどクラブ、これは本当に生涯学習課長さんがいろいろお骨を折っていただきまして、あそこを貸していただくということで、そこの地区で1カ所、また、この三ツ星グラウンドゴルフ場、それと久野脇と、全部で7カ所がうちの町のグラウンドゴルフの誘客の中に入ってきました。これは新しいことで、また、こういうお弁当を町内で売っていただくことによりまして、かなりの成果が増えるじゃないかと、こう思っております。

そこで、もう1点ありますが、それこそ商工観光課長さんが、あそこのふれあい館の下を、今扱ったあそこに人を寄せようという企画も練っております。これは私たちグラウンドゴルフ協会の仲間も今乗ってきております。あそこを使った、ああいう急斜面のところをやるのは長野県の方にございまして、このようにたくさんのパンフレットをいただいておりますが、この中にもあります。やはりこういったことで人を集めていただくことがいいじゃないかと思う中で、町長をお願いしたい、商工観光課長でもいいですが、こういったパンフレットを

商工会で刷るには、今自費でやっております。自費で。その援助が少しでもできたらいいなと、こう思いますが、その辺お考えをお伺いしたいと、こう思います。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 商工会で今パンフレットをつくっておられるということですが、パンフレットのデータを一般的に印刷会社にデザインから全部頼むと10万円、20万円というふうな高額になるわけなんですけれども、全部原稿を自分でつくってデータで印刷してもらうということで、かなり格安でできていると伺っております。必要に応じてうちもそのような一緒に印刷なんかする場合もあるかと思っておりますけれども、連絡し合いながらやっていきたいと考えております。

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） それこそグラウンドゴルフには、これを年4回グラウンドゴルフというのを出して、会員に配ると、こういうことをやっている企画がございます。これは全国版でございます、現在競技人口が全国で20万人、潜在人口推定が300から400万人いると、これがグラウンドゴルフ協会のことであります。この人たちがかなりここへ入っていただくと、それこそ先ほど中澤議員、また鈴木議員が言いました、こちらへ来るお客さんが増えてくることによって、かなりの誘客が見込まれるのではないかと私は思っておりますので、ひとつここでお願いがございます。このパンフレットに、これは全国版でございます。これにこの模様を載せていただくことが、これが1ページですね、半ページですか、このページで真ん中の辺に入りますと、これが13万円、年ですと50万円近くですが、これが全国版で出ることによりましてお客さんが来るし、また、このパンフレットは本来やる人しか回っていきません。やる人のところへ回るということは、興味があるということだと思いますので、これに一度でもいいですから計画していただく。今年ではないですが、そういう計画をやりたいと思っておりますが、考えてみるができるかどうか、ちょっと町長の方お願いします。商工観光課長でも結構です。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） ただいまの御提案ですけれども、まず、今の新規に加入してこられたグラウンドゴルフ場さんがあります。今現在利用されている方が、ただゴルフ場を貸すだけではなく、ついてくれてですね、いろいろなコースについての特徴であるとか、そういうのを親切に説明してくれると、そのようなことが非常に好評を得ているということでありますので、まず、このグラウンドゴルフ場がそういうようなサービスが、どのグラウンドゴルフ場もそういうようなサービスが提供できるというような状況になりましたら、そのようなことも考えてみたいと考えております。

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） 前向きな姿勢でありたいですが、それこそ先ほど誘客の方で人数が僕の言った人数とちょっと違っておりましたが、これはメイプルというのがあそこにあり

ますが、あそこで日帰りされる方がかなりあるものですから、人数的には1,000人を超すというような中で、また泊まりの方はさほどではないですが、だんだんそういう傾向にあると。この前の日曜日にも浜北から20名の方が桑野山のグラウンドゴルフ場に来ております。まだ芝生が青いわけではないですが、冬芝ですが、それでもここへ、この景色がいいね、ここはいいねと、こういうことで来ておりますので、先ほど中澤議員も鈴木議員も言いましたけれども、ああいうところで今度は地場産品を売ると、こういったことをやりますと、かなりの成果が上がってくると私は思っております。

それこそ昨年もちよっと言わせていただきましたけれども、島田市でマラソンをやって誘客をしていると。これ昨年も言わせていただきましたけれども、あれが全国版で来るようになりますと、かなりの人が集まってホテルも潤うよというのは市長も言っております。うちの方としても、ぜひ商工観光課の課長さんとか、それこそ観光協会、これが一緒になりまして、やはり小さなことでもいいので、人を集めてここで商売できるような、そういうことをやっていただくことをお願いしたい、こう思っております。

それこそ僕が一般質問がやると、全部大概が要望ばかりで誠に申し訳ないと思っておりますが、ぜひともこの町の活性化のためにこういうことをやっていただきたい。それこそ人が集まるところには必ずお金も回ってまいります。また、ロコミで来るというのが非常にいいことであり、また、それに輪をかけてこういうものにパンフレットを出す、1枚1枚こういうのを配るといのはなかなかできません。それこそ議長も知っておりますが、5市2町るときもパンフレットを持って行って配っております。それこそ県のグラウンドゴルフの理事ですので、そのときもここから60部ぐらい持って配ってくるんですが、やはりもっと知らせるには、こういったものにうちの町のPRとして書いていただくことによって、もっともつと交流人口が増えるのではないかと私は思っておりますので、ぜひともやっていただきたいと、こう思います。町長にそれを言うていただけるだけで、はい。

○議長（板谷 信君） 答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 今中田議員が島田市の例も挙げて、スポーツ観光といいますか、スポーツツーリズムという言葉が使われるような時代になってきました。東京でオリンピック招致活動を始めていますけれども、これもそういうインフラを期待する向きもあるんでしょうが、そういうものと合わせての動きだというふうに思っています。

そういう中で、グラウンドゴルフは大変年齢の幅が広いということ、殊に高齢者に多いスポーツということで、時間的に余裕のある方もいらっしゃる。そういうことで1泊でも来てくださっている。そういう実績も上がっているという中でありますので、ぜひこういう大会等の招致をする、あるいはこの地域のグラウンドゴルフを楽しんでいただける方が受け入れて、そういう大会の準備をしていただく、そういうようなことは地域にとっても大変いいことだというふうに思いますので、ぜひともこの地域におけるグラウンドゴルフというものの、何といいますか、進行と合わせて、そういう大会等の開催もできれば考えていきたいと

いうふうに思いますので、また、基本的に商工会なり、グラウンドゴルフを楽しむ皆さんがやっただけの一番ありがたいんですが、そういう支援もぜひさせていただきたいと
思いますので、よろしくお願いたします。

○11番（中田隆幸君） 以上で終わります。

○議長（板谷 信君） これで中田君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。



◎日程第2 議案第5号 川根本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（板谷 信君） 日程第2、議案第5号、川根本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、中澤智義君。

○第1常任委員長（中澤智義君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

3月5日の本会議において、議案第5号、川根本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についての付託を受け、3月14日午前9時より大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

まず、川根本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についての概要について、担当課長より説明を受けながら進みました。

この条例は、地方分権に伴う権限移譲の一環として、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、介護保険法の一部が改正されたことにより、これまでの厚生労働省令で定められていた指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を市町村の条例で定めることとされたものです。

委員会では、担当者の説明終了後、委員から質疑が行われました。主なる内容を抜粋しますと、幾つかの部分は町の裁量で変えることができるものだが、今回は町独自の基準は定めず、今までどおりの国の基準を定めるということによいか。それと、関連の規則は既にできているのかとの質問に、規則については、200条程度の規則となる。施行期日は、4月1日である。今後、改正する必要がある場合には、その基準について、パブリックコメントなどの意見を踏まえて、改正することとなる。今の条例について、パブリックコメントを求めるということは考えていないとの回答。

質問、規則はできているのか。町民とか議会には、規則をどうやって示すのかとの質問に、規則は既にできている。町のホームページでの確認もできるが、要望があればお示しすることが可能であるとの回答。

質問、全く国の基準と変わらないということは、今までのサービスに変更部分はないということによろしいかとの質問に、そのとおりであると回答。

質問、厚生労働省と同じ内容を町が変更し、定める必要が認められなかったためということとは、どういう意味かとの質問に、今のサービス等の基準の内容について、利用者からの不満とかの意見がなかったことで、国の基準のまま変える必要がないと判断してものであるとの回答。

運営会議とはどういうものかとの質問に、施設の方で、町の職員、サービスを利用している家族、民生委員等が委員となり、当該事業所の入所者の数とか、サービスの内容について説明を受け、サービスに対する意見等をお聞きし、それを今後の参考としていくものであるとの回答。

従うべき基準で、同居家族に対するサービス提供の禁止は、介護される本人以外はサービス提供ができないということによろしいかとの質問に、本人以外の同居の方（家族等）にサービスをしてはいけないということであるとの回答。

地方自治体が、十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができることとされ、許容されるものとなっている。これについては、サービスも含まれるのではないかとの質問に、相当事由があれば、関係機関と協議した中で、変更を認めることもあり得るとの回答。

権限移譲という以上、国からの事務交付金のようなことはあるのかとの質問に、該当しておらず、そのような事務に係る交付金はないとの回答。

以上のようなことが確認されました。

審査の結果、採決は起立によって行い、賛成全員で原案のとおり可決いたしました。

以上で、審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（板谷 信君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

いこれから議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号、川根本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等定める条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第5号、川根本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第6号 川根本町指定地域密着型介護予防サービスの
事業の人員、設備及び運営に関する基準等を
定める条例の制定について

○議長(板谷 信君) 日程第3、議案第6号、川根本町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、中澤智義君。

○第1常任委員長(中澤智義君) それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

3月5日の本会議において、議案第6号、川根本町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についての付託を受け、3月14日、午前9時57分から大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

まず、川根本町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についての概要について、担当課長より説明を受けながら進めました。

この条例は、地方分権に伴う権限移譲の一環として、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、介護保険法の一部が改正されたことにより、これまでの厚生労働省令で定められていた指定地域密着型介護予防サービスの人員基準及び設備・運営に関する基準を市町村の条例で定めることとされたものです。

委員会では担当者の説明終了後、委員からの質疑を求めました。

第5号議案と内容形態が同様でありまして、質疑、意見、要望等はありませんでした。
採決に入り、採決は起立によって行いました。賛成多数で原案のとおり可決されました。
以上で、審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（板谷 信君） 委員長報告が終わりました。
これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第6号を採決します。
この採決は起立によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号、川根本町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第6号、川根本町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第7号 川根本町が管理する町道の構造の技術基準等を定める条例の制定について

○議長（板谷 信君） 日程第4、議案第7号、川根本町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について第2常任委員長の報告を求めます。第2常任委員長、中野暉君。

○第2常任委員長（中野 暉君） 日程第4、議案第7号、それでは、本定例会で第2常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

3月5日の本会議において、議案第7号、川根本町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についての付託を受け、3月14日午前10時30分から大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告をいたします。

まず、川根本町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についての概要について、担当課長より説明を受けながら進めました。

この条例は、地方分権に伴う権限移譲の一環として、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い道路法の一部が改正されることにより、これまで法令で定められていた町道の構造の技術的基準等について市町村の条例で定めることとされたものです。

委員会では担当者の説明終了後、委員からの質疑が行われました。

主なる内容を抜粋をいたしますと、質問、今までの基準と変わったところは1つもなく、追加したものなどもなかったということではよいかという質問がありました。回答は、そのとおりであります。これまでの法律の基準をそのまま当てはめたものであり、町独自の基準を定めたものもないとの回答がありました。

また、質問では、省令は今まで町道に対する基準はあまりなかったのではないかと思うが、町条例の制定により、歩道とかの設置が必要となったりすると、町の支出が多くなることがあり得るのかとの質問があり、回答は、特に町の負担が多くなるということではない。この条例の制定に当たっては、現行の基準の中では特に町の裁量、つまり独自性が生まれるというものではないが、危険箇所や狭隘箇所等について、これまでと同様に整備していくという町の責務は当然あるものであるとの回答がありました。

以上のことが確認されました。

審査の結果、採決を起立によって行いました。結果、賛成全員で原案のとおり可決しました。

以上で、議案第7号の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（板谷 信君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号、川根本町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第7号、川根本町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第8号 川根本町が管理する準用河川の構造の技術的
基準等を定める条例の制定について

○議長(板谷 信君) 日程第5、議案第8号、川根本町が管理する準用河川の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について第2常任委員長の報告を求めます。第2常任委員長、中野暉君。

○第2常任委員長(中野 暉君) 続きまして、日程第5、議案第8号、それでは本定例会で第2常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

3月5日の本会議において、議案第8号、川根本町が管理する準用河川の構造の技術的基準等を定める条例の制定についての付託を受け、3月14日午前10時55分から大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告をいたします。

まず、川根本町が管理する準用河川の構造の技術的基準等を定める条例の制定についての概要について、担当課長より説明を受けながら進めました。

この条例は、地方分権に伴う権限移譲の一環として、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、河川法の一部が改正されたことにより、これまで法令で定められていた準用河川の構造の技術的基準等について市町村の条例で定めることとされたものです。

委員会では、担当者の説明終了後、委員からの質疑が行われました。

主たる内容は、質問、資料の表の準用河川に入っていない河川が多くあると思うが、どういふ河川かとの質問があり、回答は、河川には一級河川が国の管理、二級河川が県の管理、それと町が管理する普通河川があるが、この普通河川は河川法の適用外である。それ以外で各市町が管理する準用河川があるが、これは各市町の比較的重要な河川ということである。この準用河川に指定をされると、河川法が適用されるものであるとの回答がありました。

以上のことが確認されました。

審査の結果、採決を起立によって行いました。結果、賛成全員で原案のとおり可決しました。

以上で、議案第8号、審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（板谷 信君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第8号、川根本町が管理する準用河川の構造の技術的基準等を定める条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第8号、川根本町が管理する準用河川の構造の技術的基準等を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第9号 川根本町水道布設工事監督者配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

○議長（板谷 信君） 日程第6、議案第9号、川根本町水道布設工事監督者配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について第2常任委員長の報告を求めます。第2常任委員長、中野暉君。

○第2常任委員長（中野 暉君） 日程第6、議案第9号、それでは、本定例会で第2常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

3月5日の本会議において、議案第9号、川根本町水道布設工事監督者配置基準及び資格

基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についての付託を受け、3月14日午前11時から大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告をいたします。

まず、川根本町水道布設工事監督者配置基準及び資格基準並びに水道技術者の資格基準に関する条例の制定についての概要について、担当課長より説明を受けながら進めました。

この条例は、地方分権に伴う権限移譲の一環として、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水道法の一部が改正されたことにより、これまで法令で定められていた水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について、市町村の条例で定めることとされたものであります。

委員会では、担当者の説明終了後、委員からの質疑が行われました。

主たる内容を抜粋をしますと、質問、今までも工事監督者の資格のあるものを置くこととされていたのか。また、その現場に常駐している必要があるのかとの質問があり、回答は、今までも置くこととされていたが、現場に常駐しているというものではないとの回答がありました。

以上のことが確認されました。

審査の結果、採決を起立によって行いました。結果、賛成全員で原案のとおり可決しました。

以上で、議案第9号の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（板谷 信君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第9号、川根本町水道布設工事監督者配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は

起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第9号、川根本町水道布設工事監督者配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。ここで暫時休憩といたします。再開は2時35分とします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時35分

○議長(板谷 信君) それでは、休憩前に引き続いて会議を再開します。

◇

◎発言の訂正

○議長(板谷 信君) 中澤君。

○第1常任委員長(中澤智義君) ちょっと訂正をお願いいたします。

議案第6号の委員会報告の中で、「賛成多数」と私言いましたが、「賛成全員」で原案どおり可決、こういうことでしたので、訂正してください。

○議長(板谷 信君) はい、わかりました。

◇

◎資料の訂正

○議長(板谷 信君) はい、どうぞ。

○事務局長(前田修児君) すみません。事務局から資料の訂正をお願いしたいと思います。

ミスプリがありまして、第1常任委員会の委員会審査報告書、写しの資料ですけれども、よろしいでしょうか。

議案第5号、6号と書かれた第1常任委員会の審査報告書です。その議案第5号の「川根本町指定地域指定密着型」とありますけれども、この後の方の指定は要らないです。申し訳ありません。

それから、その下の議案第6号も一緒です。「指定地域指定」となっておりますけれども、この2番目の方の後ろの方の指定を省いてください。

同じように、中身の方もすべてきっちり間違えてしまいまして、次のページの議案第5号

のところの「指定地域指定」の指定を削っていただくこと、それからその次のページの上の付託事件のところの「指定地域指定」、この指定です。これも削っていただくということで、それからもう1枚めくっていただきまして、今度は議案第6号の方の同じく真ん中のところの「川根本町指定地域指定」の指定を取っていただくことと、その次のページの付託事件の第6号のところの「指定地域指定」の後の方の指定を取っていただくということで、すみません。ミスプリがありましたので、削除をお願いしたいと思います。すみませんでした。

○議長（板谷 信君） よろしく訂正をお願いします。



◎日程第 7 議案第 23号 平成25年度川根本町一般会計予算

◎日程第 8 議案第 24号 平成25年度川根本町国民健康保険事業
特別会計予算

◎日程第 9 議案第 25号 平成25年度川根本町後期高齢者医療事業
特別会計予算

◎日程第10 議案第 26号 平成25年度川根本町介護保険事業特別
会計予算

◎日程第11 議案第 27号 平成25年度川根本町簡易水道事業特別
会計予算

◎日程第12 議案第 28号 平成25年度川根本町温泉事業特別会計
予算

◎日程第13 議案第 29号 平成25年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計予算

○議長（板谷 信君） それでは、会議に入ります。

日程第7、議案第23号、平成25年度川根本町一般会計予算から日程第13、議案第29号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

本案について予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、中澤智義君。

○予算特別委員長（中澤智義君） それでは、予算特別委員会に付託されました平成25年度川根本町予算について、審査の経過と結果について報告いたします。

3月5日の本会議終了後、正副委員長の選出を行い、審査日程、審査要領について協議を行いました。委員長には私、中澤智義、副委員長には中野暉議員が選出されました。

審査の日程につきましては、3月6日、7日、8日、11日、12日の5日間実施いたしました。厳しい日程の中ではありましたが、平成25年度一般会計予算並びに特別会計予算6件の審査について、それぞれの所管課長及び室長等の説明を受け、審議を行ってまいりました。

また、13日の午前中には、町道桑野山細尾線、北部簡易水道奥泉配水池、大沢地区治山現

場、もりのいずみ、本川根歯科医院、音戯の郷の現地視察を実施いたしました。

視察終了後、議案第23号、平成25年度川根本町一般会計予算から議案第29号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までの採決を行いました。

採決の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第23号、平成25年度川根本町一般会計予算は、賛成多数で可決です。

議案第24号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第25号、平成25年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、賛成多数で可決です。

議案第26号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第27号、平成25年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第28号、平成25年度川根本町温泉事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第29号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

次に、審査の経過の中での意見、質問、要望等につきましては、全体を報告すべきですが、皆様のお手元に資料を配付してありますので、その中から幾つかを抜粋して報告させていただきます。

生涯学習課、4項1目社会教育総務費。質問、天然記念物や歴史的遺産の保存については、文化財保護審査会の協議していく考えはあるか。回答、文化財の保存等については、町や県の指定によって保存していくべきと考えるが、一定の尺度や基準で保護していくべきだと考えている。

質問、カモシカの件については、産業課の事業の国の補助金の率が違うと思うが、なぜ文部科学省の補助をやめたのか。回答、制度は異なるが、カモシカの食害から造林地を守るという趣旨は一致している。旧町の考え方で2通りの補助金があったものだが、今回、目的が同じということで統一したものであるとの回答。

2目生涯学習推進費。質問、生涯学習推進事業が平成24年の交付金から補助金に変わった理由は何か。地区が自主財源で2割負担するのはなぜかとの質問に、回答、これは従前からの補助金（補助要綱）であり、昨年表現は誤りである。補助金の見直しをして、補助率を3分の2から10分の8に、限度額を12万円から15万円に上げたとの回答。

質問、13節文化協会の派遣事業について、1回の派遣費が3万円で20回の予算だが、回数を超えた場合にはどこが負担するのか。回答、これは委託事業であって、町は20回分の60万円を支払うことである。協会はこの趣旨を理解していただいております、回数を超えても町からの委託料は変わらない。この60万円を文化協会が配分しているものである。

3目文化会館運営費。質問、決算審査の中で入場料が有料部分と無料部分について検討するということがあったが、平成25年度についての考え方はどうなったか。回答、町の歳入という観点からも入場料は基本的には徴収すべきと考えているが、全体で昨年並みの入場料を

確保したい。内容にもよるが今後検討したいとの回答。

4目資料館運営費。質問、この資料館の存続については、今後どのように考えているか。回答、行政改革の協議の中では、建設の経緯も考慮し、見直しを図るべきとされている。

質問、その行政改革の答申を受け、町ではどのように考えているか。回答、地元で協議していることであるが、応援団も組織してイベントなども実施している。十分な検討とは言えないが、今後について区で受けるということについて、区の中で了承していることではない。現場としては苦慮しているとの回答。

5項2目海洋センター運営費。質問、13節プールリニューアルイベント委託料の内容は何か。回答、オリンピック選手による模範泳法を中心に考えている。

質問、今どきの子供が泳げない子がいると聞くと、センターでの指導はどうなのか。回答、学校の教育課程の中で水泳指導の時間数も決められており、実施しているところもあるが、以前の子供たちに比べると水に触れる機会が少ないと思うとの回答。

3目体育施設費。質問、13節体育施設管理委託料の増額の理由は何か。回答、社会体育グラウンドの草刈り、除草剤散布の委託料が増したものであるとの回答。

質問、観光業者から、町内への町外の小中学生の合宿受け入れについて、社会体育施設の利用は可能かとの質問に、特に問題はないと思うが、規則に基づいて使っていただくこととなる。使用については、原則的には許可したいと思うとの回答。

建設課。4款1項8目、質問、13節工事請負費で昨年より多いが、工事費の内訳は。回答、昨年の平栗の工事の残りと富士城と向井の工事であるとの回答。

6款1項8目、農業農村整備事業費。質問、19節農地・水・環境の補助金はこれから申請しても今年度は無理なのかとの質問に、計画期間が5年間の事業である。県の事業期間の5年間に合わせるものだが、平成24年度からは事業の概要が変わっており、対象事業費も少し下がっている。新たな申請は無理ではないかと思うとの回答。

10目地籍調査事業費。質問、13節、毎回事業量(2.2ha)が同じようだが、何か理由はあるか。回答、事業の工程が決まっており、その順番どおりにやらないとならないので、1年間の仕事量が大体決まっているとの回答。

2項5目林道費。質問、林道について過疎債を借り入れる基準とかはどうなっているか。回答、過疎債は100m以上の延長が必要だが、詳細については、財政担当に確認しないとわからないとの回答。

質問、林道の幅員については、大体どのぐらいか。行きどまりもあるのかとの質問に、最低3m以上であるが、幹線林道では6mという基準もある。富沢線、穴水線、長尾川線、大沢線、南赤石線などは行きどまりである。塚の山線などは、完成すれば町道と接続となる。

6目治山費。質問、15節、落石防止だけで1,097万5,000円もの予算が必要なのか。回答、台風の影響による樹木を伐採し、落石防止のネットを張る工事であるとの回答。

8款1項1目、土木総務費。質問、19節定住促進住宅建設事業費補助金について、大井川

産材をどのように見分けていくのかとの質問に、回答、製材所の証明書をつけてもらうこととしているとの返答。

2項1目道路維持費。質問、15節、桑野山細尾線について、交付金予定となっているが、これは交付金があればやるということか。場所はどのあたりか。回答、交付金があればもうけものだが、交付金がなくても実施するものである。場所は、桑野山の地区から北へ向かって、沢間地区に向かう橋から上流約500mぐらいのところである。

2目道路新設改良費。質問、19節、区の事業補助金の減額となった理由は何か。もう実施箇所は決まっているということかとの質問に、回答、昨年度、要望を各区から聞いたものについての予算で、施行箇所はある程度決定している。平成25年度も各区に要望は聞くこととしている。

3項1目河川総務費。意見、要望だが、大井川河川整備計画を早くつくっていただきたい。回答、今、県で作成しているところである。

2目河川維持費。質問、13節、排水機場保守点検業務委託はどこ業者がしているのか。回答、通常の点検は町内の業者だが、4年に1回の点検については専門業者に委託しているとの回答。

4目砂防費。質問、790万円の繰り越しとなったハザードマップの印刷費は、この790万円の中に含まれているか。回答、含まれている。

4項1目町営住宅等管理費。質問、13節、町営住宅維持保全調査業務委託は、計画をつくるのか。回答、町営住宅の長寿命化計画について、実際の修繕計画を立てるものであるとの回答。

簡易水道事業特別会計、2款1項1目水道維持管理費。質問、落雷対策はどうなっているか。回答、11節、修理費の中で対応したいと考えている。

2項1目簡易水道建設費。質問、合併した当時、旧本川根は簡易水道の整備は終了しているという話を聞いたが、これらの工事はどのような工事なのか、何年なら老朽化かとの質問に、回答、耐震化と老朽化による更新工事である。旧中川根の方は、現在対応はほぼ終了しているが、北部地区はまだ若干残っている。何年ということよりも耐震化が済んでいないことがあるが、やはり古くなったということが原因である。

生活健康課、2款4項1目戸籍住民基本台帳費。質問、13節、住基ネットワークの委託料が安くなっているのはなぜか。回答、平成25年は5年を経過しているので、1年の再リースである。平成26年度からは新規となり、高額のリース料となる。

3款1項4目国民年金事務費。質問、国民年金の受給者と金額は幾らか。回答、受給者は3,467人、23億8,386万8,800円であるとの回答。

1項8目後期高齢者医療費。質問、後期高齢者の予算の計上の仕方について、一般会計から特別会計に納める金額まで計上されているが、国保と介護保険と違うのは何か理由があるのではないか。回答、特別会計については、町民から納めた保険料を町の予算で計上し、そ

れを広域連合に支出するということであるとの回答。

4款1項1目保健衛生総務費。質問、7節、臨時職員については、どういう基準で一般職員と分けているのか。本来なら正職員として雇わなければならないのではないかとの質問に、回答、基本的には行政組織のスリム化を目指しているものだが、労働衛生上の問題もあり、また、正職員の長期休暇等もある。そうした場合には、一時的に臨時職員で対応することがある。しかし、恒常的には正職員で対応するのが基本である。正職員（保健師と栄養士）が2名いるので、基本的には対応可能かと考えていたが、出張や短時間勤務職員、産休職員等への対応に支障が出ないようにしたいということで、臨時職員を配置したものである。

2目母子保健費。質問、13節、乳幼児の健康診査の実績は何人か。回答、年をまたいで受ける人もいるので詳細は不明だが、40人弱と記憶しているとの回答。

質問、8節、フッ素洗口は、効果はどのようなものかとの質問に、回答、単年で効果が出るものでなく、長い年月を続けて実施することが大切である。旧川根町では以前から実施しており、成人式の歯科検診でのその効果が報告され、治療歴のある歯を持つ方が少ないという結果が出ている。

3目予防費。質問、13節、子宮頸がんの予防接種の減額の理由は何か。回答、子宮頸がんの予防接種が定期予防化されることになったが、予算はこれに該当する年齢から外れる方のフォローについての分なので、大きく減額となったものであるとの回答。

4目健康増進費。質問、8節、こころの健康づくり相談の内容はどのようなものか。回答、健康相談を各地区巡回で実施しているが、その中で島田市の特定非営利法人「こころ」の精神保健福祉士に来町していただき、予約制で相談事業を実施しているものであるとの回答。

5目地域医療推進費。質問、本川根診療所の医師は募集中ということだが、現状はどの質問に、医師の募集については、現在まで14件の問い合わせ・応募があったが、まだ決まっていない。今月中に57歳の医師が視察に来たいと言っているので期待している。このほか清水先生の紹介で面接した方もいるが、この方は1年間北海道での勤務を望んでいるので、その後交渉したいと考えている。歯科医師については、前年の玉置先生の紹介で1名見学に来ていただいたが、未定との回答。

6目環境衛生費。質問、13節、残骨処理委託料がなくなっているのはなぜか。回答、3年から4年ごとに計上するものであるとの回答。

2項1目塵芥処理費。質問、7節、賃金については、職員何人分か。なぜ正職員を採用しないのか。回答、臨時職員は6人分である。行革からの指摘もあり、清掃業務について民営化を計画しているものであり、今は移行期であると考えている。そのため、正職員の募集をせずに臨時職員で対応しているものであるとの回答。

2目し尿処理費。質問、以前から島田市の施設がまだ余裕があり、（旧川根町が）島田市に変更するという話もあると思うが、川根本町が単独となる可能性があるのではないかとの質問に、回答、この組合は、島田市と一部事務組合でやりましょうという合意の下で運営し

ているものなので、例えば建設における償還部分もあと5年ほどあり、少なくともそこは担保されないといけないと思うとの回答。

国民健康保険事業特別会計。質問、療養給付費について、1人当たりの給付費を出して伸び率を掛けているのか。算出の根拠を示していただきたいとの質問に、平成21年度から平成23年度の支払い実績を出し、平成24年度の10月からは推計になっている。各月の伸び率は変動しているが、平成25年度の算出は平成22年度と平成23年度の実績と平成24年度の実績と推計の過去3カ年の各月の平均給付費を算出して上積みしたものであるとの回答。

後期高齢者医療特別会計。質問、普通徴収と特別徴収の人数を知りたい。回答、平成25年度の見込みは特別徴収が1,920人で、普通徴収は480人であるとの回答。

いやしの里診療所特別会計、1款1項施設管理費。質問、7節、賃金は何人分か、また増えた理由は何か。回答、臨時職員3名分と遠隔診療の先生の4万5,000円掛ける63回分を計上したとの回答。

2項研究研修費。質問、キロ1万円のお茶を飲ませるということだが、どのような方法か。回答、100人に朝・昼・晩と飲んでいただくことにしている。高めのお茶を飲ませるということだが、詳細は先生と打ち合わせをして決定するとの回答。

2款1項医業費。質問、いやしの里診療所の取り組みについて、先進医療だと思うが、2,600人ぐらいの患者さんのために5,000万円がかかるということになり、1人当たりになると2万円ぐらいになると考えられる。他の診療所とのバランスはどうか、回答、この診療所は非常に先進的な取り組みをしており、モデル的診療所だと思っている。その上で他の先生方のお手本となっているものであるとの回答。

総務課。2款1項1目、質問、8節、職員提案の実績について教えていただきたい。回答、庁舎内全面禁煙等の提案があったほか、多くの提案があったとの回答。

質問、審査はあるのか、また報償はあるのか。回答、審査の上決定する。報償は、内容によって3,000円から1万円であるとの回答。

3目財政管理費。質問、19節、全国森林環境税創設促進連盟会費は、何か大会等に参加しているのかとの質問に、回答、県内加盟市町村の中で周り番で参加しているとの回答。

5目財産管理費。質問、14節、町の土地使用料を整理する必要があるのではないか。回答、デジタルテレビ中継所の鉄塔などの場合は、町を經由せず直接土地所有者とテレビ局とで契約していただくことになったものであるとの回答。

6目交通安全対策費。意見、15節、カーブミラーの工事請負費で、国道362号線静岡市境付近への設置について、場所を確認していただき、必要箇所に設置していただきたい。また、青部崎平交差点についても見通しが悪い箇所があるので確認していただきたいとの要望があった。

7目基金管理費。質問、28節、土地開発基金について、土地を基金として持っていることは可能かとの質問に、土地価格が上昇する見込みがあるということで買ったりするものでは

ないかと思う。可能だと思うとの回答。

9目庁舎管理費。質問、13節、電話機はどのように変わったのか。回答、デジタル化に対応したことと、役場から携帯電話にかけた場合、かけた課の電話番号が表示されることになったとの回答。

10目総合支所管理費。質問、歳入で自販機について設置している業者はどこなのか。電気代はどの質問に、回答、伊藤園とダイドードリンコの2社であるとの回答。電気代は町で支払い、その使用料として各年間4万8,000円を徴収しているとの回答。

12目諸費。質問、13節、公平委員会に委託した案件はあるか。回答、私が知る範囲では今までないと思うとの回答。

5項3目参議院議員選挙費。質問、ネット選挙に関して何かすることがあるのか。回答、詳細については、県・国の選挙管理委員会の情報提供待ちである。いずれにせよ、選挙運動については、選挙かわら版等でお知らせし、住民の目からも監視するようにしたいとの回答。

4目県知事選挙費。質問、1節報酬には職員手当も含まれているのか、出役職員の人数は何人かとの質問に、回答、選挙管理委員会委員報酬と投開票管理者、立会人等の報酬である。職員については、8節の手当で支給される。委員報酬の人数は、参議院選挙が延べ144人である。県知事選も144人、町長65人、町議会10人（町長選と兼務）であるとの回答。

9款2目非常備消防費。質問、消防団員数は今何人か。回答、定員は440人だが、平成24年度4月現員で404人であるとの回答。

3目消防施設費。質問、水利用水の蓋修繕工事は平成25年度はどこか。回答、藤川2カ所、水川1カ所、梅高1カ所、徳山4カ所の予定である。

4目災害対策費。質問、避難所の段ボール資材等は中中に置くのか。中中は少し危険性も指摘されていたが、今後どのように考えているか。回答、中学校には理解をいただいているので、他の学校も含めて順次配備を進めていきたいと考えているとの回答。

デジタル行政無線に関するスケジュールを教えてほしいとの質問。回答、このシステムは県にも同様のシステムがあり、共同で進めているものである。今年設計業務を委託し、来年度機器を設置することで予定している。3年計画の来年3年目になるものである。防災と行政では電波が違うものだが、共有して使えるものは使いたいというものであるとの回答。

出納室、2款1項4目会計管理費。質問、8節、出納室の講師謝礼とはどういうものを使うのか。回答、資金管理運営委員会の研修として、証券会社の担当に講師をお願いしているものであるが、講師料の受け取りを辞退されているとの回答。

議会事務局、1款1項1目議会費。議会基本条例をつくっていかなければならないが、人件費とか研修費が不足すると考えられないか。不足した場合は補正等に対応することになるのかとの質問に。回答、当然不足する場合には、必要とあれば補正で対応することになるとの回答。

2款総務費、7項2目監査委員費。質問、監査委員には研修はないのか。回答、静岡市で

年1回の研修会が開催される。公用車で出張するので、そのための駐車場使用料と費用弁償との予算を計上しているとの回答。

商工観光課、2款2項6目ダム水源地域振興費。質問、ふれあい館について、国が費用負担をやめ町費で管理しているが、今後の運営方針を教えてください。また、長島ダムとの連携について、ダム対策検討委員会で何か協議されたかとの質問に、回答、ダム対策委員会で検討しているが、地域にとって重要施設であると考えており、また、芝生広場での交流事業なども実施していきたい。長島ダムとの連携については、特に議題となっていないが、イベント等については職員同士で協力して実施している。ネクスコ中日本と協力して見学コースなどの設定も企画しているが、今後そうしたことも実施していきたいと考えている。

5款1項1目労働諸費。質問、19節、補助金を出しているが、この協議会の具体的な業務は何か。回答、福利厚生事業が主なもので、コンサートなどの助成を実施している。町内では36事業所、366人が加入しているとの回答。

7款1項2目商工業振興費。質問、13節、売れるものづくり支援補助金の増額の内容はどの質問に、下別当の耕作放棄地を利用して、町内のK氏からソバの栽培をしたいという計画があり、製粉機を購入したいということで増額した。補助率は、製品等開発事業には3分の2以内、調査研究、販路拡大等には2分の1である。本事業は平成25年度で審査して、認定されれば補助金が支給されることとなる。この事業以外にも100万円を計上しているとの回答。

質問、この事業の対象者はどのような方か。回答、町内に主たる事業所を持つ事業者と、町民で組織する3人以上の団体等であるとの回答。

3目観光費。質問、観光施設等誘客拡大事業補助金については、対象となる温泉施設はどういう施設なのかとの質問に、回答、今回指定管理でお願いしている施設の活性化を目的に計画したものであり、他の施設は対象としていないとの回答。

質問、エコツーリズムの臨時職員は今までと同じ職員か。これは、これまで観光協会へ委託していた事業を町で行うということかとの質問に、回答、同じ職員を雇用予定である。観光協会へは1人の人員を雇用するためのすべての経費を委託料として支出していたものであり、今回、町で雇用する臨時職員については、町の通常経費の中に含んでいるものであるとの回答。

温泉事業特別会計、1款1項総務管理費、1目一般会計管理費。ここでは3つの温泉の会計を管理しているものだが、他の温泉関係業者には全く関係がないのか、温泉の検査などはどのようにしているかとの質問に、回答、成分検査については、10年ごとに行うものだが、13節の温泉施設検査委託料はすべての温泉の検査を行うものであるとの回答。

2款1項温泉事業費、1目維持修理費。質問、11節、修理費はどこの修繕か。回答、これは千頭温泉のポンプの汚泥の清掃業務であり、2回実施する予定であるとの回答。

質問、温泉管の布設替えだが、耐久性は何年ぐらいあるのか。これは寸又峡温泉の利用者

が減ってきていることもあり、今後慎重にやっていかなければならないと思うがとの質問に、回答、近々に、すぐに必要になるということではないが、部分的には修理が必要となることもあるとの回答。

税務課、2款3項1目税務総務費。質問、13節、不動産鑑定評価業務委託料が増加したが、内容を教えていただきたい。回答、町内48宅地の不動産鑑定をするものだが、価格の調査を行い、それをもとに平成27年度の評価がえの資料として使うものである。これは3年おきに実施している。毎年実施するのは土地鑑定評価時点修正の調査であるとの回答。

2目賦課徴収費、質問、静岡地方税滞納整理機構負担金が減額となり、件数も減っているが、この徴収実績はどうなっているのかとの質問に、回答、徴収実績は7万2,000円の減額、処理件数は5万円の増件（5件）となった。昨年度の予算では件数は4件だったとの回答。

産業課、6款1項3目農業振興費。質問、1節、農業振興地域整備促進対策協議会で、農地地域の見直しは年2回の会議の中で行われているものなのか、それとも農業者や地域からの見直しの要望があつて協議会を開催しているのかお聞きしたいとの質問に、回答、農業振興地域整備促進対策協議会は年2回開催している。これは要望とかで開催するものではなく、6月と12月に開催しているものであり、それにあわせて申請していただいている。これについては県が年に4回開催しており、これより多く開催することはなく、また、県より案件数も少ないということから2回開催で行っている。なお、農地を他のものに転用する場合、申請から結論まで半年から1年ぐらにかかるものであるとの回答。

4目地域農政総合推進事業費。質問、19節、耕作放棄地の補助金だが、対象者が農業者と決まっているが、農業者でない方が耕作放棄地を使いたいという場合には使えないのかとの質問に、回答、町の補助金は農業の生産性を上げることを目的としているものであり、家庭菜園のような場合には対象としないものである。しかし、農業の振興につながるということであれば対象となるかもしれないと考えるとの回答。

5目茶業推進対策費。質問、19節、茶縁喫茶について補助金が出るということだが、この事業の内容について教えていただきたい。回答、これまで担当は企画課であり、町が主体であったが、今後は茶業振興協議会という中で進めていくものである。基本的には地域の中に茶縁喫茶推進協議会という組織をつくっていただき、その組織に対して茶業振興協議会を中心として支援し、補助していきたいと考えているとの回答。

6目農林業センター運営費。質問、16節、ワサビ等種子代が倍増しているが、理由は何かとの質問に、回答、今年は複合作物を栽培する目的でハウスを1棟増設するが、そのハウスで栽培予定の種子を計上したものであるとの回答。

質問、歳入で県の委託費も入っているが、それはお茶に関する事か。回答、中山間地域にあったお茶の苗の選定試験、もち病に関する耐病性の試験、傾斜地におけるお茶の栽培に関することの研究を委託されているとの回答。

2項2目林業振興費。18節、備品購入費の文化会館の木製什器とはどのようなものかとの

質問に、回答、オフィス用の家具であり、町と静岡の業者で共同開発したものであるとの回答。

質問、13節、景観伐採の場所はどのあたりか。回答、企画課の環境室からも出ているが、これは大鉄関係である。林業室の方は竹林整備を中心に、場所の調整を実施する。美しい森づくり事業については、平成24年度で終了予定であったが、延長されるかもしれない。また、景観伐採だけでなく、経路の保全についても、森林（民有林）の中の歩道を再整備していこうということを計画している。場所は森林組合とともにこれから検討する。

4目町有林管理費、質問、19節、F-net大井川負担金は、資料では更新審査となっているがよいのか。回答、これは更新審査ではなく、年次監査に訂正する。更新審査は今年終わっている。F-net大井川は町長が管理責任者となっている団体であるため、補助金ではなく負担金となり、年次監査の全額を町が負担しているものである。その他に加盟者が8人いるが、その方々からは面積に応じて負担をいただいているとの回答。

福祉課、3款1項1目社会福祉総務費。質問、14節、車両借上料の16万円は何かとの質問に、回答、戦没者追悼式の出席者送迎用マイクロバス3台の借上料と県主催民生委員児童委員研修会時のマイクロバス1台の借上料であるとの回答。

2目心身障害者福祉費。質問、13節、相談支援事業委託料が増えている理由は何か。回答、今までの生活相談に計画相談も加わり、専門的な相談が必要となり、現在交渉中だが、専門的な相談員の確保のために増額したものであるとの回答。

2項1目児童福祉総務費。質問、13節、子ども・子育て支援事業計画基礎調査はどのようなものか。回答、新たに法律が整備されたに伴い、計画策定が義務づけられ、その調査のために計上したものである。待機児童のこととか、就学前の児童や小・中学生などがある家庭に対してアンケートなどを実施することとしているとの回答。

2目児童福祉施設費。質問、保育料について、人数も減っているが、この予算でよいのか。賄材料費などは増えているのではないかと質問に、保育料については、2月14日に町立保育所運営委員会を開催し、平成24年度と同額とさせていただくことで了承を得た。その時点での町内の3保育園児数は115人であった。2月1日現在の園児数は、桜29人、三ツ星47人、徳山聖母39人であるとの回答。

3目子育て支援対策費。質問、放課後児童クラブの指導員は何名か、各学年の利用状況は何名かとの質問に、回答、7月現在で本川根小は登録17人のうち15人が利用、中央小は登録10人人で10人が利用であるとの回答。

1項3目老人福祉費。質問、13節、配食サービスの制度改正に伴う内容を説明していただきたい。回答、利用者数は旧本川根29名、旧中川根60名である。予算では新規に15名ずつ見込み、旧本川根40名、旧中川根75名とした。平成25年度からは月火水金と週4食が利用が可能なため、年間1人250食掛ける115人掛ける800円で計1,886万円となる。それと事務取扱手数料2%で、37万7,200円、配送加算料が45万円と新規分の遠隔地15万円が60万円、総計で

1,983万7,200円となる。この予算は、見込んだ利用者すべてが週4食利用するものと仮定した計算であるとの回答。

7目介護保険費。質問、19節、介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金の内容はどのようなものか、資料はないのか。回答、平成25年度にグループホームの新設を考えていたが、これについての県補助金である。町で補助金を申請し、グループホームを建設する業者に支出されるものであるとの回答。

介護保険事業特別会計、1款1項総務管理費。質問、介護保険特別会計繰出金の説明に、職員5名分を含むとあるが、これはどういうことかとの質問に、回答、介護保険事務と地域包括センター事務に係る職員の人件費を介護保険事業の中で支出するものである。5人でなく4人の間違いであるとの回答。

3項介護認定審査会費。質問、要介護認定委託料が上がっているようだが、これはどうしてか。回答、調査員が3名いるが、町外の方の調査については、外部に委託することも考えているため、委託料を上げたものであるとの回答。

2款3項高額介護サービス等諸費。質問、これも介護保険事業計画に基づいて計算して計上した予算か。だとしたら、どのぐらいの方がいたのか、超えたときはどういうときかとの質問に、回答、平成24年12月で1,368人である。限度額は所得に応じて決まるが、その限度額を超えた場合に支払いするものであるとの回答。

4項高額医療合算介護サービス等費。質問、合算の限度額を教えてください。回答、低所得者①の方は19万円、低所得者②は31万円、一般の方は56万円、現役並みの所得者という方があり、67万円であるとの回答。

6項特定入所者サービス等諸費。質問、特定施設とはどういうものか。回答、特定施設とは有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、適合高齢者専用賃貸住宅であるとの回答。

4款基金積立金。質問、介護保険計画では基金を3年間で取り崩すということになっているが、ここに上がってこないということは取り崩す基金がないということかとの質問に、そうであるとの回答。

5款1項介護予防事業費、質問、19節、地域介護予防活動支援費助成金が倍近くになっているのはなぜかとの質問に、回答、町の福祉室と長寿介護室と同じような補助事業を持っていたが、ここに統合して予算化したものであるとの回答。

2項包括的支援事業・任意事業。質問、20節、成年後見人制度は町が申し立てをした部分だと思うが何人いるのか。回答、これは1人分である。町が申し立てるのではなく、この制度を利用している人が所得のない方の後見人だと全く費用が出ないために、後見人の方が町に申し出て費用を請求するものであるとの回答。

企画課、2項1目。質問、レールパーク構想について詳細を説明願いたい。構想をまとめるのはいつか。今年度で構想はまとめるのかとの質問に、回答、平成25年に計画をまとめ、

平成26年度に実施していきたいものである。できることを計画に取り入れたい。コーディネーターには、静岡産業大学情報学部の田畑教授にお願いすることとした。教授の同僚の方に景観の専門家の方がいるので協力をお願いしたいと考えているほか、大井川鉄道、SLフェア等にも入ってもらいたいと思っている。メンバーは12名ほど予定している。構想は町長から話をお聞きした上で、委員会で策定していただきたいと考えているが、中心はSL、地名から接岨までを含んだ内容で考えていきたい。徳山の桜とか茶縁喫茶とか、沿線のいろいろなことを入れていきたいとの回答。

環境企画費。質問、13節、緊急雇用事業について、景観伐採に使われるものか。回答、事業費については5名分で、大井川線の沿線の景観伐採を予定しているが、場所や委託業者等は未定である。時期は秋から冬に予定しているとの回答。

5目情報政策費。質問、19節、衛星ブロードバンド設置費補助金については、島田市川口のパラボラアンテナと一緒にのものかとの質問に、回答、同じタイプである。設置費は初期費用で1基47万5,000円であるとの回答。

質問、何軒くらいを見込んでいるか、1軒ずつで割高にならないのかとの質問に、回答、予算計上は31万5,000円掛ける5軒分を見込んでいる。自己負担金が15万円プラス消費税分がかかるので、だれでも手を上げれるというものではない。そのため、状況を見ながら申請件数が多いようなら補正予算で対応を考えたい。川口の状況も同じだが、1軒に一つアンテナをつけるので、何軒つけたとしても割高にはならないと思うとの回答。

教育総務課、1項1目教育委員会費。質問、9節、委員の費用弁償だが、学校のあり方協議会との違いは何か。回答、これは教育委員の分であり、学校のあり方協議会は教育委員ということではなく、別に24人の委員を考えているとの回答。

事務局費、2目事務局費。質問、指導主事とは正式な職名か。回答、教育事務所などもそういう職名の職員がおり、町単独の指導主事である。今回は町単独の指導主事を置くものである。他市町にも同様に指導主事を置いている例は多いものである。基本的には教職員の免許を持った方を予定しているとの回答。

3目教育諸費。質問、学校のあり方協議会について、どのような学校を目指してこの協議会を立ち上げようしているのかとの質問に、回答、まず幅広く御意見を聞きたい。今後の児童数減少を見据え、どのようにしていくかを考えていきたい。複式学級とかもあるが、様々な方策を考えていきたいとの回答。

質問、教育相談員は何名か、どのくらいの勤務か。回答、1名で1時間875円で8時間、月4日で1年分である。各学校に回っていただくこととしているとの回答。

質問、19節、さゆり幼稚園の経常経費補助金の300万円の限度額であるが、平成24年度に本年度要綱を改正するということをやっていたが、改正していないということか。回答、改正していない。さゆり幼稚園からの要望がない限り、検討できていないのが現状である。少なくとも予算を反映するのなら、9月ごろまでに相談していただかないと無理であるとの回

答。

4目通学バス等運営費。質問、13節、通学バス運行管理業務委託料について内訳を教えてください。回答、寸又線については、195万9,300円を計上し、校外活動については、合計で898万6,950円になるとの回答。

2項1目学校管理費。質問、4節、7節賃金は減っているが、社会保険料が増えている理由は何か。回答、町支援員4名分と講師2人の社会保険料を計上したものである。賞与の部分を加えたものである。賃金は、時間単位1,000円から890円に減額となった。昨年は9人分を計上し、今年は6人分である。昨年は短時間（2時間）の支援員がいて、今年は6時間の勤務の方がいるということで少なくなったものであるとの回答。

2目教育振興費。質問、20節、要・準要保護児童生徒就学援助費の予算上の人数（継続・新規）を教えてください。また、この援助者費の対象者の基準を、生活保護基準の1.3倍未満から1.5倍未満に上げる考えはないかとの質問に、回答、予算上の人数は15名である。詳細は後で回答する。この資料は送付済みです。基準を1.5倍に上げることについては、近隣市町の状況とかを踏まえ、今後検討していきたい。要綱には、教育委員会は、特別の場合に認めることができるということもあるので、そうした配慮（1.3倍未満以外のこと）もできることとされているとの回答。

5項4目学校給食施設費。質問、生ごみ処理機で処理した残渣の処理方法について、どのようにしているのか。回答、生ごみはバクテリアチップを使って分解処理をしているため、残渣が出ないので処理は不要であるとの回答。

質問、地元食材の利用状況と、給食の食べ残しについての状況、及びアレルギーの子供に対する対策はどのようにしているかとの質問に、回答、地元食材については、可能な限り使っている。干しいたけやイモガラなどは100%使用している。食べ残しについては、他市町村と比較して大変少ないが、ものによっては残渣が多いこともある。アレルギー対応については、食物アレルギーに限らず保護者が何らかの対応を求める場合には、入学時等に医師の診断等、対応等の所見を記した書類の提出を受け、それをもとに保護者、学校、栄養士等が相談し対応方法を検討している。でき得る範囲でアレルギー原因食材を除く、替える等の対応をしているが、施設等様々な要因ですべてが対応できるわけではないとの回答。

以上のようなことが確認されました。

最後に、当委員会審査におきまして、各担当からわかりやすい説明を受け、円滑な委員会審査を進行することができました。各担当課長の御配慮を心から感謝いたします。

また、委員からも活発な意見、要望等が寄せられ、大変有意義な審査が行われ、予算特別委員会審査が終了することができましたこと、重ねてお礼申し上げます。

以上で、平成25年度予算特別委員会委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

これで予算特別委員長報告を終わります。

予算特別委員会は議長を除く全議員が所属となっておりますので、委員会審査の経過と結果に対する質疑は省略します。

これから議案第23号、平成25年度川根本町一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

議案第23号、平成25年度一般会計予算に反対の立場から討論します。

とは申しましても、保健・福祉、農林、産業、教育、災害対策費等々、基本的には町民の暮らしや生命、財産を守るために組まれた予算であり、これまで行政と町民で前進させてきた数々の取り組みも盛り込まれており、それらのすべてを否定するものでないことは言うまでもありません。

交通弱者の足を確保する外出支援サービスやひとり暮らし高齢者の安心を確保する緊急通報サービス、福祉課や地域包括支援センターの職員の皆さんのきめ細かな弱者への対応、子育て中のお母さん方に大変喜ばれている中学卒業までの子供の医療費無料化、肺炎球菌やヒブワクチン、子宮頸がんワクチンや妊婦検診の無料化、インフルエンザワクチンや不妊治療の負担軽減など、町民の命を守り、予防に力を入れる取り組みは、他市町の模範となりました。

また、耕作放棄地再生補助や防霜ファン更新補助、住宅リフォーム補助など十分とは言えませんが、町民の要望に基づく取り組みも進んでいます。

しかし、一方で、結婚、出産祝金や奨学金の額は相変わらず乏しく、小中学校児童生徒の就学援助受給率も全国平均よりはるかに低く、放課後学童クラブの指導員もシルバー任せのまま、図書館のない当町でせめて図書室への司書配置も必要性を認められませんでした。町長も教育長も子供は宝と繰り返し言われるこの町で、未来ある子供たちへの大人としての責任が問われる姿勢ではないでしょうか。

若者定住策で子供が増えている地名地区の保育園は休園したままで、公立保育園の一元化で廃園にした藤川保育園で行っている子育て支援センターでは、保育士さんが何人配置されているのか、1,788万円もかけています。援農隊員の宿がわりにしたままの徳山診療所や梅島下源泉の垂れ流しも一向に改善されないなど、町民の声にこたえていない状況です。

在宅高齢者配食サービスに至っては、旧中、旧本を統一して公平なサービスにするとの名目のもと、無償ボランティアを有償に変え、経費も改正前の2倍近い1,984万円の予算を計上していますが、中川根側は今までの1食100円の自己負担が300円に値上がりするために、生活が大変で一番必要とされる高齢者が利用をやめ、ボランティアもやめる人も大勢出るなど逆効果としか言えない状況です。

25年度予算で新規事業として出された大きな事業に、デジタル防災行政無線システム共同整備費の3億5,792万円があります。国の一方的な方針で進めているものですが、多額な費用がかかる割にはデジタル化や消防広域化のメリットは少なく、特に当町のように広い山間地域を持つ自治体では、デジタル化には多くの中継局などの設置が必要であり、大規模地震などにより破壊されたり、送電がとまったりした場合は機能を果たすことができなくなってしまふ懸念がされるなど、市町村の首長さんや消防現場の方々からも様々な批判や消防力の低下を危惧する声が各地で起きていていると聞いています。

島田市議会でも、我が党議員が情報の非公開制や協議がこれまでどおり島田市単独の方向もあるのではないかと当局の見解を2月議会ですたしており、当町でももっと情報を出して議会でも議論できるようすべきです。

災害時情報通信確保に不感地帯への衛星携帯電話の屋外アンテナ設置補助4台分で140万円も個人の負担が大きく、地域をカバーできるような効率的な方法がないのかと思います。

大井川線沿線一帯を公園と見て誘客を図るレールパーク構想事業検討に88万円は、今後の事業規模を考えると、行政中心で進めるのではなく、いかに住民を巻き込んだ計画にできるかがかぎだと思ひます。

プレミアム付きお買い物券復活の補助金1,050万円も、商工会からの強い要望にこたえる点では評価できますが、もう一つ波及効果の工夫がほしいものです。

昨年秋の産業文化祭で公募の中から決まった町のマスコット、オチャッピーの着ぐるみ作成費60万円も出ております。かわいいキャラクターなので、人気者になるよう大いに活躍を期待します。

一方、継続事業の市場開発支援833万円、友好都市推進224万円、千年の学校200万円、SLフェスタ350万円、売れるものづくり400万円、おもてなしの店づくり1,000万円など、これまでの事業内容や取り組み状況、効果などに疑問があります。単に続けるだけでなくもっと一般住民が大勢参加し、まちづくりや活性化につなげる工夫や大鉄料金割引補助、高校生の通学補助、給食費無料化など、積極的な若者、子育て支援、ほかのところから呼び込む戦略的な取り組みが必要です。

相変わらず地区集会所の建物保険料や修繕費用を地区住民に押しつけています。災害への備えをはじめ、地区住民の安心・安全、活発な活動を支援する立場からも逆行しており、積極的に維持管理を行えば、修繕など地区住民の負担が増える矛盾した現状は賛成できません。区費の値上げにもつながる集会所の維持修繕などの地区押しつけはやめるべきです。

ほかにも正規職員の非正規化も大きな問題です。9人の退職に対し、正規職員の新採用は2人だけで、一般職人件費は4,000万円近い減額になっています。臨時職員を当てるとのことで賃金が1,750万円増えています。経験や研修などが必要な行政職の責任や後継者育成を臨時職員で穴埋めできると考えているのでしょうか。行政の臨時職員の待遇は安い時給や雇止めなど民間企業顔負けの劣悪な前時代的な雇用形態で急速に改めるべきです。住民サー

ビスの低下や若者がまともな収入を得る雇用のチャンスを奪うようなこと、模範となるべき行政が率先して行うなど到底認めるわけにはいきません。

ほかにも恒常的な救急車不足、医師不足は、安心の町どころか、不安の声がたえません。

最後に、私が議員になって以来、主張し続けてきた「核廃絶・平和のまち宣言」が、一昨年、全会一致で議会で議決されましたが、行政は横断幕などの町民へのアピールも行わず、全く無視を続け、平和写真展、講演、演劇、映画上映等々、平和教育や取り組みもほとんど行われていません。二度と再び過ちを繰り返さないために、さきの戦争への反省を絶対に風化させてはならないことで、しっかりとした予算措置が必要です。

また、2年たった今の30万人を超える避難生活者がおられる東日本大震災と原発事故への救援支援も、もっともっと町民に訴え、現地派遣なども取り組むべきではないでしょうか。浜岡原発が50kmに存在する町として、町民の生命、財産を守るためにも、再稼働反対の意思表示をすべきです。

以上、根本的なところで町民の生命、財産、平和を守る姿勢に欠けると言わざるを得ない当予算には、賛成できないことを明らかにして、反対討論といたします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） 11番、中田です。

私は、議案第23号、平成25年度川根本町一般会計予算に賛成の立場から討論をいたします。

本年度予算は59億7,200万円で、前年度より4億5,900万円の増額になっております。予想されます駿河湾を拠点とする東南海大地震に備え、また、どこで起きるか予測のつかない自然災害に備えた無線設備、デジタル防災無線システム共同整備事業に3億5,792万円と自主防災強化避難所対策事業等に1,070万円、住民の安心・安全強化が主であります。

また、昨年行われなかった商工会のプレミアム付きお買い物券発行事業補助金1,050万円、商工会、特に建設業界に好評である地域活性が見込まれている住宅リフォーム推進事業補助金1,500万円は継続であります。

また、町営観光施設誘客拡大事業、林業関係事業補助金等、昨年以上の予算編成であります。

地場産業である茶業振興対策には、昨年を上回る予算を計上しております。市場開発等や防霜ファンの更新等を入れた予算であります。財政規模の小さな当町ですが、行政職員の英知を絞らせた予算編成であります。

中央経済はデフレ脱却を旗印に、経済の成長を念頭に進んでおりますが、地方経済はまだまだ兆しが見えません。少しずつでも今年度の予算で地域経済の向上が見えることを期待して、私は賛成討論といたします。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから議案第23号、平成25年度川根本町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第23号、平成25年度川根本町一般会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第23号、平成25年度川根本町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第24号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第24号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第24号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第25号、平成25年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

議案第25号、平成25年度川根本町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論をいたします。

後期高齢者医療特別会計は、75歳以上のすべての高齢者から広域連合で決めた率で徴収した保険料を納付するだけの会計で、全くと言ってよいほど町の裁量の余地などない会計です。25年度予算の歳入歳出は前年度より100万円少ない1億1,710万円で、徴収見込み保険料約

8,500万円と、保険料軽減分を県と町で負担する保険基盤安定繰入金約3,200万円を合わせた1億1,700万円を広域連合へ納付する内容になっています。

保険料の予算額は年金天引きの特別徴収が1,920人分で6,783万円、1人平均3万5,328円に対し、天引きできない普通徴収は480人分で1,679万円、1人平均3万4,979円ということで、どちらもほとんど変わらない額でしたが、普通徴収のない内訳を報告していただいたところ、対象年金が月額1万5,000円以下の方が29人、介護保険料と後期保険料の合算額が年金額の半分以上を超える人が27人、75歳になり特別徴収開始前の方が59人、希望により普通徴収に変更された方が107人ということで、あと200人ほどの不明がありますけれども、こういう報告がありました。

一般会計の老人福祉費の後期高齢者医療費での説明では、当町の75歳以上の医療費は1人当たり23年度が58万3,831円、24年度が62万2,259円で、3万8,428円増えていますが、依然県下では一番低いとのことでした。

後期高齢者医療制度が始まった5年前、当町の75歳以上の1人当たり医療費平均が県の平均より20%以上低いということで、旧岡部町と当町と2町だけ不均一保険料という低い料率が設けられましたが、6年間で平均と同じ率に引き上げるということで、2年ごとの保険料改定のたびに他市町より大きな引き上げが押しつけられて大きな負担になっています。

県下一个の広域連合組織では、高齢者の声はおろか、当町のような小さな自治体がこうむる不利益さえ聞き入れられない矛盾した状況が続いているかと思われまます。

だれでも年をとれば体に言うところが出て医療費が増えるのは当たり前です。それなのに医療費がかかる75歳以上だけをすべての医療保険から出して単独の保険制度に囲い込み、医療給付費の1割を75歳以上の高齢者の窓口負担とし、1割を保険料として残りの半分を40歳以上の人すべての医療保険に加算して徴収し、国・県・町の公費負担をそれまでの半分に引き下げて、負担が増えるのが嫌なら医者にかかるのを我慢するしかないと受診抑制が持ち込まれ、診療報酬にも差がつけられて、お医者さんが熱心に検査をするなどすると、赤字になるような差別制度が持ち込まれたこの制度は、まさに親不孝制度としか言えない冷たい政治によってつくられた制度です。

減らされることはあっても、増えることのない年金だけが頼りの高齢者に、際限ない保険料値上げを押しつけ、不安と失望感を増長させている制度です。

国保では、高齢者への発行を禁じていた窓口負担が10割になる資格証明書発行も、後期高齢者医療では滞納が1年以上続けば発行する制度になっています。しかし、当町では滞納者との相談などの努力で資格証明書発行が防がれていますが、制度開始から4年しかたっていない23年度決算額で普通徴収部分で136万円もの未収額が出ており、わずかな年金からも容赦なく保険料を取り立てられ、ぐあいが悪くても医者に行くお金もなく、我慢するしかない。重症化、手遅れなどの悲しい事例が全国では後を絶ちません。

戦前戦後を懸命に生き抜き、家族や社会を支えて今日の豊かな社会の反映に貢献され、御

苦勞されてきた高齢者の皆様に、際限ない負担増や受診抑制を持ち込む冷たい制度に基づく当会計予算には、賛成できないことを明らかにして反対討論とします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、久野君。

○9番（久野孝史君） 9番、久野です。

それでは、賛成の立場から討論いたします。

以前から反対議員の言うとおりに、そもそも当会計は当町の裁量の余地はほとんどないものであります。あるとすれば、保険料徴収においていかに対応すべきかにあります。

そこで、当町においては特別徴収1,920人、普通徴収480人、うち1万5,000円以下の年金の方は29人と先ほどもありましたように、報告がありました。また、当町では努力の上資格証明書はなく、短期証明書は1名と、全国的に見てよい結果という判断が妥当かどうかわかりませんが、安堵されます。

しかしながら、後期高齢者医療制度は差別的、親不孝な制度と言われますが、国民医療費の伸びは年々3%、うち後期高齢者医療費は5.5%、当町では8.7%と伸びています。

そのため、どうしても共同事業による財源の恒久的確保と負担における変動の緩和をするため、また、旧老人保健医療制度の現実的な破綻、高齢者と現役世代の負担割合の明確化、それぞれ国保、被用者保険に入っていることにより、同じ所得でも現状負担が異なるというような矛盾から、この制度は平成20年度から始まっております。

また、繰出金においても、国・県・市町が5割、現役世代が4割、残り1割を75歳以上の人が負担しております。

先ほど少し話が出ましたが、例えば国保の支援金は1億1,800万円、町の広域連合医療給付費負担金は1億2,500万円としています。繰出金は800万円。

そして昨年前政権より制度を廃止する旨が上げられましたけれども、それも先延ばしにされました。また、そこには平成30年度に国保と被用者保険に組み入れられますが、75歳以上は相変わらず別建てとなり、抜本的な解決はされておられません。

したがって、現状はこの国の制度のもと、静岡県広域連合より保険料負担金をもとに予算化することになり、実績に基づく保険料と基盤安定負担金となっております。その上で適正に予算化されているものでありますので、妥当と認め、原案に賛成いたします。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから議案第25号、平成25年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第25号、平成25年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり

り決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立多数です。

したがって、議案第25号、平成25年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第26号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第26号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第26号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第27号、平成25年度川根本町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号、平成25年度川根本町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第27号、平成25年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第27号、平成25年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第28号、平成25年度川根本町温泉事業特別会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号、平成25年度川根本町温泉事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第28号、平成25年度川根本町温泉事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第28号、平成25年度川根本町温泉事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第29号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第29号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定をすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第29号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第14 川根本町議会議員派遣の件

○議長(板谷 信君) 日程第14、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第128条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおりです。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

この後、議会運営委員会を開催します。議会運営委員会は議員控室で行いますので、議会運営委員会の委員は議員控室に移動します。

また、議会運営委員会に引き続き、第1常任委員会及び第2常任委員会を開催いたしますので、その他の議員も大会議室へ移動願います。再開は委員会終了後といたします。

休憩 午後 4時16分

再開 午後 4時38分

○議長(板谷 信君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。



◎日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(板谷 信君) 日程第15、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎日程第16 第一常任委員会及び第二常任委員会の閉会中の所掌事務

調査の件

○議長（板谷 信君） 日程第16、第一常任委員会及び第二常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

第一常任委員長及び第二常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

第一常任委員長及び第二常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、第一常任委員長及び第二常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎閉 会

○議長（板谷 信君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成25年第1回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦勞さまでした。

閉会 午後 4時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年 3月22日

議 長 板 谷 信

署 名 議 員 中 野 暉

署 名 議 員 高 畑 雅 一